

第四十三回 参議院法務委員会會議録第十二号

昭和三十一年五月九日(木曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

竹中 恒夫君

五月八日

選任

坪山 徳弥君

選任

小宮市太郎君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

後藤 義隆君

松野 孝一君

稲葉 誠一君

和泉 寛君

杉浦 武雄君

坪山 徳弥君

武藤 常介君

小宮市太郎君

柏原 ヤス君

山高しげり君

岩間 正男君

国務大臣

法務大臣

中垣 國男君

国務大臣

篠田 弘作君

政府委員

警察庁長官官房

長

後藤田正晴君

警察庁刑事局長

宮地 直邦君

警察庁警備局長

三輪 良雄君

法務政務次官

野本 品吉君

法務省民事局長

平賀 健太君

法務省刑事局長

竹内 壽平君

事務局側

常任委員

会専門員

西村 高兄君

説明員

法務省刑事

局長 辻 辰三郎君

法務省刑事

局参事官 長島 敦君

法務省入国

管理局长 富田 正典君

外務省アジア

局長 前田 利一君

北東アジア課

長 矢野 泰男君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

局参事官 長島 敦君

外務省移住

近年における暴力犯罪の実情を見ま

するに、その数において依然減少の傾

向を示さないばかりでなく、特にい

ゆる暴力団すなわちやくざ、暴力テ

キ、青少年不良団、売春、麻薬暴力

その他の暴力的不良団体の構成員また

はその仲間ともいふべき人々による悪

質な暴力犯罪が増加の傾向を示して

おりますことは、きわめて憂慮にたえ

ないところであります。もとより、政府

におきましては、このような事態に対

処するため、さきに昭和三十三年には

刑法等の一部改正について、また、昨

三十七年には銃砲刀剣類所持取締法

の一部改正について、それぞれ国会の

御審議をうけられ、法律としてこれ

らを逐次実施に移すとともに、法

の運用面におきましても、関係政府機

関において緊密な連携のもとに暴力犯

罪の防止に努力して参つてゐるのであ

ります。しかしながら、いわゆる暴力

団の構成員等が依然として常習的に暴

行、傷害等の暴力犯罪を繰り返して

まゝ、その犯行の手段としてしばしば拳

銃、日本刀等きわめて危険な凶器を用

いてゐることは顕著な事実でありまし

て、この際、この種の社会不安を惹起

する暴力犯罪に対して、より一そう強

力かつ適切な対策を講ずるために必要

な法改正を行なひますことは、単に強

い世論にこたへるといふばかりでな

く、国家の刑政から見ましても、きわ

めて緊要なことと考えられるのであり

ます。これが本法案を提出することと

いたしました理由であります。

この法律案の骨子は、次のとおりで

あります。

第一点は、銃砲または刀剣類を用い

る傷害を特別の犯罪類型として一般の

傷害罪より重く処罰する規定を新設し

ようとするものであります。この規定

を設けます理由は、銃砲または刀剣類

を用いる傷害がきわめて高度の危険性

を持つ悪質な犯罪であるばかりでな

く、すでに述べましたようにこの種の

危険な傷害が暴力団の構成員等によつ

て多く犯されてゐる実情からみま

して、当面、特にその必要性が認めら

れるからであります。なお、本罪につ

ては、その犯罪の性質にかんがみ、未

遂罪を処罰するとともに、日本国民の

行なり国外犯をも処罰することが相当

と考えられますので、その趣旨の規定

を設けることとしたのであります。

第二点は、常習的暴力行為に関する

規定を整備、強化しようとするもので

あります。すなわち、現行の暴力行為

等処罰に関する法律第一条第二項に規

定されてゐる常習的暴力行為に対する

法定刑を引き上げるとともに、現在で

も右の常習的暴力行為に含まれてゐる

暴行、脅迫、器物損壊のほか、新たに

これに刑法第二百四十四条の傷害を加

え、傷害を含む常習犯について通常の傷

害より重い刑を定めたことによりまし

ます。その趣旨は、暴力団の構成員等

の多くが暴行、脅迫、器物損壊のみなら

ず、傷害をも含めた暴力犯罪を常習的

に繰り返してゐる現状にかんがみ、一

面において、この種の常習犯に対する

法定刑を引き上げその強力な防止をは

かるとともに、他面、この種の常習犯

人に対して相当期間にわたる適切な矯

正処遇等の措置を講じその改善更生を

はかることが、当面最も緊要と考えら

れるからであります。

最後に、裁判所法の一部改正は、右

に申し述べました暴力行為等処罰に關

する法律の一部改正によりまして、短

期一年以上の懲役に当たることとなる

罪にかかわる事件については、事案の

性質等にかんがみ、地方裁判所は、原

則として、一人の裁判官でこれを取り

扱うこととしようとするものでありま

す。

以上が暴力行為等処罰に関する法律

等の一部を改正する法律案の趣旨であ

ります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決下さいますよう、お願い申し上

げます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 以上で説明

は終わりました。本案に対する質疑

は、後日に譲ります。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、商業

登記法案及び商業登記法の施行に伴う

関係法令の整理等に関する法律案を議

題といたします。

商業登記法案については、すでに提

案理由の説明等を聴取いたしております

ので、本日は、商業登記法の施行に

伴う関係法令の整理等に関する法律案

について提案理由の説明を聴取いたし

ます。中垣法務大臣。

○国務大臣(中垣國男君) ただいま議題となりました商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、商業登記法の施行に伴い、関係法令の整理等を行なうとともに、所要の経過措置を定めようとするものでありますが、その要点を申し上げますと、第一、商業登記法の制定に伴って、現行非訟事件手続法中の商業登記に関する規定を削除するとともに、会社以外の法人の登記手続に關して非訟事件手続法中の商業登記に関する規定の準用を改めて商業登記法中の相当規定を準用することとする等、関係法律に所要の整理を加えたものであります。

第二、商業登記法において会社が本店を移転した場合に旧所在地においてなすべき登記と新所在地においてなすべき登記とを同時にすることとしたことに伴い、会社が本店を移転した場合の登記の期間を改めるとともに、会社以外の法人が主たる事務所を移転した場合における登記の期間もこれに準じて改めたものであります。

第三、会社以外の法人についても、その登記の申請は、会社の場合と同様に、原則として代表者がすることとし、また、その主たる事務所の移転、合併等の場合における登記の手続も、会社の場合と同様の手続に改め、これら法人の登記手続の合理化をはかったものであります。

第四、特別法に基づく各種の法人について現行法では役員の一部を登記することとしているものが少なくないが、役員の一部を登記することは実益

がきわめて乏しいので、これらの法人についてはその代表者だけを登記すれば足りることとして、これらの法人の登記手続上の負担を軽減するとともに、登記事務の簡素化をはかったものであります。

第五、商業登記法及びこの法律の施行に伴う所要の経過措置を定めたものであります。

以上がこの法律案の主たる内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませう、お願い申し上げます。

○委員長(島島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。それでは、両案につきまして質疑を行ないます。

○稲葉誠一君 これは、商業登記法案と、この施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案と、二つになつておりますが、どうして一緒に提案しなかつたのですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの御指摘、非常にごもっともでございます。私どもも当初この二つの法律案を一本にいたしました。この整理法のほうは要するに商業登記法の施行に伴うものでございまして、附則のほうに規定いたしましたらいかかと考えたのでございまして、ところが、単なる施行に伴う整理だけではございせん、ただいま大臣の提案理由の御説明の中にもございまして、従来、役員

の登記を全役員について登記しておつたのを代表者だけに限るとか、あるいは、本店、主たる事務所の移転、合併その他の手続は商業登記法に合わせるべきけれども、これはどうも整理という範疇に入りませんものから、そう

いう関係で、私どもとしましてはやむなく別の法律案にしたという次第でございます。

○稲葉誠一君 今の最後に言われた二つの点は、附則という形ではまずいのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、従来の立法の場合の法制局の慣例と申しますか、に従ひまして、商業登記法の施行に伴う純粋の整理と申しますと、非訟事件手続法の一部を改正する、これは整理に完全に入るわけでございます。それだけにとどまらず、ただいま申し上げましたような商業登記法と同じ建前にするということ、これも広い意味では整理とも言えるかと思うのでございまして、それは従来の慣例では整理ということに入れていないといふこととございまして、別の法律案にいたしました次第でございます。

○稲葉誠一君 商業登記に限定しないのですが、登記制度の目的ですね、目的はどこにあると考えたらいいんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 登記制度の目的は、不動産の登記、それから商業登記、それから会社以外の法人の登記、若干違いはございますけれども、根本は、要するに取引の安全を保護するといふところが根本であろうかと考えております。

○稲葉誠一君 近ごろの法律は、第一条でその目的の明示をするのが普通のやり方になつてゐるわけですが、この場合では特にそういふふうな目的などは書かなかつたのですか。

○政府委員(平賀健太君) これも、従来の慣例と申しますか、登記では、不動産の關係では不動産登記法があるわけでありまして、不動産登記法におきましても、実は第一条に目的の規定がないわけでございます。まあ目的の大原則というものは、不動産登記法でありまして民法の百七十七條に規定がございまして、商法におきましても、十二条でございまして、商業登記の大原則、大目的と申しますか、規定が出てゐるわけでございます。従来、不動産登記法に目的の規定を置かなかつたのもやはりそういふ趣旨にあるので、そういう趣旨からではないかといふふうに考えられるわけでございます。不動産登記法などにならないとして商業登記法におきましてもその目的の規定といふものを最初に置かなかつたのでござい

ます。

○稲葉誠一君 不動産登記法は、いつできたのですか。

○政府委員(平賀健太君) 現行の不動産登記法は、明治三十二年の法律でござい

ます。

○稲葉誠一君 だから、いわゆる戦前の法律の場合には、法律の目的といふものを書いた法律といふのはほとんどないわけでしょう。戦後の法律は、全部第一条に目的を書くのが普通のやり方になつてゐるわけでしょう。商業登記法といふのを確立したとすれば、商業登記の目的といふのを第一条にしっかりと書くのが普通の行き方じゃないですか。不動産登記法と比較したつて、不動産登記法はずっと古い法律だから、そこに目的がないのはあたりまえです。特に民法の百七十七條といつたつて、それは対抗要件をきめただけであ

りません。不動産登記の目的が民法の百七十七條に書いてあるといふことは、ちよつとおかしいじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、戦前の法律には、戦後の法律のように目的に関する規定なんかを置かないのが通例でございまして、ただ、不動産登記法、それから非訟事件手続法、これも古い明治三十一年の古い法律でございまして、これも、それが手続法といふこともあるのじゃないかと思つてございまして。たとえば戦後でございました戸籍法なんか、これも民法の手続法になるわけでございますが、戸籍法にもそういう目的に関する規定は置いていないのでございまして、やはり民法の大原則を受けた手続規定だといふところにあるのじゃないかと考えるのでござい

ます。

○稲葉誠一君 まあ私の聞いたのは、それほど問題点になるほどのことではないわけですね。手続法でも、刑事訴訟法には第一条にちゃんとその目的が書いてあるわけでありまして、いづれにしてもたいた問題じゃないのです。が、その登記の目的が第三者保護だといふことになれば、やはり企業の内容といふものを登記簿の中にはつきり出しておくことが第三者保護になると、こゝろ考えられるんですね。企業の内容といふふうなこと——内容にもいろいろあるでしょうけれども、それは現在の商業登記の中には全然といっていいくらい出てこないのじゃないですか。商業登記簿を見たつて、第三者をどう保護をされてゐるのですか。現在そういふ会社があるかないかといふこと、資本金が幾らだといふことはわかるけれども、そのほかのことは何にもわからんのではないですか。現在の商業登記の制度、ことに株式会社の登記制度の場合に、それによつて第三者保護の

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、戦前の法律には、戦後の法律のように目的に関する規定なんかを置かないのが通例でございまして、ただ、不動産登記法、それから非訟事件手続法、これも古い明治三十一年の古い法律でございまして、これも、それが手続法といふこともあるのじゃないかと思つてございまして。たとえば戦後でございました戸籍法なんか、これも民法の手続法になるわけでございますが、戸籍法にもそういう目的に関する規定は置いていないのでございまして、やはり民法の大原則を受けた手続規定だといふところにあるのじゃないかと考えるのでござい

ます。

○稲葉誠一君 まあ私の聞いたのは、それほど問題点になるほどのことではないわけですね。手続法でも、刑事訴訟法には第一条にちゃんとその目的が書いてあるわけでありまして、いづれにしてもたいた問題じゃないのです。が、その登記の目的が第三者保護だといふことになれば、やはり企業の内容といふものを登記簿の中にはつきり出しておくことが第三者保護になると、こゝろ考えられるんですね。企業の内容といふふうなこと——内容にもいろいろあるでしょうけれども、それは現在の商業登記の中には全然といっていいくらい出てこないのじゃないですか。商業登記簿を見たつて、第三者をどう保護をされてゐるのですか。現在そういふ会社があるかないかといふこと、資本金が幾らだといふことはわかるけれども、そのほかのことは何にもわからんのではないですか。現在の商業登記の制度、ことに株式会社の登記制度の場合に、それによつて第三者保護の

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、戦前の法律には、戦後の法律のように目的に関する規定なんかを置かないのが通例でございまして、ただ、不動産登記法、それから非訟事件手続法、これも古い明治三十一年の古い法律でございまして、これも、それが手続法といふこともあるのじゃないかと思つてございまして。たとえば戦後でございました戸籍法なんか、これも民法の手続法になるわけでございますが、戸籍法にもそういう目的に関する規定は置いていないのでございまして、やはり民法の大原則を受けた手続規定だといふところにあるのじゃないかと考えるのでござい

ます。

○稲葉誠一君 まあ私の聞いたのは、それほど問題点になるほどのことではないわけですね。手続法でも、刑事訴訟法には第一条にちゃんとその目的が書いてあるわけでありまして、いづれにしてもたいた問題じゃないのです。が、その登記の目的が第三者保護だといふことになれば、やはり企業の内容といふものを登記簿の中にはつきり出しておくことが第三者保護になると、こゝろ考えられるんですね。企業の内容といふふうなこと——内容にもいろいろあるでしょうけれども、それは現在の商業登記の中には全然といっていいくらい出てこないのじゃないですか。商業登記簿を見たつて、第三者をどう保護をされてゐるのですか。現在そういふ会社があるかないかといふこと、資本金が幾らだといふことはわかるけれども、そのほかのことは何にもわからんのではないですか。現在の商業登記の制度、ことに株式会社の登記制度の場合に、それによつて第三者保護の

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、戦前の法律には、戦後の法律のように目的に関する規定なんかを置かないのが通例でございまして、ただ、不動産登記法、それから非訟事件手続法、これも古い明治三十一年の古い法律でございまして、これも、それが手続法といふこともあるのじゃないかと思つてございまして。たとえば戦後でございました戸籍法なんか、これも民法の手続法になるわけでございますが、戸籍法にもそういう目的に関する規定は置いていないのでございまして、やはり民法の大原則を受けた手続規定だといふところにあるのじゃないかと考えるのでござい

ます。

○稲葉誠一君 まあ私の聞いたのは、それほど問題点になるほどのことではないわけですね。手続法でも、刑事訴訟法には第一条にちゃんとその目的が書いてあるわけでありまして、いづれにしてもたいた問題じゃないのです。が、その登記の目的が第三者保護だといふことになれば、やはり企業の内容といふものを登記簿の中にはつきり出しておくことが第三者保護になると、こゝろ考えられるんですね。企業の内容といふふうなこと——内容にもいろいろあるでしょうけれども、それは現在の商業登記の中には全然といっていいくらい出てこないのじゃないですか。商業登記簿を見たつて、第三者をどう保護をされてゐるのですか。現在そういふ会社があるかないかといふこと、資本金が幾らだといふことはわかるけれども、そのほかのことは何にもわからんのではないですか。現在の商業登記の制度、ことに株式会社の登記制度の場合に、それによつて第三者保護の

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、戦前の法律には、戦後の法律のように目的に関する規定なんかを置かないのが通例でございまして、ただ、不動産登記法、それから非訟事件手続法、これも古い明治三十一年の古い法律でございまして、これも、それが手続法といふこともあるのじゃないかと思つてございまして。たとえば戦後でございました戸籍法なんか、これも民法の手続法になるわけでございますが、戸籍法にもそういう目的に関する規定は置いていないのでございまして、やはり民法の大原則を受けた手続規定だといふところにあるのじゃないかと考えるのでござい

ます。

目的が一体達せられているんですか。また、達するためにどういうふうにしたらいとお考えですか。

○政府委員(平賀健太君) 取引の安全保護という見地からいいますと、一休

会社、株式会社に於いて申しますと、そういう株式会社が有るかどうかが、存在するすればどういふ商号を持ちどういふ目的を持つ、それからどういふ資本の内容であるかということ

がまた肝心であるわけでありまして、特に取引の安全保護という見地から申し上げますと、会社と取引をしようとする人がだれを相手にやつたらいいか、その会社の代表者はだれか、この

代表者の登記、まあ株式会社についていいますと代表取締役でございますが、この会社の組織機構が登記されておること、これが絶対不可欠であるわけでございます。ただ、現行の登記制度におきましては、なるほどその会社の商号、目的、組織機構はこれで全部

わかるわけでございますが、その会社の現在の資産の内容がどうなっているか、資産状態がどうなっているかという

ことは、現在の商業登記の制度ではこれは把握できないわけでありまして、この商業登記法におきまして、そこ

までは実は踏み切っていないのでございまして、さらに商業登記制度の完壁を期しますためには、会社の資産状態を明らかにすることができるよう、

商業登記の制度のそれ自体、あるいはそれに付加した他の制度によりまして、登記所においてそれがわかるようにすることが理想であるわけでございます。法制審議会におきましては、株式会社の計算書類、すなわち貸借対照表と損益計算書を登記所に備えるとい

う制度を採用するようにという答申が実はあつたわけでございますが、遺憾ながらこれは予算の関係でまだ実現を見ておりません。そういう制度が完備いたしますと、ほんとうに理想的な商業登記制度になるのではないかと私も考へておる次第でございます。そういう制度ができるだけ早い機会に実現しますように、今後も努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 今、そういうふうによつたほうが理想的だけれども、予算の関係でできないと言われたんですか、そんなに予算がかかるのですか、それは。

○政府委員(平賀健太君) 株式会社の数も全国で相当の数に上つておりますが、一年に一回あるいは二回、定時総会の都度、貸借対照表、損益計算書ができて、総会の承認を得てこれは確定するわけでございますが、それが登記所に提出されまして、まずその保管設備というものを考えなくてはならない。登記所におきまして、そういう書類の提出がございまして、ただ単に内容を全然審査もしないで受け取つて保管しておけばいいというわけではございません。やはり、それが様式になつていのかどうか、適法に作成されていのかどうかにつきまして、ある程度の審査をしなければなりません。そうなりますと、人員がやはり若干名の増員というものが考えられなくてはならないわけでございます。ところが、御承知のとおり、現在の法務局の現状というのは、庁舎が非常に古いところが多いのみならず、新しいものも庁舎が狭隘を告げておる。ことに書庫が狭隘を告げているところが非常に多

いのでございまして。そういう関係で、計算書類を登記所に備えるという制度を採用するにつきますと、施設の改善、人員の増加ということがどうして、これは先決問題になりまして、その関係でにわかには実現ができていない非常に遺憾な現状なのでござい

す。○稲葉誠一君 登記官吏は、登記事項について、これは形式的審査権しかないわけですね。実質的な審査権がないということは、これは明らかなんです。これは今の登記法の中では明文化はされてないわけなんです。そこ

はどうなつていのですか。○政府委員(平賀健太君) これは、私も法務局のほうで所管しておりますところの登記の事務、あるいは、市町村で所管しております法務局が監督いたしておるわけでございますが、戸籍事務なんかにつきましては、登記官であるいは戸籍事務の管掌者である市町村長は、実質審査権がない、形式的審査権しか持たないということが今まで理論上言われておるわけでございます。ただ、この形式審査権、実質審査権という言葉を、多少誤解を招くおそれもあるにしろあらずと思つております。要するに、形式審査権と言われ

ておりますのは、提出された登記の申請書あるいは戸籍の届出書並びに添附書類、それから登記所なり市町村役場に備えてございまして、その登記簿、戸籍簿、そういうものを資料にして審査をするということなのでござい

ます。それ以外の資料を用いては審査をしない。たとえば、申請書に書かれておる事項が真実であるかどうか、添附書類に記載されている事項が実質

に合つていのかどうかの審査をするということができないという意味なのでござい

ます。形式審査権だけしか有しないということは、法律の明文は実はないわけでございますが、これは法律で申請書の記載事項を定め、申請書の添附書類を定めおる、そのことから、これは当然これらのものを資料にして審査をしるということになると思うのでござい

ます。法律全体の解釈から、いわゆる形式審査権を有するだけであつて、実質審査権を持たないという解釈が生まれてくると思うのでござい

ます。○稲葉誠一君 ですから、形式的審査権しかないんだということをはつきり条文の上に表わせば、それによつて登記事務も明白な誤謬とか脱漏がない限り受け付けるという形になつてきて、今よりもっと早く登記事務が進捗するということとは考えられるんじゃないですか。この点の審査権が、実質的審査権がないことはわかつていても、なかなかいろいろ詳しくあちこち調べますから、結局時間がかかつてしまふから、それでおくれば済むものじゃないですか、今の段階は。

○政府委員(平賀健太君) その点につきましては、法律全体の解釈から、従来、いわゆる形式審査権しかない、実質審査権を持たないという解釈でござい

ますので、登記所におきましてはその大原則に従つて事件を処理しており

ますので、提出された申請書、添附書類、それから登記所に備えてござい

ます登記簿以外の資料を申請人に要求するとか、あるいは職権で登記官吏が調査をいたしまして、そのために登記が非常に滞滞をするというようにな

るとは、これは絶対にないとして申し上げて

いたいと思うのでござい

ます。それからお、形式審査権しかないということは、その趣旨の明文の規定はございせんが、かえつて実質審査権を持ちます場合は法律に規定がござい

ます。その例が不動産登記法の第五

十条でござい

ます。不動産の表示の登記、すなわち、土地、建物の現況を不動産登記簿の表題部に記載するわけ

でございますが、その表題部に不動産の現況を記載するにつきますと、登記の申請書あるいはその添附書類のみに

よることなく、実態の調査をしなければならぬということになつておりまして、むしろ実質審査権を持つておりま

す場合は、その旨の規定が明文で置かれておるわけでございます。こういう趣旨からも、その反面解釈からも、その他の事項については実質審査権がないということがさらに明らかにならうかと考えるのであります。

○稲葉誠一君 今、登記所、ことに商業登記の中で非常に仕事が多いわけですが、人数が足りないというところもあつたと思つておるんですが、これはあとで聞きたいと思つておるんですが、仕事の中ではどういふ仕事が一番多いわけですか、登記所で扱う事務では。

○政府委員(平賀健太君) 商業登記の中で量的に申しまして一番多いのは、何と申しまして株式会社に關する登記でございます。会社数が非常に多い関係で株式会社に關する登記が多いわけですが、その株式会社に關する登記の中でも一番量的に多くを占めておりますのは、役員の変更登記なのでござい

ます。

第三部 法務委員会會議録第十二号

昭和三十八年五月九日

【參議院】

三

○稲葉誠一君 ちよつと私の質問の仕方が悪かったのですが、答えが私のお聞きしたい答えではなかった。商業登記に関連して登記所で扱ういろいろな仕事があるわけですね。この事務がいろいろあるわけですね。その中で一体どういう仕事が一番多いか。たとえば、原本とか抄本の下付申請に対して登記所でそれを作らなければならぬ仕事もあるだろうし、それからそうでなくて登記申請が出るでしょう、申請書を見て原本を転記するわけですね、その仕事量が事務量として非常に多くを占めているというふうに私ども聞いていたわけですが、そういうふうな事務量の中でどういう事務が量が多いのかということを知りたいわけですね。それが多量といふれば、それに伴つての改善策といふものもそこで考えられてくるわけですが、その点を聞くわけですね。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの御質問、簡単に答えさせていただきますと、困難なものでございますが、と申しますのは、私ども登記の事件の量を申し上げます場合には、甲号事件と乙号事件というふうに分け方をしているわけでございます。甲号事件というのは、登記簿に記載を要する事件。それから乙と申しますのは、登記簿の閲覧でございます。と申すとか、あるいは印鑑証明その他登記簿に記載しない事件を乙号事件と申しておるわけでございます。一般的には、甲号事件のほうが手数がかかるわけでございます。申請書を受け付けまして、関係の登記簿を出しまして、登記簿と対照して申請書の内容が整っているかどうか、添附書類が整っているかどうか、調査の段階でございます。

それから登記簿に記入をするということになるわけでありまして。この甲号事件につきましても一番時間がかかりますのは、調査の仕事でございます。これは、書くのは、調査が済みまして登記簿に記載するわけでございます。記載事項が非常に長いと時間がかかりますけれども、甲号事件の事務処理の中で一番頭を使い、手数を要しますのは、やはり調査の仕事なのでございます。それから乙号事件は、これは最近では事務機械をだいぶ入れまして、大きい登記所においてはこれはだいぶ手間は省けるようになりまして、ただ、まだ末端の小さい登記所におきましては、そういう機械が配賦されておきません。関係で、登記所に原本の申請が出ますと、一々筆写して写さなければならぬ。そのために非常に時間がかかるというところになるわけでございます。ですから、登記所によりましては、乙号事件に非常に時間を食われるところがあるわけでございます。

○稲葉誠一君 商業登記の場合は、申請という制度をとっているわけですね。申請というのと届出というのは違うのですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記のほうでは、申請か、あるいは官庁の嘱託か、この二種類でございます。届出のほうは、これは戸籍のほうでは申請と言わずに届出という言葉を使っております。

○稲葉誠一君 どう違うのですか。

○政府委員(平賀健太君) まあ実質は似たり寄つたりのことでございまして、そういう趣旨があるかと思ひます。それから戸籍事務の届出は、報告でございます。

でございます。いわば報告なのであつて、そのことに基づいて戸籍の記載をする。戸籍に記載をすることの請求という趣旨ではない。まあこれは沿革的なところからそういうふうになつておるんだらうと思ひますが、現行法では、戸籍のほうは届出という言葉を使っております。登記のほうは申請という言葉を使つておるわけでございます。

○稲葉誠一君 申請だからというので、そこで登記官吏としてはいろいろ内容を調べる権限があるというので、いわば実質的審査権に近い権限がそこにあるんだという考えが出てくるわけではないんですか。

○政府委員(平賀健太君) そういうふうなことはございせん。戸籍のほうにおきましても、届出がありまして、届出書の内容が不適当である、あるいは添附の書類が足りないという場合には、これはやはり不受理という処分をいたすわけでございます。その点は、届出と申請がそういう違いから登記のほうでは実質審査権が多少加わつてくるというふうなことはございせん。

○稲葉誠一君 だから、事務が非常に煩雑になつてきておけるわけですね。それは、申請書を出して、それから原本に内容を調べて転記するわけですね。それでなくて、届出書を作つて、その届出書をそのまま原本として認めるという形をとれば、事務量といふものは非常に少なくなつてくるんじゃないですか。人数も少なくなり、仕事も減つてくるんじゃないですか。こういう点についていろいろ改善策が考えられているんじゃないでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの御意見、非常にごもっともでございます。制度なんかでは、提出がありました登記の申請書をそのままファイルいたしまして、それが登記簿になるという例をとつておられるところがございます。ただ、その制度は、登記所のほうとしてこれは非常に楽でございますが、登記簿を閲覧しまして、現在の権利関係がどうなつておるか、つまり、会社組織がどうなつておるかといふことが一覽して非常に見にくい点が実はあるわけでございます。日本の現在の制度でございます。申請書をそのままファイルするのではなくて、登記簿に記載するといふことで、一目で現在の組織機構がよくわかるという利点があるわけでございます。しかしながら、私どももいたしましては、今回の商業登記法案が可決していただきました晩におきましては、商業登記規則、法務省令をやはり改正しなければならぬ。ただいま仰せのような点も考慮に入れます。で、ファイル・システムと申しますか、これも取り入れる可能性のあるものはできる限り取り入れるように工夫をいたしまして、もっと合理化したいというふうに実は考えておるのでございます。

○稲葉誠一君 登記官というのが条文の中にありますね。第四条に登記官といふのがありますね。これはどういふ人で、全国で何人ぐらいいるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記官といふのは、現行の制度で、この商業登記

法案にも出ておりますが、第四条でございます。法務局、地方法務局またはその支局、出張所に勤務して法務事務官の中から法務局長、地方法務局長が登記官として指定をするということになつております。この登記官として指定を受けておられる者が現在何人おるか、これは正確な数を把握していませんが、大体、法務局でございまして、登記課長といふのがおります。登記課長がこれは登記官に当然指定されております。そのほかに二人、三人あるいは四人、若干名が法務局において登記官に指定されております。それからそのほかの支局におきましては、大体、支局長とそのほかに一名、大きいところになりますと二名といふふうになります。そういう者が登記官に指定されております。それから出張所におきましては、小さい出張所では、大体、出張所長一人が登記官に指定されておる。大出張所になりますと、そのほか若干名が登記官の指定されておる、こういう状況で、これは随時変更もございまして、登記官の数字は現在正確に把握いたしておりません。ただ、登記官以外にも、登記官に指定をされない法務事務官で登記事務に従事しておる補助者がいるわけでございます。その数字を申し上げますと、現在のところ大体七千三百人ぐらい、これは不動産も含めてでございますが、不動産登記、商業登記、法人登記、全部含めまして約七千三百名ぐらいの者が登記事務に従事いたしております。

○稲葉誠一君 登記官といふのはよくわかつたのですが、登記官補助者といふのが扱う仕事ですが、その仕事、登

記事務をやるという根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記事務の処理者は、これはあくまで登記官でございまして、登記官に指定されていなければ、他の者は補助者でございまして、実際はしかし事件の受付をしたり、調査をしたり、あるいは記入をしたりする仕事を分担いたしておりますが、で、上りました登記簿を最後に調べまして、登記の記載を調べまして間違いがないかどうかというのを確認いたすわけでございます。まあ私もこれは検査と申しておりますが、登記官が最後に検査いたしました登記官の認印を押すということで、個々の事務の過程におきましては補助者がやる部分が少ないわけではございませんが、責任はあくまで登記官が持つという建前なのでございます。

○稲葉誠一君 今の中で一つ問題があるのですが、それは、登記官にしろ登記官の補助者が非常に数が少ない。そのために民間人を使っておりますね。あれはどういうわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 民間人を使っておられるところが実は遺憾ながら少なくないわけではございますが、大体、民間人と申しまして、司法書士あるいは土地家屋調査士の方々の援助を受けておられるわけでございます。そういう方方にお願いたしておりますのは、登記簿の謄本の作成でございます。謄本を作成します場合に、どうしても法務局の職員だけでは手が足りません関係で、やむなくお手伝いをお願いしておりますという次第でございます。

○稲葉誠一君 それは、全国的にどの程度の人数が手伝っているのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、延べにいたしまして相当の数になるわけでございます。それから謄本の作成以外に、土地改良の登記であるとか区画整理の登記であるとか、いわゆる特殊登記の事件がありまして、大量に事件が出てくるわけではございまして、そういう場合には、土地改良区あるいは土地区画整理組合の職員の方々にも手伝いをしていただく。そういう者も含めると、これは相当の膨大な数に実はなるわけでございます。

○稲葉誠一君 その土地改良とか特殊な場合は別として、一般の登記の謄抄本を作る場合で、さういふふうなときに、司法書士だとかその他のところの人に援助を願っているのですか、これは司法書士なんか直接やっているわけじゃないでしょうか。司法書士のところに勤めている事務員がやっているのでしょうか。それはあとでまた聞きますが、具体的にさういふ人たちがやっていることに對して、国としては何か報償費とか知らぬけれども、補助しているとか何とか、金銭的な謝礼みたいなことをしているのですか、どうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 実は、それは全然やっていないのでございます。さういふ状態をできるだけ早く解消したいというので、先ほどもちょっと申し上げましたが、事務機械、最近はい複写機がたぐさんできておりますので、複写機を登記所に配賦いたしまして、それで作るように、以前は全部筆写して非常に時間をかけてやっておったのでございますが、筆写をやめて最

まあ今わからなければ、あとでもいいのですが。

○政府委員(平賀健太君) これは、延べにいたしまして相当の数になるわけでございます。それから謄本の作成以外に、土地改良の登記であるとか区画整理の登記であるとか、いわゆる特殊登記の事件がありまして、大量に事件が出てくるわけではございまして、そういう場合には、土地改良区あるいは土地区画整理組合の職員の方々にも手伝いをしていただく。そういう者も含めると、これは相当の膨大な数に実はなるわけでございます。

○稲葉誠一君 その土地改良とか特殊な場合は別として、一般の登記の謄抄本を作る場合で、さういふふうなときに、司法書士だとかその他のところの人に援助を願っているのですか、これは司法書士なんか直接やっているわけじゃないでしょうか。司法書士のところに勤めている事務員がやっているのでしょうか。それはあとでまた聞きますが、具体的にさういふ人たちがやっていることに對して、国としては何か報償費とか知らぬけれども、補助しているとか何とか、金銭的な謝礼みたいなことをしているのですか、どうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 実は、それは全然やっていないのでございます。さういふ状態をできるだけ早く解消したいというので、先ほどもちょっと申し上げましたが、事務機械、最近はい複写機がたぐさんできておりますので、複写機を登記所に配賦いたしまして、それで作るように、以前は全部筆写して非常に時間をかけてやっておったのでございますが、筆写をやめて最

近の新しい複写機を使って、これで登記所自体で謄本を作つて申請人に交付するようになつていまして、たゞ、一つ非常な支障になりまして、複写機を使います場合に、登記用紙が本来のいい紙で作つた登記用紙ばかりであればいいのでございまして、戦後非常に粗悪な用紙でもって登記簿を作つた時代がございまして、その粗悪な用紙による登記簿がかなりの量にあるわけではございまして、これはどうしても複写機にかからないわけではございまして、これはもういきおい筆写によらざるを得ない。さうなりますと、登記所の職員が一つ書いておつたのでは非常に時間がかかると。また、申請人のほうも早く謄本をくれという希望もございまして、司法書士の事務員に手伝わしてもらつて書いておるといふのがまあ現状でございます。

○稲葉誠一君 司法書士の事務員にどの程度手伝わってもらっているのか、延べの人員とか、これらのものはあとで明らかにしてもらいたいと思つたのですが、そこで問題になつてくるのは、謄抄本の交付を申請する人たちが二重の費用がかかつている場合が出てくるのです。その点は民事局でおわかりですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのように正規の登記手数料に定めてございまして、手数料を納める以外に、司法書士に對して若干の報酬を申請人は払つておるわけではございまして、どのくらいのものか、それを払つておるかということをやつて、私のほうでも知りたいと思つて調査したことがあるのでございまして、正確なところはどうも把握できており

ません。しかし、非常に不当に高額なものであるといふことはなによりに私も思つております。

○稲葉誠一君 まあ不当に高額でないかもしませんが、本来なら法務局へ手数料を払えばいいわけでは、それが、法務局のほうで司法書士の事務員が何か頼んで謄本、抄本を作らしているわけでは、だから、依頼者はよけいに司法書士のほうへも金を払つておるわけですね。こんなことはおかしいですね。筋が違つたわけですね。これは早急になくするように法務省當局として努力してもらいたい、この思ふのです。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 それから、さつきちょっと話が出ました登録税のことですが、株式会社や何かで設立のときの登録税は、資本金によつて違つたわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

の額によらないで登録税がきまつてい

○政府委員(平賀健太君) これは変更登記といふことになりましたから、一件について千二百円ということになっております。

○稲葉誠一君 そなたがまたおかし

○政府委員(平賀健太君) 現行の登録

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。私も私どもとしまして、これは非常に遺憾な事態なのでございまして、あらゆる点、あらゆる面においてさういふ状態を一日も早く解消させるために努力をしなくてはならぬと考えておる次第でございます。

だろうと思ひのてございます。

○稲葉誠一君 それなら、設立のときだつて差別をするのはおかしいじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 設立の場合でございまして、これは、設立の登記をするに於ては、会社が成立する。登記されることによつて会社というものが法人格になつて、法人として存在することになるわけでございます。そので、設立の登記と、設立登記をなされた後の変更登記とは、質的に違いがあると言つていいのじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 いや、その点の、取締役の変更登記とが一般の変更登記の場合に、ヨーロッパやアメリカとか、そういうふうなところで登録税がどういふふうになつてくるかというのを、これは後ほど調べてくれませんか。私も非常に疑問に思つておるところなんです。

それから、増資なんかはどうなつておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 増資の場合は、これはやはり増加資本の金額の千分の七、設立の場合と同じことになつております。

それから、ヨーロッパやアメリカにおきましては、日本と同じようなところもあるかと思ひますが、国によりましては、こういう登録税という形ではなしに、毎年、ライセンスと申しますか、特許料と申しますか、それを取つておるところもあるようでございます。アメリカの州におきましては、そういうところがあるようでございます。日本の登録税法はちよつと建前が違ひまして、会社が法人格を承認され

た承認料と申しますか、特許料と申しますか、これを毎年払つておる、もしこれを納めませんと登録を抹消される、そういう国もあるようでございます。

○稲葉誠一君 ちよつともへ戻つて質問が超えたのですが、そうすると、会社の設立の場合に登録税を納めるといふ理論的な根拠はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 設立登記をするに於ては、会社が成立する、その会社がそれによつて利益を受ける、その関係で、対価というわけでもありませんが、そういう国家の登録行為によつて、会社というものが成立する、この登録税を取るといふ思想、想だつておるものであります。不動産でございまして、登記をすることに、よつてその物権の變動が対抗力を持つ。国家の登録行為によつてその物権の變動が法律上の保証を与えられる、それに対する対価という意味で不動産につきましても登録税が取られるのと同じ思想であらうと思ひのてござい

ます。

○稲葉誠一君 そうすると、あれですか、法人の設立ということ、国の効力の付与によつてはじめて設立ができるという考え方に立つておるのですか。そうじゃなく、法人設立という事実について国が承認をするだけだということ考へ方じゃないんですか。どういふふうに考へておられますか。アメリカ流の考へ方で特許料を取るといふ形にすれば、国が効力を付与するといふ考へ方が出てくるかと思ひますがね。

○政府委員(平賀健太君) 法律的に申しますと、ただいま仰せのとおりでござ

います。国が付与するといふよりも、登記をすることによつて会社が法人格を持つ、成立する、いわゆる準拠法主義と申しますか、これは公益法人なんかは国の設立の許可によつて成立するわけでございますが、その点は、ただいま仰せのように、実は国が法人格を付与するといふことになしに、登記といふ公法上の行為が行なわれることによつてそれが会社の法人格といふものが発生するといふ考へ方でございます。

○稲葉誠一君 これは学会じゃないんですから、どうでもいいようなものですけれども、どうも登録税を取る法律的な根拠の、もう一歩奥の理論的根拠といふものが何だかはつきりしないやうな印象を与えるのですよ。これはやっぱアメリカやなんかの法制等とも関連をしておいて研究しておいた方がいい、こういうふうに思ひます。それからもう一つ問題があるんですが、今、法務局の統合が非常に行なわれていまして、どういふ根拠に従つて行なわれているのですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、昭和三十三年ごろから以降今日まで登記所の統合といふことを実は行なつておるのてございしますが、まずその法律上の根拠を申し上げますと、この法律案で申し上げますと、二条の事務委任の規定でございます。それから現行の非訟事件手続法にも同趣旨の規定がございます。それから不動産登記法にもやはり同趣旨の規定がございます。法律上にはそれに基づいてやつておるのてございしますが、統合いたしました実質的な根拠と申しますか、その理由と申しますのは、要する

に、現在の登記所というのは、明治年間から大正の初年にかけてできてしましたのがほとんど全部なのでございす。その当時から見ますと、交通事情も非常によくなりました。多少の登記所が遠くになりました。多少の地方には不便をかけたといふ事情が一方にございす。他方、いわゆる登記所、法務局の出張所と称するものが昭和三十三年の当初におきましては約千八百ございまして、非常に多数の片が全国に分散してゐるわけでございます。その千八百のうち四百カ所ぐらゐが職員がたった一人の登記所という状況でございまして、これをもう少し集約しなければ登記事務の近代化と申しますか合理化といふものがはかられないといふことで、ちよつと地方行政におきましても広域行政といふやうなことがいわれてきておるわけなんです。それと同じ精神で登記所の統合といふことを三十三年ごろから行なつておる次第でございます。

○稲葉誠一君 その統合で、各法務局でいわゆる統合の案を作つてゐるわけでしょう。まるで統合のコンクールみたいな、うんと統合したほうの法務局が成績がいいやうな形で一種のコンクールみたいな形が行なわれて、自分のところの法務局はこれだけ統合したのだといふことを民事局のほうへ報告して、自分のところの地方法務局の成績が上がつたやうな形で一種のコンクールみたいなものが行なわれてゐるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 統合につきましましては、私どものほうで全般的な方針を示しましてやつておりますが、具体的にどの出張所を統合するかとい

うことは、現地で計画を立てるわけでございます。しかし、これは、地元の交通事情、それから管轄区域その他いろいろな事情を考慮しまして、漸進的に無理をしないように、地元のできる限り了解を得た上でやるということを示してやらせております。そういう仰せのやうなコンクリートのなごにならないうちに、実は成めてやつてゐるわけでございます。たくさん統合したからその法務局が成績が優秀であるといふやうなことは、決してそういうことにならぬように十分注意をしてやつてゐるつもりでございます。

○稲葉誠一君 今の統合の問題については、私もいろいろ聞いてゐるわけですが、これは、きょうでなくて、別に機会があつたら質問したいと思ひます、具体的な例をあげて。

もう一つお伺ひしたいのは、本店とか支店の所在地が行政区画が変更になりますね、このごろよく町村合併に伴つて、そういう場合は、一体やはり変更登記申請をしてゐるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 変更登記を申請させております。

○稲葉誠一君 それはおかしいといふより、むしろ職権で登記したほうがいいのではないですか。行政区画の変更があれば、当然それは変更になるべき筋合いのもので、むしろ職権でやるのが親切なやり方じゃないですか。申請をしてやればまた登録税を取られてゐるのてしょう。そこはどうしてゐるのですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま私が申し上げたのは正確でなかつたのでございすが、いろいろ行政区画の変更、たとえば、町村合併の結果幾つか

御説明にありましたとおり、旅券法は日本人に対する旅券の発給に関する法律でございます。外国人である在日朝鮮人、在日台湾人には適用がないものと考えております。

○稲葉誠一君 今まで韓国から日本へ来た韓国人ですね、これはどのくらいいるのでしょうか。

○説明員(富田正典君) その合計数につきましては、ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんが、昭和三十年以降韓国から——韓国と申しますか、朝鮮から日本に、これは統計上朝鮮といふことが表示いたしておりますから、朝鮮と申しますが、朝鮮から日本に入国した朝鮮人の入国者の数は、昭和三十一年が七百七十六名、昭和三十三年が二千二百二十二名、三十四年が千八百二十七名、三十五年が四千四百五十二名、三十六年が六千五百五十五名となっております。

○稲葉誠一君 私が聞いたのは、韓国から来た韓国人について聞いたのですが、今聞くと朝鮮から来た人だと言いかえられたのですが、これはどういふわけですか。

○説明員(富田正典君) 法務省のほうで統計年報を出しておりますが、その表示では朝鮮となっております。内部で北または南の区別はしております。ただ、実際問題といたしましては、北のほうからの入国は、先般の世界スピード選手権大会のとき以外は認められておりませんから、実際上は韓国からといふことになると思ひます。

○稲葉誠一君 法務大臣にお尋ねするのですが、日本は韓国を承認しているのですか。

のですね。承認しているならば、韓国と表示したらいけないですか。

○國務大臣(中垣國男君) 御承知のとおり、韓国を事実上の承認をしております。ただ、日本に在る朝鮮人といふものを一つの土台に考えてみると、それが韓国人であるか、あるいは韓国人にあらざる朝鮮人であるかという非常に困難な問題等がありますから、一応こゝろ入管関係で従来の資料を出しますときには、すべて朝鮮人といふことと取り扱っていることは、ただいま入管次長が申し上げたとおりであります。

○稲葉誠一君 それはこの前は予算委員会でも問題にしたのですが、日本は韓国を、法務省では、事実上承認したという言葉を使っている。池田さん、大平さんにしては言つておられません。日本は韓国を承認しているとはつきり言つております。これは大臣、聞いていますか。違ふんじゃないでしょうか。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。稲葉さんが予算委員会で大平外務大臣との一問一答、それから総理大臣との一問一答のとき、私もその席におりまして拝聴しておりました。外務大臣は、韓国を承認しております。私どもが事実上承認しておると言ひますのは、まあ国交正常化のために日韓交渉が今行なわれて、途次にあることは、これは御承知のとおりでありまして、そういう前における韓国の扱いといふものは、御承知のとおり日本に韓国の代表部もあることでもあります。

すし、それからずっと今までのいきさつ等から見ても、事実上承認をしたこととしての取り扱ひをしてはおるといふことから、法務省としましては従来終始一貫事実上の承認をしておるといふ表現で答弁をしてきたことも稲葉さんの御承知のとおりだと思ひます。

○稲葉誠一君 まあ議論を蒸し返してもあれです。きょうはそのことが本筋じゃありませんから、別の機会にゆつくりあれしますが、そうすると、法務大臣の考えておる国交正常化といふのはどういふことなんでしょうか。

○國務大臣(中垣國男君) 御承知のとおり、私はごく常識的に答へざるわけでありまして、国交正常化といふのは、大公使の交換を行なうといふようなこと、それからその他のたとえは条約等がそれぞれの国によりましてこれが承認されていくと、そういうような他の独立国と日本が行なつておるようなそういう承認の仕方と申しますか、そういうことができたときにほんとうに私は正常化されてきたと、こゝろに私に考へております。

○稲葉誠一君 今韓国からこれだけの人が来て、三十六年が六千五百五十八人——三十七年はまだ統計はないのですか。

○説明員(富田正典君) ただいまの統計は三十七年の十二月にできておりますが、まだ整理中でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、これだけの人が入つてくるときに韓国の国籍証明書を持つてくるんじゃないですか。

○説明員(富田正典君) 韓国の旅券を持つて参ります。

それから、ただいま申し上げました数字の中には、本邦に在留するいわゆる韓国人が再入国の許可を得て行つてまた戻つてくる者の数も入つております。

○稲葉誠一君 韓国の旅券を持つてくるといふんだから、あれでしょう、韓国人だから韓国の旅券を持つておるわけなんじゃないか。

○説明員(富田正典君) そうでございます。

○稲葉誠一君 それなら、統計の中で韓国の旅券を持つてきた者と北朝鮮の国の旅券を持つてきた者とちゃんと分けて統計を出したほうがはつきりするんじゃないですか。どうですか。

○説明員(富田正典君) 統計上の数字は朝鮮から入国してきた者という統計で出ておりますので、ただいま申し上げたような説明をいたしたわけでございますが、朝鮮から入国してきた者の数字の中には、日本に在留しておるまだ現在国籍問題についていろいろ検討中の者も含まれておりますので、これを区別いたしました。区別することゝが困難ではないかと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、在日朝鮮人の中で、韓国へ行つたり、韓国からまた日本へ来た者、これはこの中にとどの程度含まれておるのですか。

○説明員(富田正典君) いわゆる再入国の許可を受けて入つてきた者の数を申し上げます。三十一一年が三百五十一名、三十二年が千四百十四名、三十三年が千二百四名、三十四年が千二百八十六名、三十五年が三千百十八名、三十六年が四千五百五十六名と、こうなっております。

○稲葉誠一君 日本は韓国と事実上承認しているといふふうに法務省として考へておるのですか。いつから事実上承認と考へておるのですか。今次長が答へた人数と関連するのでお尋ねするわけですか。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。韓国と日本の間にはすでに十年以上にわたつて日韓会議が実施されておるわけでありまして、そうして特に駐

日代表部も存在しておりますし、そういうことを考えますと、やはり韓国と日韓会談に入つたところが一つの韓国を事実上承認したという時期にならうと思ひます。——これはちよつとたゞいまのやつは少し訂正をさせていだきますが、法律的には御承知のとおりに講和条約の発効だろふと思ひます。それから事実上の日本が承認関係に入つたというのは、やはり日韓会談に入つた十数年前から事実上の承認の扱いをするようになってゐる、こういうことであらうと思ひます。

○稲葉誠一君 これは法務省としてやつぱり統一解釈をしつかりしておかないと、あとで問題になるのじゃないですか。駐日代表部ができたというのは、平和条約発効前ですよ。日韓会談によつて韓国は日本から独立したわけですから、その以前に韓国を事実上承認してゐるというのはいかぬです。その辺のところは、はつきり統一解釈を法務省はとつていかないと、あとで問題になりますよ。どうですか、今のお答えは。統一解釈というものを私ははつきりしておいたほうがいいのじゃないかと、こう思ひます。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。これが政府の統一の見解といふことはならぬかもしれせんが、法務省といつたしましては講和會議成立後といふことになるだらうと思ひます。

○稲葉誠一君 その問題はきよりの問題じゃありませんから、これ以上あれしませんが、成立後ですか、成立したときですか。いろいろ議論が出てくるのじゃないですか。政府の解釈

といふものは非常にまちまちで統一しておらないです。法務省は事実上承認した文書を出していますから、それならいつから事実上承認したのかといふことははつきりしておかないと、あとで問題になるのじゃないでしようか。きよりは別ですが、僕は法務省に好意的に聞き過ぎてゐるので、歸つてあとでおこられるのじゃないかと思ひますが……。

話は別ですが、そこで、韓国から日本へこれだけの人が来ている。再入国もある。日本にいる在日朝鮮人、これが韓国へこれだけ行つてゐる人がいるわけですから、そうじゃなくて、朝鮮の民主主義人民共和国ですか、あそこ自分の郷里だからといふことで歸るといふことは、これはどうなつてゐるのですか。

○説明員(富田正典君) 再入国は、現在のところ一名も認めておりません。ただ、御承知のように、出国につきましては北鮮歸還によりまして相当数の者が歸國しております。出国してあります。

○稲葉誠一君 じゃ、日本にいる台湾人が台湾へ歸つてまた日本へ再入国する、これははどうなつてゐるのですか。

○説明員(富田正典君) 台湾へ行つてまた戻つてきたといふ場合の再入国許可の数もございます。

○稲葉誠一君 日本にいる中国人ですね、中華人民共和國の人、これが中国へいろいろな關係で行つてまたこつちへ歸つてくる、こういうこともあるのですか。

○説明員(富田正典君) 国交のない国への再入国につきましては、これはそ

の國へ行つてまた戻つてくるということを事前に保証する制度でございますので、きわめて例外的な場合に限りつてのみ認めるといふ方法で処理しております。したがひまして、きわめて数は少数でございしますが、中華人民共和國への再入国も、少ない数ではございしますが許可しております。

○稲葉誠一君 中華人民共和國への再入国を認めておるその根拠はどこにあるのですか。

○説明員(富田正典君) これはきわめて微妙な問題——微妙な問題と申しますが、法律上微妙な問題がからむわけでございます。と申しますのは、中華人民共和國の再入国には——その前に一般の手續を申し上げますと、一般には旅券を呈示して再入国の許可を申請するといふことが要件になっております。そして、中華人民共和國と国交關係がございせんので、その旅券を正式に認めるというわけには現在のところ参りませんので、いわゆる旅券を呈示して再入国の許可をもらつていふことが入管令の建前からいいますと、これは入管令にそのまゝ載つてはこないのでございますが、病気で重態である父母を見舞いたいといふふうなきわめて特殊な人道的な場合に限り、法令には載つておりませんが、特殊な便法を講じて少数ながら認めておる、こういう状態でございます。

○稲葉誠一君 私は、国交は回復してないけれども、当然中国へのそれした者はほとんど人道的な問題の場合などは認めるべきだといふ考え方に立つてゐるわけです。そこで、中国へ一たん行つてこちらへ再入国する場合

の手續、これは具体的にどういふふうに行つてゐますか。

○説明員(富田正典君) ただいま申し上げましたように、旅券といふものはございせんので、日本赤十字社で特殊な証明書を発行いたしまして、それを旅券にかわるものと認めて許可しておるといふことになっております。

○稲葉誠一君 その人数はどのくらいですか。きわめて少数だと言われるけれども、これはきわめて少数という言の葉の解釈によりまして、どの程度でしようか。

○説明員(富田正典君) 昭和三十年四月以降昨年の十二月までの間に三百十名でございます。

○稲葉誠一君 これはいふゆる日赤の社長が身元引受人になるのじゃないですか。そして入管や何かへ書類を出すのですか。そういう形をとつておるのですか。

○説明員(富田正典君) ただいま稲葉先生がおっしゃつたような形で出ております。結局、旅券といふものはその國が保証するといふことになつてゐますから、それがございせんので、日赤がかわつて保証するといふ形で証明書が出てゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 そつとすると、それは人道的な問題の場合に限つて認めると、こういうことですか。

○説明員(富田正典君) さやうでございます。

○稲葉誠一君 そつとすると、日本にゐる在日朝鮮人が、自分の祖国の北朝鮮へ人道的ないろいろな問題、たとえば、父親が病氣だ、母親が病氣だ、あるいは子供が病氣だ、その他いろいろな問題があるでしよう、そのときに歸

りたいといつたときに、今までどうして認めないでしようか。あるいは認めていたのですか。そこはどういふふうになつてゐるのですか。大臣はその点はおわかりでしようか。大臣、その辺のところはまだわかりませんか。

○説明員(富田正典君) 中華人民共和國への再入国許可を発行して往來を認める場合には、ただいま申し上げましたように、人道的な場合に限りつて、そのほか、一つの要件でございしますが、そのほか、やはりそれを認めることによつて惹起するところのいろいろの内政、外交上の諸問題という点も考慮に入れます許可しておるわけでございます。したがひまして、現在、北朝鮮との關係につきましては、日本といつたしましても、日本が置かれてゐる國際的地位と申しますか、また、前入管局長が国会で答弁されたと思ひますが、わが國と近接する地域における一つの特殊の事態、こういうものから高度の政治上の要請といふものによつて往來を差し控えておる状況にある、こういうふうにして申しておりますが、そういうような点から北朝鮮との間には再入国を認めるといふことは現在の段階においてはまだ適當ではない、こういうふうな判断のもとに認めております。

○稲葉誠一君 今、入管の次長が答へられたのですが、それは入管の次長が答へるのはちよつと筋が違ふといふか、氣の毒だと思ひます。これは大臣が當然答へるべきだと思ひます。がね、今入管の次長が言われたのも、いろいろ考へに考へ抜いて言つてゐるような印象を与へるわけですね。氣持はわかりますが、しかし、おかしいの

じゃないでしようかね。いろいろ人道
上の問題で帰りたいということ、また
こつちへ来たいということも認めてい
るので、中国に対しては、これだ
けの人を。朝鮮の場合だって同じこと
じゃないですか。日赤の社長なら社長
が身元引受人になって保証すれば、当
然認めていいじゃないでしようか。
なぜそれが今、日本じゃ認めてないの
ですか。そんなことが閣議できまつた
のですか。

○國務大臣(中垣國男君) これは、率
直に申し上げると、朝鮮半島の場合
は、日本は韓国政府を正統政府と認め
て日韓交渉に入っておるわけでありま
す。北朝鮮人民共和國とは国交というも
のがまだ全然認められていないわけ
がありますから、朝鮮半島では、われわ
れが承認をしてそういう日韓交渉に
入っておるという韓国政府に対する対
立政権のような形の今日状態に置かれ
ておると思ふのです。そういう国に日
本から再入国を保証して帰すというこ
とが、一体再入国の保証ということが
責任をもつて行なわれるかどうかとい
う問題が一つあると思ふます。それ
で、おそろくそういう再入国を事前に
保証するというようなことは、やはり
外交上その他の問題を惹起するおそれ
があるのではないかと、そういうこと
で、北朝鮮に対しては、そういう政
治的な考慮から、再入国すべきの北朝鮮の
旅行というものは許可しないという方
針を今まで持ってきておる、これが実
情であると思ふます。

いのですか。片方のところへそういう
形で認めていて、そして同じような問
題を朝鮮に認めないというのは、どう
もよくわかりませんね。それは日韓会
談と関係があるのですか。関係がある
とすれば、どういふふうな関係がある
のですか。

○國務大臣(中垣國男君) 中国の問題
は、これも率直に申し上げると、や
はり台湾に置かれておる中華民国政府
並びに大陸の北京にある北京政府は対
立政権ということになるのでしうけ
れども、台湾に置かれておる中華民国
政府とは、すでに国交の正常化とい
うものは、もう交渉の段階ではなくて、
確定に双方において親善関係が行な
れておる。したがって、そういう特殊
な人道上の場合に再入国の許可をいた
しまして中国に旅券を出しまして、
外交上その他の問題は何か起る心配
はない。しかし、北朝鮮の臨時政府の場
合と韓国政府の場合におきましては、
韓国とは目下諸種の問題につきまして
交渉中でありまして、そういう外交
交渉をしておる途次におきましてそ
ういふような問題が具体的にどうい
うことになるかというお尋ねでありま
す。これは私も非常に困るものであ
りますけれども、そういうお尋ねがあ
るということでありまして、問題を引
起すおそれがある、そういう懸念が
ありますので、しばらく北朝鮮関係の
ものは旅券を制限していき、こうい
う考えに立つておるわけでありま
す。

いう論理で発展していけば、かりに日
韓会談が妥結して、日本と韓国との間
に国交が正常化すれば、日本にいる朝
鮮人を朝鮮へ一たん帰してまた再入国
を認めても何ら問題は起きない、こう
いうことになるのじゃないですか。

○國務大臣(中垣國男君) そのときの
日本と朝鮮半島との客観情勢等により
まして、北朝鮮の旅券を出しまして
も、何らの問題が惹起されるおそれ
はないということであれば、これは私は
許可してもいいと思ふのです。ただ
し、今のところは、非常に具体的に
これを言うことは差し控えたいのであ
りますけれども、外交上の問題はかり
でなく、私は治安上の問題にもからん
でくるのじゃないかと思ふのでありま
すが、そういうようなことで、諸種の
困難な問題を引き起こす、そういうこ
とが予想される今日におきましては、
やはり北朝鮮に対する旅券というもの
を、政府がそういう高度な政治的な判
断によりまして制限をしていくという
ことは、これは御了承をいただきたい
と私は思ふます。

います。現在の情勢におきましては、
そういう予想を私もがするといふこ
とはこれは当然のこととして、そうい
う措置をとるわけでありま
す。

○國務大臣(中垣國男君) そういう北
朝鮮のような状態にある国へ旅行をし
て、帰ってくるお尋ねは、入国の保証とい
うことになるのでありますが、はたし
てそれが完全に実行できるかどうか
という問題について不安があるとい
うことは、これは当然のことだと思
います。現在の情勢におきましては、
そういう予想を私もがするといふこ
とはこれは当然のこととして、そうい
う措置をとるわけでありま
す。

ということであれば、再入国すべき朝
鮮人の日本からの出国というのを私
はやはり認めていいと思ふます。た
だいまのところは、日韓交渉とい
うわけの対立政権を持つておる韓国政府
が日韓交渉日本と韓国との間にそ
ういふ外交交渉が今行なわれておるの
でありますから、そういうときに、そ
ういふこと自体まで困難になるような問題
を惹起したのでは日本政府としてはた
いへん困るのでありまして、そ
ういふあらゆる予想される困難な状態が
発生するようないふことは、この際政府とし
ては差し控えていくべきだ、こうい
う方に立ちますと、北朝鮮に対して
再入国保証すべきの出国許可を出すとい
うことは、やはり慎重にやらざるを得
ない、こういうことではないですか。

○國務大臣(中垣國男君) いろいろな事
態が予想されるというのですけれども、
具体的な事象が予想されるものでし
ょうか。私は何れも別に予想されな
いのです。何が予想されるものでし
ょうか。ひとつ、二、三というふうな形
で説明してくれませんか。大臣の問題で
よ、これは。ただそう言われてもわ
からないです。いろいろな事象とい
つても、こつちはいろいろな事象がわ
かっているから、説明してもらわな
いとさっぱりわからない。

○國務大臣(中垣國男君) 先ほどから
お尋ねしておりますように、たいへん
微妙な問題があるので、こでそ
ういふことを言うのは差し控えたいのであ
りますけれども、まあそういう外国に
影響のない問題といたしまして、国
内のことは私は治安の問題からもう
いふことが考えられると思ふのです。
それは稲葉さんはそういうおそれはな

いと言われまされども、そういうおそれがあるという考え方もできるわけでありまして、それらの問題がすべて一定の期間を経まして解決するようになるとになれば、あなたのおっしゃったような人道上の問題としてのそういう措置は当然私はとっていくべきだというように考えております。

○稲葉誠一君 おそれがあるとかないとか断定をするよりも一つ前の段階でしようね、どういふ点が考えられておるのかというのを聞かないと、おそれがあるのかないのか、何のおそれなのかわけがわからない。朝鮮人の再入国を認めることによってどういふ問題が現実起きてくるのでしょうか。日韓会議がうまくいかなくなるのですか。そういうことはあるのですか。例をあげて聞きましょうか。では、韓国を不当に刺激して、日韓会議が妥結しなくなってくるということが考えられるのでしょうか。

○国務大臣(中垣國男君) これはたびたび申し上げておるのでありますが、在日朝鮮人というものの法的な地位というものはまだ明確にはなっていないという一つの問題があると私は思います。講和会議以前に日本におりました朝鮮人は、当時日本人としての処遇を受けておったのでありまして、講和会議発効と同時に外国人になった。ところが、今日の朝鮮半島の情勢を見ますと、これは朝鮮人という名称で呼んでおられますけれども、韓国籍の韓国人であるという人もありますし、北朝鮮の国民であるという主張をしている在日朝鮮人もあるわけですね。それから統一朝鮮人だという主張をしている人もあります、それは現段階におきまして日

本が一方的にそれらの在日朝鮮人の国籍をば決定するという立場や権能がないわけでありまして、こういう不安定な状況にある特殊な外国人である。そういうものを今一般の外国人同様に再入国の保証をして出国の許可をするということが適当であるかどうか、そういう点から考えてみまして、この際はやはり差し控えていったほうがいいというところに私はなると思っています。日韓交渉が北朝鮮に対する事前

に再入国の許可証をつけた出国を許すことによって何らかの影響があるかというお尋ねであるかと思うのであります。が、そのことが直ちに悪影響があるとかなんとかいふ問題ではないでしょうけれども、一応日韓交渉を進めていく上には、そういう在日朝鮮人の法的地位等の問題をめぐりまして必ずしも日韓間の意見はまだ一致していないわけでありまして、そういうときに日本がこれをどうも明らかにしたような態度をとっていくというところは、私はやはり日韓交渉に何らかの影響をもちますのであらう、こういうふうに考えているものであります。

○稲葉誠一君 中国へ一たん行って再入国したのが三十名いるわけでしょう、日赤の社長の身元引き受けで。これは、行って帰ってきて、そして日本に対してその後何か悪い影響でも与えているのですか。

○国務大臣(中垣國男君) 中国に再入国を事前に保証を与えて出国を許可した者で外交上、治安上の何らかの悪影響を日本に与えたというようなことは聞いておりません。また、再入国しました後におきましても、それらの人々

が日本の国家や国民に害を与えたというようなことは聞いておりません。

○稲葉誠一君 だから、日赤の社長の引き受けによっていろいろ身元の調査なんかするのだと思いますが、きわめて限られたというか、ほんとうに父親とか母親が病氣だとかいうことに限定しているわけでしょう。それと同じことで、それが日本に帰ってきてても別に害がないというようなことであれば、朝鮮へ同じような事情の人を帰したところで、日赤なら日赤の社長が身元引き受けをする限度において帰したところ、別に日本にあればいいのじゃないですか。それでは日本にいる朝鮮人というものはまるで一種の監禁状態ということになってくるのじゃないですか。現実問題として、渡航の自由も何もなくなっているのじゃないですか。少し筋が違ふのじゃないですか。国際的に国際法上の一つの大きな問題になってくるのじゃないですか。ちよつと日本は文明国らしくない行き方をしているのじゃないですか。

○国務大臣(中垣國男君) 先ほど申し上げましたように、在日朝鮮人がそういう法的な地位というものは非常に不安定な形のまま置かれておると申し上げたのであります。が、さような問題がございまして、御承知のとおりに、在留許可というものが一年ごとに与えられておるという、そういう特殊な存在をしているわけでありまして、この在日朝鮮人に対して、先ほど申し上げましたように、韓国政府の主張というものを、日本政府の考え方というものは、必ずしも意見が一致していません。たといふことも、前の委員会等でも、外務委員会等でも明らかにされている

ようであります。が、そういう問題等がありますので、中共政府と中華民国政府と申しますか台湾政府と申しますか、あのような関係よりも、同じ韓国政府と北朝鮮政府との対立というものはもっとわかりやすいものがあると思えます。したがって、日本がこのような問題の措置をば誤るということになりまして、やはりいろいろな問題がそこに新しく惹起するという不安が事実あるわけでありまして、そういう不安がないというお考えもあるでしょうけれども、政府といたしましてはそういう心配を保持しておるわけでありまして、ですから、一般論をいたしまして、稲葉さん

がおっしゃる通りに、人道上の問題であるから再入国を条件とした出国を許可してもいいじゃないかという、ほんとうに一日も早くそういうような関係に入ることを望ましいのでありますけれども、ただいま政府は日韓交渉の途中でありまして、そういうこともいろいろ何回も御答弁申し上げましたが、法的な不利益になるとかそういうことではないような、非常にできるだけ公平な立場に立つてこれらの問題についての決着をつけていかなければならぬので、あまりこの結論、結果が出る前にこういう問題でいろいろと困難な問題を引き起こすというところは得策ではないと思えます。そういう点で御理解いただきたいと思えます。

○稲葉誠一君 じゃ、結論的に聞きます。要求が人道的な要求よりも優先するのだ、これが一つの結論。もう一つの結論は、今朝鮮に一たん行ってこつちへ帰ってくる再入国を認めることは現在行なっている日韓会議の妥結に悪い影響を及ぼすということがあるからこれを認めないのだということが第二。これはまあ第一と関連するかも知れませんが、第二、第三は、はっきりい

たしませんけれども、そういうことを認めることによって日本の治安上の問題が起る可能性があるのだ、これが第三。こういうふうに乗ってよろしいでしょうか。

○国務大臣(中垣國男君) 非常にこれは微妙な問題でございまして、私は重大な問題を惹起するからと言われまして、たが、そういうおそれがあるというところを先ほどから申し上げております。そういう心配がある。その点がちよつと違ふのでありまして、それから人道上の問題よりも日本の国の政治的目的のほうが重要な点だということでありまして、この問題に關しましては、確かに私はそうだと思います。これは永久にそうだとはいわれないのでございまして、今の日本が置かれておる情勢から見ますと、ただいまのところは政治的な判断に基づいて北朝鮮への出国は再入国を保証するという仕方はい、こういうことでは差し控えたほうがいい、こういうことではあります。それから国内の治安に対してどうであるか、決定的に治安問題がどうのこうのという心配が予想されるということでありまして、いずれもあなたの言われた決定的な結論に基づくものでなく

て、そういうことが予想される、そういうおそれがあるというところにおきまして、慎重にやっていくべきだ、こういう建前に立っているのではありません。○稲葉誠一君 今のお話で、特に治安上の問題云々という点がありました

ね。これは法務省としての見解ですか、内閣全体としての見解と承つてよろしいでしょうか。具体的にどういふことでしょうか。治安上の問題があるとか今言ったじゃないですか。何でもか。ちょっとわからなかつたんですが、微妙だ微妙だと盛んに言われるので、何かこつちも催眠術にかかつてたように微妙な気持ちに巻き込まれてはいけないう思ふんですけれども、別に微妙でもなんでもないんですが、そこはどうなんですか。

○國務大臣(中垣國男君) せっかく稲葉さんのお尋ねですけれども、そういう治安上どういふ心配があるかといふことを言われますと、そういうことが具体的にどういふところというわけじゃないものから、それについては私は差し控えておきたいんですが、申し述べたことを治安上のどういふ点が心配されるかというふうなそういうお尋ねだと思ふのでありますが、それはさういふことが心配されると言ふことが私は益がないと思ふんです。そのことはむしろ在日朝鮮人に対しましては私はいい影響を与えないと思ふので、やはり国会のこういう委員会の席で答弁することではないと、さういふふうに考えております。

○稲葉誠一君 さうすると、在日朝鮮人が、朝鮮へ帰りつばなし——今帰国をやっていますね。帰りつばなしならば別にどういふ影響はないんだと、さういふことですか。今大臣言われたよりいろいろな影響とか、いろいろ言いましたね。帰国しつばなしならば問題はないんだ、さういふことに承つてよろしいですか。

○國務大臣(中垣國男君) 北鮮に対する出題の問題は、御承知のとおりでありまして、国際赤十字の監視のもとに日本の赤十字社と北鮮の赤十字社が相互にこれを話し合ひで進めておるわけでありまして、で、単に北鮮に出国させて、帰りつばなしならばいいじゃないかと。それは何にも問題がないということではないわけでありまして、問題はさういふ点に立ちまして、自分の国へ降りたいというさういふことを国際赤十字並びに日本赤十字、北鮮の赤十字との話し合ひによりまして、一応日本政府はそれに同意をしておるという形でこれは行なわれておるわけでありまして、

〔速記中止〕

○委員長(島島徳次郎君) 速記をとめて。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ。○稲葉誠一君 今大臣が答弁されたのを聞いておきますと、非常におかしいと思ふのは、では自分の祖国である朝鮮へ帰る、帰国ですよ、再入国じゃないんですよ、帰国自身にも問題があると言われましたね。これはまたおかしいじゃないですか。どうして問題があるんです。さういふことを言われると、僕もさう聞かざるを得なくなつてくるんですよ。さういふ遠慮して聞いておるんですけれども、さうなつてくると問題ですね。何が問題なんだ、さういふか、帰国が。

○國務大臣(中垣國男君) このことも稲葉さんよく御承知だと思ひます。……○稲葉誠一君 いや、知らない。

○國務大臣(中垣國男君) そんなことはない、知つておられる。その当時、北鮮送還が始まる直前にござつて、韓国政府が非常にこれを反対したといふことも御承知のとおりであります。私は、その問題といふのは、問題があるとかないとか、具体的にどういふ問題といふのでなくて、やはりさういふ意味の問題はあるのだといふことを申し上げたのであります。ところが、今の日本の建前として、国際赤十字のさういふあつせん政府は同意しておるのではありませんか、今北鮮へ降りたいといふことにつきまして、日本政府自体がどういふことと云つて反対するとか、さういふことは言ひません。先ほど何か問題があるかと言ひましたので、それは返すことにならないじゃないか、返すことには問題がなかりやうと言ひましたので、返すことにもさういふやうな問題があるのだといふことをお答え申し上げたので。

○稲葉誠一君 それは問題があるといふのじゃなくて、問題があつたといふことならば私もそれは了解いたしますけれども、今でもなおかつ問題があるやうな話ではちよつと違ひのじゃないか、さう思ひます。

それから、念を押すという形になるのですが、じゃ、日本赤十字なり国際赤十字が仲へ立つて自分の責任のもとにおいて引き受けるという範圍であれば、日本の政府も北鮮へ帰つて再入国といふことを認めてよろしい、さういふことも考えられてくるわけですか、将来の問題として。

○國務大臣(中垣國男君) これは、将来の問題といひまして、その問題については非常に重要だと思ひますので、慎重に検討いたして参りたいと思ひます。

○稲葉誠一君 国際赤十字は、近い将来、人道上の問題として、人道上の問題に限定してこれは認めるべきだといふ動きがどうも高まつてくる可能性があるのです。これはさういふ法務省全体の空気といふか日本政府全体の空気は少し考え方がおかしいと思ひますが、私としてはさういふ問題について突つ込んでいろいろまた別の機会にお尋ねしたいと思ひますし、これは日本の中の一つの大きな世論として盛り上がつてきます。ですから、法務省当局としても十分考へて、世界から笑ひ者といふと語弊ですけれども、ならないやうに、ひとつ私は配慮願ひたいと、さう思ひます。

私のこの点に関する質問はこの程度にいたします。

○岩間正男君 ちよつと関連……。

○委員長(島島徳次郎君) 簡単に願ひます。

○岩間正男君 法務大臣に聞いておいてもいいと思ひますが、今までの質疑応答を聞いていますと、日韓会談といふものはいかに悪いものだといふことを証立してゐるのです。全く人道上の権利まで奪つて、朝鮮民主主義人民共和国の連中が国内にはさつき稲葉さんの言葉でいふと監禁されてゐる、さういふことと、さういふ前提のもとでなければ行なわれない。さういふので、さういふ立場に日本が立つのですから、日本の外交といふやつは国際的に通用しないやうな、さういふことをささげると今語つてゐるのです。これは私はさういふ態度について了承

することはできないので、だからこそ朝鮮民主主義人民共和国の在日朝鮮人は反対している日韓会談——日韓会談そのものがどんなにゆがんだものであり、さうして筋の通らないものである、人道的なさういふ要求さへも抑圧しなければやれないものか。さうして、現実的な政治的な願望とか、韓国に対する何といふか全く気づかいばかりやつて、日本の立場といふものが乱れていくために、通らない、国際的にとてもこれは相手にされない、さういふ立場に立つてゐるやうな形は取るべきじゃない。ことに法務省といふものはもつと筋を通した立場に私は立つべきじゃないかと思ひますので、法務大臣もさういふ先ほどの答へ、さういふ考えを持つてはできません。さういふ考えを持つては、さういふ考えはさういふ点から、その点は今までの一時間以上わたる質疑応答を聞いていて、結論としてはさういふことがはつきり出てくる。どうですか。

○國務大臣(中垣國男君) どうもこれは少し誤解をしておられると思ふのですが、さういふやうな、原則としては国交のない国に対するさういふ再入国許可といふものを認めていないといふこの原則の上に立つて先ほど承申し上げておるのです。稲葉さんのおっしゃつた人道上の問題といふことは、なるほど御指摘のとおりだと思ひますので、それについて、それでさへなせやらないかといふことについて私は非常に苦しい立場に立つてお答えを申し上げたのであります。さういふ国交のない国への往復といふものは当然国の自由裁量行為でありますから、そのワクの中でいろいろ困難な問題があるといふ

ことをお答えをした、そういうことではありまして、今のあなたの言われたような、そういう監禁状態においてどうか、そういうような意図は全然政府は持っておりません。

○委員長(島島徳次郎君) それでは、ここで暫時休憩いたします。
午後二時に再開いたします。
午後零時五十六分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(島島徳次郎君) それでは、委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き調査を続行いたします。関連質問がございましたら……

○岩間正男君 旅券の問題で、十月十一日から六日間東京オリンピック会場がプレ・オリンピックをやる。それで各国の外国選手、役員を招待しているのですが、これに対して、ルーマニア、東独、チェコ、メキシコなどから自費で参加を希望している。この問題で、外務省が許可に難色があるということが最近報道されているのでありますが、この問題について、入管としては、今までどういふふうにタッチしておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(富田正典君) まだ正式に入国の申請が出ておられないわけでございます。まして、きょう、こちらに参ります前に、外務省の情報文化局にもその点をいろいろ連絡いたしていただきましたところ、正式に出てから態度を決定するといふ段階で、まだ断わるとか断わらないとかいふことを表明したことはないといふふうな状況でございます。

○岩間正男君 これは、まだ外務省の関係が見えていないのですけれども、入管としては、オリンピックには東独

の参加を認める方針をはっきり返事しておられますか、どうですか。

○説明員(富田正典君) 政府内部でまだ正式に方針を決定したという段階にはございせんが、先般の二月に軽井沢で行なわれた世界スピード・スケート選手権大会のときも東独の入国を認めておりますし、オリンピック大会という国際的な一つのスポーツ大会としての趣旨にかんがみますれば、当然、その前の世界スピード・スケート選手権大会の事例にならうことになるかと存じます。

○岩間正男君 そうすると、今のお話では、世界選手権とオリンピックの場合には認める方針だと、こういふふうにと承していると思うのですが、これを認めるという趣旨はどうなんですか。国交未回復の国にもこの参加を認めるという理由は、どういふところにあるのですか。

○説明員(富田正典君) オリンピック委員会に正式に加盟しておる各国の委員会、これから参加希望を表明いたしました場合に、世界選手権大会の場合でも、またオリンピック大会の場合でも、これを認めなければ大会の成立にも支障があるという趣旨の趣意がございします。そういう見地から、本来、国交のない国との間の往来というものについては非常に消極的な立場をとっているわけでございますが、これを認めるというところにならうかと存じます。

○岩間正男君 この中心には、文化とかスポーツの問題と政治の問題は混同させたくない、あくまでもスポーツの発展、それから文化の興隆、そういうことを原則的に打ち立てたい、という

る考え方があるんだと、こう承してよろしゅうございしますか。

○説明員(富田正典君) 根本にはそういう精神があると存じますが、スポーツであるからといってこれは入れなければならぬというには必ずしも参らない。やはりスポーツでありまして、それが一つの大きな国際的な行事、しかも、その行事に政治的な問題を抜きにして各国を参加をさせるといふ趣旨のもとに、一つの規約なり憲章なりができて上がつている。そういうものを総合いたしまして入国の許可を判断して決定して参るといふことになるわけでございます。

○岩間正男君 オリンピックの憲章からいえば、これは政治とスポーツを混同させたくない、あくまでもスポーツの発展のためには平等にやりたい、こういう精神ですね。その精神を日本政府は受入れられて、それでその方針に従う、こういふふうに解釈していいわけですか。

○説明員(富田正典君) しかも、その趣旨を徹底させるために憲章にそのことがうたわれているといふことがあわせて判断の重要なキー・ポイントになって参ると思ひます。

○岩間正男君 そうすると、オリンピック参加を認めて、しかも、それと深い関係のあるいわば前哨戦とも言うべき、それから来年のオリンピックを真に効果あらしめるためには、日本の風土とか食事とかそういう条件になれ

るということはだれでも考えることですね。そのために、プレ・オリンピックは、今年の十月、しかも来年の開催期と同じような季節を選んで行なわれる。そうすると、オリンピック参加は

認める方針であつて、そして、それと深い関係のあるプレ・オリンピックに参加を認めないというのは、これは非常におかしいと思ひますが、そこに矛盾があると思ひますが、これはどういふことでしょうか。

○説明員(富田正典君) プレ・オリンピックは、オリンピックという名前がついておりますが、これはオリンピックに備えての強化練習にすぎない。そして、諸外国の選手を招聘するかどうかといふことは、それぞれの競技団体が決定するといふことになっていると伺つております。したがって、国際的に従来オリンピックの例を見ましても、プレ・オリンピックの際に、すべてオリンピックの際に入国を認めると同様な状態においてと申しますか、と同じような規模で入国を認めているという事例はないようでございます。結局、それぞれの競技団体自身が決定して、それから政府に対していろいろ交渉なり申請なりをするという段階で、現在はその以前の段階かと承しております。

○岩間正男君 そうしますと、これは日本のオリンピック組織委員会の問題といふことになるわけですか、これを認めるか認めないかといふことは、ただ、オリンピックは、先ほどから言われましたように、これは公平の原則に立たなければならぬと思ひます。そうして、これに対して参加を希望し

て、しかも自費参加を希望した。とにかく、条件の熟さないことには、これはほんとに成果を上げることができないのは、今までの国際競技の場合、いつでもそういう問題が起こっているわけですね。したがって、これになれよ

う、そのために参加を特に要望してきている。これは東独のオリンピック委員会のヘルムント・ベレント総務主事から体協の選手強化対策本部あてに、選手強化のためにぜひ参加させたい、また、東京の風土、食事などを研究するためにチーム・ドクター数人を送りたい、こういう趣旨のもとに、はつきりとオリンピックに対するそういう備えをやりたい、こういうことで申し込んできているわけですね。したがって、当然、これはオリンピック参加を認めるという方針であつたら、そのような希望に対しては、これは認めるという方針を同時にとるべきだといふふう

に考えるわけですね。これは、ここにオリンピック委員会の責任者がきょう見えていないわけですが、これはまああとになると思ひますが、オリンピック委員会がこの問題を決定すれば、入管のほうでは結局何の異存もない、こういふふうに考えてよろしゅうございしますか。

○説明員(富田正典君) オリンピック委員会がかりにきめましても、その段階でまたあらためて考慮するといふことになるかと思ひますが、これはもう岩間先生もきょうの朝日新聞でお読みかと思ひますが、やはり「日本の選手強化の一環として対外試合の経験を積ませる」といふことに重点があるといふふう

に聞かれています。したがって、招待選手というものの「世界の五位以内の実力のもの」を選ぶというふうな、いろいろな各競技団体の自主的な判断に基づいて、さらにオリンピック組織委員会のはうに働きかけがあつて、それから問題だと思ひますので、現段階においてどうするところ

ということは、ややちよつとお答えいたしかねるのじゃないかと思ひます。オリンピック委員会がオリンピックそのものについていろいろきめますことについては、これは政府としても尊重しなければならぬかと思ひますが、その他の事項については、かりにオリンピック委員会がいろいろ要望なり希望なり申し出てきたといふとしても、本来のオリンピック大会と同様にはこちらはそれを考えていくことは必ずしもできないのではないかと考えております。

○岩間正男君　どうもそこがなかなか納得のいかないおかしところだと思ふのですがね。オリンピックを認めておつて、それでそれを強化するために事前の大会を持つ。それに参加希望しておる。そうすれば、オリンピック参加を認めているという精神からいえば、そのような要求を受け入れる。そしてやはり公平の立場に立つこれはスポーツの当然の精神だと思ふので、その点から、ことに今度はオリンピック組織委員会がそれを認めた場合ですね、これに対してさらに、何ですか、条件が加わるというのですか。それを選択する、入管なり外務省にそういうことをやる余裕があると、こういうふうな御答弁ですか。その点、はつきりしないのです。

○説明員(富田正典君) 最初にも申し上げましたとおり、国交のない国からの入国というものについては、これは特に例外的な場合に限って許可するというふうに処置しております。したがって、スポーツの場合におきましても、その日本で開催される世界選手権大会なりオリンピック大会なりという

ものが入国を拒否することによって開催が実際上不可能になる、それがひいては一つのオリンピックというものななり世界選手権大会というものなり認められたスポーツに政治を入れてはいけないという趣旨から出た憲章にもひっつかかってくる、そういう許さなければならぬ例外的な場合に限ってのみ許可していくという建前をとっておるわけでございます。したがって、オリンピックそのものでないものについては、その点は許すか許さないかという条件はこちらが最後まで持つておると

いうことに相なるわけでございます。

○岩間正男君　これはオリンピックそのものでないというのですが、オリンピックと深い関係があるのですね。オリンピックと関係ないというふうにこれは断定することはできない。しかも、のっぴきならない深い関係がある。そういいう中で、態勢の強化をはかっているわけでしょう。それに対して、そうすると、オリンピックそのもののじゃないから選択権はこちらにあるのだ、こういうことになるのですか。

○説明員(富田正典君)　一般論としてはそう相なるわけでございますが、このブレ・オリンピックの問題につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ競技団体のいわゆる自主性の段階に現在ございますので、この問題

についてどういう態度をとるかとかつたとかということは、今のところはまだ言えない段階と申しますか、そういう段階に立ち入っておらないわけでございます。

○岩間正男君 このニュースの伝えるところによると、「外務省、許可に難色」というのですが、外務省に一つの

これは隘路があるように思うのですが、その考え方について旅務課長はどういうふうに考えます。

○説明員（矢野泰男君） 基本的な考え方は、今富田入管局次長から御説明の通りでありましたとおり、国交のない国については原則として人が入らない、例外的にいろいろな理由からより高次の見地から入国を認めるというのが建前でございます。その場合に、オリンピックなんかの場合は、先刻富田次長からの御説明のあったとおりでございますが、現実のこのプレ・オリンピックに

聞しましては、まだそういう話があるという程度のことでございまして、私のはうとしまして、正式に招待団体のほうから話が持ち込まれて申請という段階になりませんと、この問題に対する態度は決定し得ないと思うのでございします。

○岩間正男君　ここに、五月七日の報知新聞によると、「外務省、許可に難色」とあるが、これは外務省の態度でないと、こう解釈してよろしいですか。

○説明員(矢野泰男君)　まだ最終的に決定しておりません。そういう申請がありまないので、いろいろ話は出ておるようでございますけれども、そういう態度は決定しておりません。

○岩間正男君　そうすると、これは瀬

踏みの段階で、何ですか、予備交渉か何かそういう中で外務省の意思が表明されたということですか、どうです。

○説明員(矢野泰男君)　まだ正式にこういう話が表明されたということを私聞いておりません。

○岩間正男君　じゃ、表明された場合には、やはり「許可に難色」というよう

な、これに対して難色を示すという
うな意向ですか。どうですか。

○説明員(矢野兼男君) これは、旅券
課といたしましては、やはり外交の問
題、あるいは入国管理局のほうの治安
の問題、いろいろな検討の条件がござ
いますから、まだそういったことを十
分相談する段階にも至っておりませ
んが、私ども事務をやっておりますほう
といたしましては、今いづれとも申し
上げかねるところでございます。

○岩間正男君 アジアオリピック大
会の場合ですね、日本の態度として

は、政治とスポーツを混同させるべきじゃない。そこで、インドネシアがイスラエルその他の選手の入国を拒否したことに對して、そういうことは非常に論議になったはずですが、これと今度のやり方というのはどうも一貫しないのですが、非常に矛盾した感じを受けます。というのが、どうなんですか。

○説明員(矢野泰男君) この問題に關しては、私の旅券査証發給の事務當局の立場としては、非常に高度の外交交するいは治安上の問題にまでの発言の資格がないと思いますが、やはりスポーツといひしてもなかなか限界がございまして、必ずしも純粹のスポーツとのみ言ひ切れないのが現在世界の実情であるのじゃないかという私個人的に感じを持っております。それで、それ

が現実にはスポーツの考え方で徹し
ても、ほかの国でまたそういうふう
にとらない国も現実には存在するよ
うな実情でございます、問題はし
かど簡単には処理できないのじゃ
ないかと、こういうような印象を
持つております。

○岩間正男君　まあ課長さん
をここで相手にして押し問答を
やつてもしよ

がないのですけれども、純粋でないスポーツというのはそれ何ですか。あなた自身の個人見解というのは非常に私とは問題だと思う。純粋でないスポーツというのはどういうことなんでしょうか。どんなスポーツです。そうすると、オリンピックそのものに対しては、これは許可するという方針をとっているということは非常におかしいことだ。純粋でないスポーツというものの内容は、どういふものですか。

○説明員(宮田正典君) 矢野課長の答弁の中に出てきた言葉でございます

が、この問題についてわれわれ考えておきますことを申し上げますと、スポーツそのものはまことに純粹であると思うのでありますが、その純粹なスポーツをいろいろ政治的に利用いたしましたり、あるいは純粹なスポーツというつもりでやっておりますも、それにまたいろいろ政治的な問題をからめているというような、たとえば先般のインドネシアの大会における問題にしましても、純粹なスポーツ大会であるにかかわらず、これがやはり政治的な目で見て処理したためにああいう問題が起こった。だから、世界じゅうすべてスポーツというものを純粹にスポーツのみで割り切つてしまふことが非常に困難だという趣旨のことをわれわれ常に考えておりますし、その趣旨のこ

とを矢野譚長も言つたかと思ひます。
○岩間正男君 非常にどうもおかしい
と思うんです。首尾一貫しないじや
ないですか。政治的なものを排除する
といつて、しかも斷わることによつて
逆に政治的なのはこつちのほうじゃな
いんですか。逆にそやういふことが今の
御答弁から指摘されると思ふ。今のよ

うな考え方のほうがむしろ政治的に
なっているんじゃないですか。おかし
いと思う。

○説明員(富田正典君) スポーツとい
うものをその目で私が見ていると
いう問題よりも、あるいは入国管理局
が見ているという問題よりも、その
目でまだ見られていないところが残っ
ている。たとえば二国間のスポーツで
ございまして、その勝敗というものを
非常に問題にいたしまして、そこで
血の雨が降るといふような事態も欧州
あたりのいろいろなサッカーとかラグ
ビーの試合でもあるように聞いており
ますし、そういった問題、純粋にフ
ア・プレイで勝敗のみを争うのでなく
て参加することに意義があるんだとい
うふうに割り切ればよろしいのでござ
います。これを利用したり、あるいは
は色めがねで見るといふような傾向が
まだ残つておるといふことを申し上げ
たわけでございます。

○岩間正男君 一、二のそりという何と
いいますか偶発的な問題を取り上げ
て、そしてオリンピックのそりとい
うものにからませるのは、私はオリ
ンピックを開催する国としては望まし
くないんじゃないかと思ふんです。大
体、これは参加する方針をもうほとん
ど決定している。そりという国として、
またさらにそれを色めがねで見ると、
逆に政治的な色彩をこつちからつけれ
ない感じが非常にするんですが、ドイ
ツは、御承知のように、近代スポーツ
の祖国といわれている国ですね。そし
て西独が来るのに東ドイツの入国を認
めない、こういうことになる、今度
のオリンピックそのものが政治的な一
つのそりというワタの中で行なわれると

いう感じが非常に強いんじゃないです
かな。私は、日本がほんとうに政治と
スポーツの問題を混同させない、そり
という方向ではつきりした態度を堅持す
るというなら、もっとフリーな立場
で、公平な立場でこの問題に処すると
いうことが非常に望ましいと思ふん
ですが、どうも今の旅券課長さんのお
話、それから今の説明の中で非常に矛
盾があると思ふんです。この点は、日
本の政府の態度としては、私は当事者
がはつきり割り切る必要があると思
ふ。そりという点、どうですか。

○説明員(矢野泰男君) 私、先刻御説
明申し上げましたのは、ちよつと言葉
足らずでございまして、純粋なスポ
ーツで割り切ろうと思ひましても、な
かなか現実にはスポーツを見る目がス
ポーツの範囲でとどまらないで、たと
えば先刻入国管理局次長のお話もあり
ましたように、応援団が血の雨を降ら
すといふような現象も考えられないわ
けでもございまして、なかなか
そりといったことで広い面から考えざる
を得ない場合が現実には存在するんだと
いうところをわれわれは軽々しく見の
がせないような実情でございまして。

○岩間正男君 どうも関係者が一、大
切な重要なそりといういわば一つのセク
ションなんです。そりという人たちが
が、どうも先入観があるような気がす
るんですね。ほんとうにこのオリ
ンピックにまだ国交未回復の国まで参加
させるというそりという精神をむしろ推
進するんじゃないかと、一つの障害をむ
しろ作っているような感じを今の答弁
から受けるのですが、これはここであ
なたと議論をしてみてもしょうがない
ですけれども、こりという点を払拭しな

ければ、ほんとうに公平なそりしてオ
リンピックの精神になつた方向に運
営することはできない。そりという危
さをも持たれる危険がありますよ。私
は、十分この点は考える必要があると
思ひます。それじゃ好きな仲間だけ集
まつてのオリンピック強化態勢だ、そ
りいうふうにとられてもしょうがな
い。それじゃオリンピック強化態勢を
やるどころの精神に合わないじゃない
ですか。オリンピック強化態勢をとる
と同時に、事前にその国に行つて風土
や食事いろいろな条件になれる、そり
いうことはだれでも考えますよ。日本
でもそりですよ。それについて垣根を
設けて、何か今言つたような実際は
こつちで垣根を設けて締め出す。そり
いうことをやり出す理由として政治的
な色彩があるといつてこつちから逆に
政治的な垣根を設けている。このよう
に私は今の応答の中から感じられるわ
けですが、これはまずいんじゃないか
と思ひます。これは十分検討をすべき
だと思ひます。オリンピックの責任者
が来ておられませんので、また、外務省
としてもこの方針はまだ決定されてな
いといふことですから、十分にこれは
関係者はこの点について反省する必要
があるのではないかと思ひます。

○説明員(富田正典君) ただいま詳細
に入つてきた年次並びに人数というも
のは記憶しておられますが、レスリン
グ世界選手権大会、スケートの世界選
手権大会等入つてきておる事例がござ
います。

○岩間正男君 これは全部世界選手権
大会の場合ですか。

○説明員(富田正典君) 世界選手権大
会でございます。

○岩間正男君 こりいう前例がある
し、ブレ・オリンピックそのものはオ
リンピックに準ずるような重要なやは
り会合になります。しかも、今言つた
ようなスポーツの公平の点から考へて
も、やはり門戸を開放すべきじゃない
か。そりいう方針でいかなければ、日
本にオリンピックを開催して、ほとん
とにオリンピックの精神で来年のオリ
ンピックを応援するといふそりいう方
針にも合致しないように考えられる。

○説明員(富田正典君) 問題が具体化
して参りましたから慎重に検討したい
と思ひます。

○岩間正男君 もう一点お聞きします
が、聖真和尚の大法会がこし千二百
年祭ですか、奈良で行なわれて、日本
仏教会が招いた国で中国仏教代表団が
やつてきたわけですか。しかし、これは
ヴィザの発給がおくられて、四月二十八
日に香港にきていたが、実際はその日
の朝十時から開かれた法会には間に合
わなかつた。その後入国したようであ
りますけれども、どうですか、どうせ
入れるならもつとちゃんと間に合うよ
うに入れてあげるのがほんとうだと思
ひますが、これはどういふいきさつ
だつたのですか。

○説明員(富田正典君) 聖真和尚千二
百年祭の際に参加するための中国から
四名の方の入国の申請と申しますか、
事前に瀬路に参られたのが四月の中
旬でございまして、その際に、こりい
う書類を作つて出して下さいといふこ
とを申し上げておいたわけでございま
す。その段階におきましてはまた四人
の方の氏名がはつきりしておらなかつ
た。四月の二十六日によりやく参加さ
れる方の名簿が提出になつた。その間
のいわゆる招請者側の事情はわかりま
せんが、今岩間先生のお話では、二十
八日にもう香港に来ておつた。その後
五月の四日になりまして、香港のほう
に参つて入国の申請がされていふから至
急してほしいといふことで、五月の四
日に、申請が出たら至急渡航証明書を
発行していただくといふ電報連絡
を五月の四日にした、こりいうことで
ございまして、まあその間に例のゴ
ルデンウィークが入つていた関係もご
ざいまして、具体的な氏名の提出
がおくれたといふこと、それからその
招請団体のほうから入国申請に必要な
書類の現地への発送がおくられていた
といふようなこと、いろいろな事情が重
なり合つておくれた次第でございま
して、確かに入れるものならもつと早く
なきやならないといふことは当然でござ
います。申請者側と当方とでいろいろ
その間に込み合った事情がございま
しておくれたといふことに相なるかと
思ひます。

○委員(鳥島徳次郎君) ちよつと速
記とめて。

○委員(鳥島徳次郎君) 速記つけ

○委員(鳥島徳次郎君) 速記つけ

○岩間正男君 四月二十八日に香港に來ていて待つたけれども、なかなかヴィザがおりなかつた。その理由の一つに、本人の自筆署名の申請書がなかつた、こういうことですが、今までは招待団体の保証があればそういう必要はない、こういう前例がしばしばあつたように聞いておるのです。今度だけ特に自筆署名にこだわつたというのはどういふことですか。

○説明員(富田正典君) 本来、自由國の國交を回復している國の皆さんにいたしまして、査証を申請する場合に、必ず自分が在外公館に出頭して、自分の署名をして申請する、これは當然の建前でございます。ただ、中國との間には在外公館もございせんし、そういうた書類の往復という点に、多少できることはできるのでございまして、時間的な問題がある。その他の事情で例外的に保証団体の署名による入國申請というものを便宜的な取り扱いとして認めておつたわけでございますが、やはり本来の建前に——現在のようには相当往來が頻繁になつて参りますと、やはり當然の本来のあるべき姿に戻さなければいけないということで、必ずしも今度のケースが最初でなくて、従来からも時間的余裕の許す限りそういうこともお願いして参つておりますし、今後もこの方針をずっととつていきたいと存じております。

○岩間正男君 まあ今度の鑒真和尚の法会というのは非常に日本の文化史上重要なものだと思いますが、私がここで申し上げる必要はないと思つてますが、千二百年前に鑒真和尚がどのような日本文化に対して大きな貢献をしたか、ここで私は繰り返す必要はない。

そうしてまたその本國からわざわざ代表が來られる。ここへゴールデンウィークもはさまつておくれたというのですが、非常にやはり与える印象も私にはまずいんじゃないかと思つてます。当然入れるならその日の夕方に着くので、もう少し何か工夫していただければ、ちゃんと法会に間に合つたわけですね。十二時間も早くいけば間に合つたわけだ。どうも私はこういうやり方というものはあまりに形式的であり、それからやはり今までの官僚的なやり方というものが残つていふように思ふのですが、こういう点、どうでしょう。

もつと時宜に適したそういうやり方ではないものでしょうか。二十八日に來ていふのでしたら、ゴールデンウィークがずつと続くくらいわかつていふ。逆に悪く言えば、ゴールデンウィークであつたとしてもならないのだ、結局間に合わないことを承知の上で問題をこじつけて言つていふような印象を受けかねない。これは非常に私はまずいのではないかと思つて、兩國の文化交流上、こういう点について単にしゃくし定木でこういう問題を決定するといふやり方ではないかと思つていふか。

○説明員(富田正典君) なるべく手続が円滑に参りますようにわれわれも努力していきたいと思つております。したがつていまして、招請団体のほうの方もわれわれに協力していただきまして、スムーズに事が運びますようにお互いに協力して参りたいと存じます。

○委員長(島島徳次郎君) 稲葉君。○稲葉誠一君 それじゃ、検察行政に關する件、これはいろいろ私の考へて

いることは非常に多いわけですね。いろいろ聞きたいこともあるのですが、きょうは、時間の關係その他のこともありまして、これは別の機会に譲りまして、一つだけちょっとお尋ねをしておきたいのですが、今再審を申し立てている事件で、死刑囚ですが、免田栄という人の事件があるようです。この事件の概要をちょっとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(竹内寿平君) お話のありました免田栄というのは、最高裁の判決が確定いたしました死刑執行を待つてゐる状態にあります。免田栄は死刑確定囚でございます。

この免田の犯罪事實は、罪名といつたしましては、強盜殺人、同夫遂、住居侵入、窃盜と、こうなつておりますが、死刑の対象となつております重要な部分は強盜殺人、同夫遂でございます。その内容は、要旨を申し上げますと、被告人は金銭に窮したあげく、九州の人吉市の白福角蔵、犯行当時七十六才の老人であります。これが祈禱師として非常にはやつてゐるのを聞いて、同方から金を盗んでやろうといふことを決意して、時は昭和二十三年十二月二十九日午後十一時三十分ごろ、なたを持つて同家の表戸をこじあけて屋内に侵入しまして、家人が就寢してゐるのをよいことにして、金品などを物色しておりましたところ、右角蔵の妻のトキエ、当時五十二才が物音に驚いて目がさめて、どろぼうと叫び出し、次いで角蔵も起き上がつて騒ぎ出しましたので、犯行の発覚をおそれ、逮捕を免れるために、とつさに家人全部を殺害しようといふ決意をして、なたでもつて白福夫婦及びその長女のイツ子当時十四年、次女

のムツ子当時十二年の頭部をめつた切りにした上、その場にやつた刺身ぼうちやうで右角蔵の咽喉部にとどめをさし、頭部の創傷に基づく脳挫滅及び失血のためその場において即死させ、妻のトキエに對しましては脳挫滅並びに失血のため翌三十日山口外科学病院で死亡させ、長女に對しましては入院治療約十三日、次女に對しては約一カ月を要する頭部創傷を負わしめたものであります。確定されております犯罪事實は以上のとおりでございます。

○稲葉誠一君 この事實について、この人が再審の申し立てをしたわけですね。いづれこれは詳細な事實關係などについては私も確かめなければならぬわけ、そこまではやつておりませんが、きょうは概括的なことだけしかお聞きできないのですが、何か書いたものによりますと、十数年来無罪を叫んでおるといふことが一応出てゐるのですが、本人が自供をしてゐるのかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(竹内寿平君) 私自身記録を実は見ておりませんのでございまして、ここに一緒に参つております総務課長は担当の課長でございますが、担当課長の話によりますと、一審當時自白をいたしておたのでございまして、また、ときに否認もしたこともある、こういうことで、終始自白をしておたわけではないようでございます。

○稲葉誠一君 この人の再審の請求は、これは熊本地裁に出されたのですか、福岡高裁に出されたのですか、よくわかりませんが、再審請求がなされてそれがいれられて再審開始決定があつたことがありますが、あればその日時や何かちよつと、裁判所とか……

○政府委員(竹内寿平君) お答えを申し上げます前に、この事件の確定の日を申し上げますが、昭和二十六年十二月十二日最高裁におきまして上告棄却になつて、あけて昭和二十七年一月五日確定をいたしております。

それから以後のことになるわけでございますが、再審は前後四回いたしております。

第一回の再審は、昭和二十七年六月七日、本人から福岡高裁に對して、控訴棄却の判決について再審の請求をいたしております。この請求に對しましては、昭和二十八年一月二十四日、決定をもつて棄却されております。

第二回の再審は、昭和二十八年二月十一日、弁護人から熊本地裁八代支部に對して、一審判決について再審の請求をいたしております。

次いで、同年七月二十二日、八代支部におきまして決定をもつて棄却されております。

この決定に對しましては、七月二十九日、本人から即時抗告の申し立てをして、同年八月七日、福岡高裁において決定をもつて棄却されております。理由なしという理由でございます。これが第二回の再審でございます。

それから、第三回は、昭和二十九年五月十八日、本人から熊本地裁八代支部に對して、一審判決について再審の請求をいたしております。

昭和三十一年八月十日、熊本地裁八代支部におきましては、再審開始の決定をいたしております。これは、有罪の言い渡しを受けた者に對して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したと、こういう再審理由でございますが、それによりまし

て開始決定をいたし、同時に刑の執行停止をしておるのでございます。三十一一年の八月十六日、検察官から右再審開始決定について即時抗告の申し立てをいたしました。

その結果、昭和三十四年四月十五日、福岡高裁におきまして原決定を取り消すという決定をいたしております。そして、同時に、再審請求を棄却いたしております。

三十四年の五月三日、この福岡高裁の決定に対して、本人から特別抗告をいたしております。

三十四年十二月六日、最高裁第二小法廷は、決定をもって棄却いたしております。この棄却決定に対して、十二月十二日、弁護人から異議の申し立てをいたしました。やはり十二月二十六日、最高裁第二小法廷はこの申し立ては不適法であるという理由で棄却決定をいたしております。これが第三回の再審の申し立ての経過でございます。

次に、第四回でございますが、三十六年十二月十六日、最高裁の前の再審の決定がなされた後でございますが、十二月十六日、弁護人から八代支部に対して、一審判決について再審請求をいたしております。これに対しては、まだ裁判所の決定がなされておらないのでございまして、この部分が未済になっております。

○稲葉誠一君 これは、今、いわゆる第二の吉田石松事件となる可能性があるというところでいろいろ注目を集め出してある事件なわけですが、三十一年八月十日ですか、熊本八代支部で再審の開始決定をした。これは再審の開始決定ですから、非常に珍しいことですが、無罪になり得る一つの明らかな

証拠を新たに発見をしたという理由でこの支部が再審の開始決定をしたというふうな聞きわけですが、そうすると、無罪になり得るような新しい証拠というものは、これは再審開始決定の中に現われていいるのでは何なんでしょうか。

○説明員(辻原三郎君) 免田栄関係の事件につきましては、先ほど刑事局長が申しましたように、現在八代支部で再審請求が係属いたしておりますので、その事件記録等が八代のほうに参っております。したがって、的確さを多少欠くかとも存じますが、一応私どものほうでわかっております事実について申し上げたいと思ひます。

ただいま御指摘の昭和三十一年八月十日の八代支部の再審開始決定の理由は、もともと再審請求につきまして、この犯行の日であるとしております。昭和三十三年十二月二十九日でございますが、この犯行の当時に、本人は、当時ありましたおそれる赤線区域が何かであろうと思ひます。この供述といひますか、そういうことでアリバイを主張した事実があるようにございまして、そこで、当時の本案の第一審のときからこの点は詳細に調べられておるようございまして、当時同案しておったといわれる接客婦につきまして、本案の第一審で十分調べをしておるようでありまして、この接客婦が二回公判に証人として証言してあるようであります。その一つのほうの証言は、この日ではなかった、犯行の日に泊ったわけではない、こう言つて証言いたしておるようであります。他の機会にも一度証人として調べを受けました際には、この犯行の日

泊つておったように思うという趣旨の証言をしたようなんであります。そういう二つの相反する証言につきまして、最初の本案の第一審裁判所は、泊つたといふ日は犯行の日ではなかったという証言のほうをとりまして有罪の認定をいたしておるようでございます。ところで、免田栄のほうでは、この第一審に証言いたしました犯行の日には泊つたといふ接客婦の証言、このほうが正しいのだという主張をいたして、その主張を裏づける証拠をいたしまして、二、三の関係人の供述調書、これを持ち出して、こゝろ供述を総合してみると、接客婦の二つの相反する証言のうちで、第一審裁判所が信憑力がないといつてはねてしまつた、犯行当日に泊つたといふほうの証言、これが新たに他の供述人の供述からこつちのほうに真実であるといふふうに思はれてくる、こゝろ主張をいたしまして、新たなこれは過去において調べられておる証拠ではあるけれども、そういう他の証拠と総合いたしまして、そちらのほうに新たに証拠価値が見出された、この新たな証拠価値が見出された、このことも、刑事訴訟法の四百三十五条でございまして、新たな証拠を発見したといふものに当たるのだといふような主張をしたようでございます。その主張を八代支部の再審におきまして入れまして、そういう認定のもとにおいて再審事由があるといふことで再審の開始決定をいたした、こゝろいふに理解しておる次第でございまして。

○稲葉誠一君 これは、再審の開始決定は、年間、全体の再審申し立ての事件の中でどの程度あります。

○政府委員(竹内壽平君) これは私のほうで調べたものではございますが、うかつにも持つて参りませんが、まことに申しわけありませんが、取り寄せまして、正確な数字でお答えしたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、きょうはこの事件を詳しく聞かわけじやありませんからあれですが、一審のときからいわれるアリバイがあつたのだといふことで犯行をすつと否認をしていられる。多少途中で認めたこともあるかも知れませんが、大体第一審以来すつと否認している、こゝろいふに見ていいのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 先ほど総務課長から申し上げましたように、記録は一時私のほうに來たことがあるようございまして、昭和二十九年の五月にちよつと戻つてきた記録を、再び裁判所の要請によりましてお貸しをするといひます。お渡しいたしまして、自來今日まで私どものほうに來ておりませんし、その間に、局長はじめ全部の職員が新たにたつておりました。この記録を見た者は実はないわけなんでございます。詳細なことは申し上げかねるわけでございますが、再審申し立てに関連して検察庁から報告書が來ておりますので、その報告書に基づいて今お答え申し上げておるわけでございますが、正確にはわかりませんが、自白したこともあるが、おそれるかはあとは否認しているのじやないか、こゝろいふに考えるわけでありまして。

○稲葉誠一君 今出ている三十六年十二月十六日、この弁護人から出ている再審請求といふものの要旨、理由はどこにあるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 中身の詳細はわかりませんが、報告によつて見ますと、今の接客婦のところに行つておつたといふこの主張は、これはアリバイの主張だと思ひますが、これと、本人が自白した部分がありますが、この自白が任意性がないのだという主張、この二点で弁護人から再審の請求がなされているように理解いたしております。

○稲葉誠一君 これは最高裁にほんとは聞くのでなければ、法務省ではわからないかも知れませんが、現在再審で係属しているといひますか、それはどのくらいあるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは、死刑確定者についてのお話でございます。○稲葉誠一君 ええ。

○政府委員(竹内壽平君) これは、ここに表がございまして、現在十二件係属いたしております。

○稲葉誠一君 死刑確定以外のものでもあります。それをまぜるとどのくらいになるのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 死刑確定以外のものでも相当数あるのございまして、それは今本省のほうに取り寄せておりますので、後刻正確にお答え申し上げます。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をとめて。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ

○稲葉誠一君 この免田栄の事件について、これはいろいろな角度からもつと調べたい点もあるものですから、調べてまた日をゆつくり改めて質問をす

る、こういう形をとりたいというふうに考へております。それでですから、きよりのところは、これに関連してはこの程度にしておきます。

それから、検察行政の運営の問題等については、これはきよりは時間の関係もありますから、日を改めて、少し時間をもらつてゆつくり聞きたいと、こういうふうに考へます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鳥島徳次郎君) それじや速記をつけて下さい。

○稲葉誠一君 主として国家公安委員長にお尋ねするわけですが、非常に問題となつております吉展ちゃん、あるいは女子高校生殺し、これらの点について、この二、三日来参議院、衆議院でいろいろ質問があつて、国家公安委員長も答弁をされてゐるわけです。私はきのうその報告も本会議場で聞いたわけですが、できるだけダブらないような形で聞きたいというふうに考へます。

そこで、公安委員長の考へておられる科学的捜査ということですね、あなたのお考へになつておられる科学的捜査というのはどういふものなのかということからひとつお聞かせ願ひたいと、こう思つてゐます。

○国務大臣(藤田弘作君) 科学的捜査と一口に言ひましても、いわゆる初歩的なものから非常に高度なものまであると思ひます。装備にいたしまして、人間の力ではなくて、たとえば科学と言へるかどうかわかりませんが、警察大を使うといったことから、もっと

非常に高度な科学の装備を使う。あるいは、常識ではありますけれども、現在の刑事がこうも力を加へて電車で聞き込みに歩いてゐる。これを自動車に切りかえるということも、考へようと思ひます。

それから、まず頭の問題が先決であると思ひますが、今回、言葉が過ぎたかもしれないが、全く今回の捜査のミスというものは、私自身から考へまして頭を使つておらない、依然として銭形平次時代の捜査の域を出ておらないということを考へましたので、もつと科学的捜査、たとえば照明弾を使う。あるいはまた、張り込みで、犯人が出てきてゐるのでありますから、犯人の追跡のために警察犬を使う。あるいはまた、科学的というところまでいきませんが、ねえさんにお金を持たせてやるかわりに、婦人警官に持たせてやれば、十分問を問答して、こつちに来いこつちに来いと言つておるときに、婦人警官なら、それを持つておつて渡すときにピストルでも突きつければ逮捕できるでしょう。あるいは、投光機のようなものを佐野屋の内部に隠しておくといいこともできましよう。

また、数学的に考へるならば、吉展ちゃんのときも今度のときでもそうでありましたが、捜査員はおりましたけれども、いわゆる非常線というものは何にも張つていなかった。ことに犯人が自動車で行くと言つたことだけで、道路は全部張り込みをしておりまして、たけれども、裏の茶畑に一人もおらなかつた。それを、まず三十人おらなかつた、直径百メートル、周囲三百メートルのいわゆる茶畑にありは佐野屋

の家なりに刑事を張らせることができて、問答してゐるうちにそれを狭めていけば、それは数学上からいって十人、とにかく直径百メートルならば三十人で捜査が足りるということはおつてゐる。そういう初歩的な科学的な頭の使い方というものは今度の場合はしておらないといふことを言つたのであります。科学的捜査といへば、それはまあいろいろなものがある。鑑識の面におきましてもあるいはその他の面におきましても、指紋の問題も一つの問題でありましようし、血液の問題、あるいはまたその他いろいろ事件につきましてもいろいろ問題がやつぱり科学的捜査になると思ひます。それ以上装備の問題その他につきましても私は非常に足りないものがあった、こういうふうに考へております。

○稲葉誠一君 そうすると、今国家公安委員長が認められたように、初歩的な問題、そうすると、それは科学的捜査以前の問題だと承つてよろしいと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(藤田弘作君) 特に埼玉県の問題は、私は科学以前の問題である、こういうふうに考へております。

○稲葉誠一君 埼玉県の女子高校生殺し、吉展ちゃんの事件でなぜそういうふうに科学以前の初歩的な問題で日本の警察がミスをしたのであるのか。その本質的なところは一体どこにあるのでしうか。それは国家公安委員長としてはどう考へてしうか。

○国務大臣(藤田弘作君) それに私は実はわからないのです。こんなことをどうしてミスしたかといふことは、実は私は不思議に思つてゐる。ただ、

現在は捜査のまつ最中でございますから、そういう人々を呼んでその責任なりやり方を追及するといふことよりも、むしろ現段階においてはこれはあと回しにして、大いに激励をして犯人を逮捕させるといふことのほうがいいじゃないかといふような、国家公安委員会の会議におきましてもまた係の会議におきましてもそういうことでは

ありませんので、その責任の追及あるいはやり方といふものにつきましてはもちろん捜査課長会議といふようなものではやりまされども、当事者に対する直接の追及といふことは、今犯人逮捕を優先にするという建前で、やつておらないわけでありま。

○稲葉誠一君 それは、私も、犯人逮捕をもう全面的に今は押し出してやらなければならぬ時期だと、こういうふうに考へます。その点はもう公安委員長と全く考へ同じです。ただ、何でもいふミスが起きたかといふことを不思議に思つてゐる、それでそれはあ

とから原因を探究するのだといふだけでは、何かこの問題が今の段階でも解決しないのじゃないかと私は思ふので、こゝになつてくると、全くそれじゃ捜査に当たつた人が個人的に能力が足りなかつたといふだけの問題に帰せしめられたのでは、問題の解決にならないのじゃないかと、こう考へますが、それはどうですか。

○国務大臣(藤田弘作君) 吉展ちゃんの事件は、初めから迷子として届出が参つたわけでありまして、その後において警察の判断において誘拐事件といふことに切りかえられた。ところが、善枝さんの問題は、警察が初めからこれは営利誘拐であるという認識の

もとに立つて、犯人が自動車で何時何分に行くといふのは自動車であるというような認識のもとに対処してあります。しかし、私は、あの話を聞きましたとき、ちよつと新聞記者の諸君もおられましたけれども、そんなばかな誘拐事件なんてあるか、大体十六にもなつて、そしてそんな田舎で大柄の高校生を二晩も隠しておいてお金を取りにくるなんてそんなことはできないものじゃない、これは暴行殺人だと言ひました。こういうものを、ただ片一方に幼児の四才の子供を営利誘拐したから、この問題も十六才の大柄のほうもお金を要求してくれば営利誘拐であると簡単に割り切るその警察官の判断といふものにまず最初の誤りがあった、私はそういうふうに思ふのであります。今も実は衆議院の本会議におきまして、猪俣浩三先生から、お前は参議院の地方行政でもって責任が自分にあるなんというまいきなことを言つてゐるけれども、お前には責任がないのだ、警察法をよく見たか、警察法は、第一の責任は当事者にあり、第二は地元の国警本部長にあり、第三は警察庁長官にあり、第四は総理大臣にあり、お前は會議を主宰するだけではないわ、連絡係だ、その連絡係がなまじきに政治責任があるなんてとんでもないやつだとお叱りを受けましたから、私は、責任がないならばなぜ衆議院の本會議なんかに呼ぶかと、こゝ言つてやつたのですが、私には実際捜査の責任は制度上も法律上もないわけでありまして、あまり詳しいことを聞かれますが、私はわからないわけでありまして、今申しましたやうないわゆる初歩的教

育といいますが、科学的教養といふものの必要といふことは非常に大切で、ものの判断といふものを簡単にし過ぎたのではないかと、私はそういうふうに考える次第であります。

○稲葉誠一君　そうすると、まああなたに法律上責任がないということになつてくると、一体だれに責任があるとかあなた自身はお考えになるわけですか。

○国務大臣(篠田弘作君)　制度上、法律上の責任はないけれども、私も政治家といつたしまして国家公安委員長という一それは連絡係であるか会議の主宰者にすぎないか知りませんけれども、少なくとも社会的には国家公安委員長といふものは警察の親玉だといふふうにみんな見ております。そうでないならそうでないといふことをはつきり天下に声明しなくちゃいけない。そうである以上は、私は国家公安委員長として政治責任があると判断いたします。

○稲葉誠一君　あなたが自分が責任があると考えられるところは、私も非常に敬服するわけです。非常にあなたの純粋なものの考え方というものが、それには私は前から一応個人としては敬服するのですが、それは別として、制度上、法律上の責任はどこにあるのですか。

○国務大臣(篠田弘作君)　これは、警察法上、内閣総理大臣の所轄のもとに国家公安委員会が置かれていて、警察行政の主任の大臣は内閣総理大臣であるが、警察行政の政治的中立性を保つため、国家公安委員会には強い独立の地位が与えられており、警察法上、内閣総理大臣は警察行政については指揮監督の権限を有しないので、具体的事件について法律上の責任はないといふことが内閣総理大臣に対しては言われております。

一方、私のほうに關しましては、現在の警察法では、第一線の警察運営の責任者は都道府県警察であり、国家公安委員会は警察法第五条に規定されている特定の事案についてのみこれをつかさどり、これらの事案については警察庁を通じて都道府県警察を指揮監督し、また、警察行政全般について全国的な見地から必要な統轄または調整を行なう責務を有するものである。委員会は合議制の機関であるから、その運営は会議によって行なわれるのであるが、委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する等の権限を有し、内閣と委員会との間の連絡を保つ立場にある。以上の責務に伴う責任を国家公安委員会の委員長及び委員はそれぞれ負うものである、こういう事務的な解釈です。私はこんなむずかしいことを実はほんとうはわからないのですけれども、とにかくどうもいふものだと、こゝろを今書いてもらいましたら、こゝろのこゝろから見ますと、直接捜査の責任であるとか、法律上、制度上のい

わゆる警察官のミス等に対する責任といふものは、私も猪俣先生にしかれるまでもなく、ないんじゃないかと、私はそういうふうに考えております。

○稲葉誠一君　先ほど申し上げましたような意味の責任ならば、それは当然負ふべきものであるといふ、そういう法律論といふよりむしろ私の信念ですから、どうぞひとつ……

○国務大臣(篠田弘作君)　それは都道府県警察の警察本部長にあると、こゝろにふりに解釈いたします。

○稲葉誠一君　それは、第一次的にはそれでしうけれども、都道府県警察本部長だけでは……

○国務大臣(篠田弘作君)　その次の責任は、これは猪俣先生の法律解釈であります。これは猪俣先生が負うべきものである、最終責任は総理大臣が負うべきものだといふことはさきから議論しておつた。しかし、さつき申し上げましたように、最終責任といふものは総理大臣にはない、具体的な問題についてはさういふふうな解釈が妥当である、こゝろ思います。

○稲葉誠一君　責任の問題は、これはまたあとでいろいろな別個な形で別な機会にいろいろ追及されるかも知れませんが、それがどうなるかは、とにかく犯人がつかまつてからの話にしたいと思ひますが、この警察庁の刑事局で出している昭和三十三年の「刑法犯の情勢」といふのをさきうもらつたのですが、これは三十八年の「刑法犯の情勢」といふのはまだできていないのですか。これはいつできたのですか。

○政府委員(宮地直邦君)　昨年末でございます。

○稲葉誠一君　昨年末にできたわけですね。いわゆる略取誘拐罪、これは二百二十四条と二百二十五条両方ありますが、営利誘拐も含めて、近年相当事件が起きているのじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君)　統計は刑法の条文に従つて分類いたしておりますが、略取及び誘拐の罪といふものは、昨年度三十七年度におきまして二百二十九件でございます。大体二百件前後と申しますか、三百件になりましたのは三十二年でございます。それから下がりまして、昨年は二百二十九件になつております。

○稲葉誠一君　この昭和三十三年の「刑法犯の情勢」、警察庁刑事局で出しておられますね、この中に略取誘拐、営利誘拐のことについて何か触れておりますか。

○政府委員(宮地直邦君)　具体的な事例としては触れておりませんが、数字に数字に触れておるといふのが、これは去年の十二月にできたというのなら、略取誘拐、営利誘拐といふのが近年非常にふえているといふことから見て、この「刑法犯の情勢」の中で、どういふ事態が起きてきて、将来どういふふうにしたらよいかといふことの予測とか何とかいふものが当然あつてしかるべきだと思いますが、これには触れていないのじゃないか。私もけさもつたばかりで内容を具体的に見ていませんが、一読した範囲では

触れておりませんので、さういふことは一体警察庁の中でさういふ誘拐関係の事件が相当将来ふえてくるかも知れないようなことについて関心を十分持つておらなかつたといふことを示しておるのじゃないか。研究していかつたのじゃないか。さういふことについて……

○政府委員(宮地直邦君)　この二百件余りの数字の中の、これは統計の分析は今資料でできませんけれども、大部分はいわゆる人身売買の形態をとつてゐるものじゃないかと思つたのであります。いわゆる今起こりましたような嬰兒の営利誘拐といふのは、個々のケースといつたしましてわれわれのほうでは十分これの検討も、これを先訓といつたしておるのでございます。雅樹ちゃん殺しとか、あるいはその他の事件は、個々のケースとしてわれわれのほうは貴重な教訓と心得ております。

○稲葉誠一君　私の聞いてゐるのは、去年一ぱいかつた中で、将来さういふふうな嬰兒関係ばかりでなくてさういふ誘拐関係の事件が起り得るかも知れないといふさういふふうなことを警察庁としては考へて十分な対策を立てていなかったのじゃないか。もしそれを立てておるならば、当然国会に配つた資料の中にさういふふうな問題についても触れていなければならぬのじゃないかと、こゝろ思ひます。

○政府委員(宮地直邦君)　御指摘の点につきましては、十分な統計的な検討といふことにつきましては、御指摘の

○稲葉誠一君　責任の問題は、これはまたあとでいろいろな別個な形で別な機会にいろいろ追及されるかも知れませんが、それがどうなるかは、とにかく犯人がつかまつてからの話にしたいと思ひますが、この警察庁の刑事局で出している昭和三十三年の「刑法犯の情勢」といふのをさきうもらつたのですが、これは三十八年の「刑法犯の情勢」といふのはまだできていないのですか。これはいつできたのですか。

○政府委員(宮地直邦君)　昨年末でございます。

○稲葉誠一君　昨年末にできたわけですね。いわゆる略取誘拐罪、これは二百二十四条と二百二十五条両方ありますが、営利誘拐も含めて、近年相当事件が起きているのじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君)　統計は刑法の条文に従つて分類いたしておりますが、略取及び誘拐の罪といふものは、昨年度三十七年度におきまして二百二十九件でございます。大体二百件前後と申しますか、三百件になりましたのは三十二年でございます。それから下がりまして、昨年は二百二十九件になつております。

○稲葉誠一君　この昭和三十三年の「刑法犯の情勢」、警察庁刑事局で出しておられますね、この中に略取誘拐、営利誘拐のことについて何か触れておりますか。

○政府委員(宮地直邦君)　具体的な事例としては触れておりませんが、数字に数字に触れておるといふのが、これは去年の十二月にできたというのなら、略取誘拐、営利誘拐といふのが近年非常にふえているといふことから見て、この「刑法犯の情勢」の中で、どういふ事態が起きてきて、将来どういふふうにしたらよいかといふことの予測とか何とかいふものが当然あつてしかるべきだと思いますが、これには触れていないのじゃないか。私もけさもつたばかりで内容を具体的に見ていませんが、一読した範囲では

触れておりませんので、さういふことは一体警察庁の中でさういふ誘拐関係の事件が相当将来ふえてくるかも知れないようなことについて関心を十分持つておらなかつたといふことを示しておるのじゃないか。研究していかつたのじゃないか。さういふことについて……

○政府委員(宮地直邦君)　この二百件余りの数字の中の、これは統計の分析は今資料でできませんけれども、大部分はいわゆる人身売買の形態をとつてゐるものじゃないかと思つたのであります。いわゆる今起こりましたような嬰兒の営利誘拐といふのは、個々のケースといつたしましてわれわれのほうでは十分これの検討も、これを先訓といつたしておるのでございます。雅樹ちゃん殺しとか、あるいはその他の事件は、個々のケースとしてわれわれのほうは貴重な教訓と心得ております。

○稲葉誠一君　私の聞いてゐるのは、去年一ぱいかつた中で、将来さういふふうな嬰兒関係ばかりでなくてさういふ誘拐関係の事件が起り得るかも知れないといふさういふふうなことを警察庁としては考へて十分な対策を立てていなかったのじゃないか。もしそれを立てておるならば、当然国会に配つた資料の中にさういふふうな問題についても触れていなければならぬのじゃないかと、こゝろ思ひます。

○政府委員(宮地直邦君)　御指摘の点につきましては、十分な統計的な検討といふことにつきましては、御指摘の

とおりでございます。われわれも、わかれといたしまして、こういう事犯が起りまして後におきましては、この性質にかんがみまして十分注意いたしておるところでございます。

○稲葉誠一君 言葉じりをとるようでは恐縮ですけれども、統計的な検討はしていないと言われましたね。そうすると、あれですか、具体的にこういふふうな事件が将来起きるかも知れないから、その場合の捜査についてこういふふうにしなくちゃいけないとかどうとかということは、十分にあなたのほうで検討していたということになるのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 今私の申しましたのは、この内容が嬰兒誘拐だとかこういふふうな意味において分析はしてなかったということでございますが、そういう意味において検討が足らなかったと存じております。しかしながら、われわれとしては、誘拐略取というふうな問題の性格におきましてそれは十分関心を持っておったのでございます。

○稲葉誠一君 関心を持っていたのはこれはもう当然のことなんですがね。前にも本山のあいつ事件もあるのですし、関心を持っていたのはわかりませんが、その関心に基づいて警察庁としては具体的に今までどういふ研究をして、どういふ指示を各都道府県の本部に対して与えていたかということをお聞きしたいのです。まあそれはどういふふうな中に入っているのか、かつたということだけで判断してはいけませんけれども、具体的にどういふふうな研究をし、どういふふうな指示

を今まで各都道府県本部にしていたのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 一般的には「捜査規範」の中に書いてあることとでございます。それから具体的に申しますと、近い例が、今御指摘のありましたような雅樹ちゃん殺しという事件、このときの反省というものがあつたのでございます。なお、これに伴いまして、部外との協定というふうなものも一番近い例におきましてはございましたので、それを会議資料等において配付して教育資料として活用いたしたのでございます。

○稲葉誠一君 この女子高校生殺しの事件の捜査について、いろいろ各新聞あるいは国会の中でも問題になつてゐることでございますが、私は一つ疑問に思ふのは、一体あの捜査の現場における捜査の責任体制で、それが総指揮者なのか、どうもよくわからないのです。あの警察署長が発表すること、それから刑事部長は何というのですか——中というのですか、埼玉県警のあれが発表することと相当違ったことがときどき出るじゃないですか。これは新聞記事で見る程度ですけれども、たとえば首の絞め方なんか違つたというふうに思ふますし、だれが一体あそこでの総合責任者ということになつてゐるのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 今御指摘の刑事部長が総合的な責任をとつてゐるのでございます。

○稲葉誠一君 刑事部長、埼玉県警、それが総合的な指揮をとつてゐるというの、最初からですか。現場のいわゆる張り込みの態勢の前からその刑事部長が指揮をとつてゐるのです

か。あるいは現場へ行つた最初は狭山の警察署長がやつておつたのだけれども、途中からかわつてきたと、こういふのじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君) 確かに最初に届出を受けましたのは狭山の警察でございますが、直ちに県警本部に報告いたしまして、総合的な現場における指揮というものは刑事部長がとつてゐるのでございます。

○稲葉誠一君 それは、中という県警の刑事部長が現地へ行つて指揮してゐるのは、一体いつからなんですか。

○政府委員(宮地直邦君) 具体的な時間には承知いたしませんけれども、報告を受けましたときから指揮に入つてゐる。現場に何時に行つたかということ、は、ちよつと私現在資料を持っておりません。

○稲葉誠一君 狭山の警察というのは、どの程度の警察なんですか。埼玉県に幾つぐらい警察があるのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 具体的に資料を持っておりませんが、狭山の警察は、埼玉県中におきまして最も小さい部類に属する警察でございます。人数も五、六人以内……(何人ですか)と呼ぶ者あり。これは具体的な数字はまたあとで調べてからお答えいたしますが、小さい警察であるというふうに私承知いたしております。

○稲葉誠一君 小さい警察というのは、つきりしないけれども、もとは警察署だつたのですか。そこらほどの程度なんですか。

○政府委員(宮地直邦君) それのお答えにつきましては、また回を改めまして具体的に回答したいと思います。

○稲葉誠一君 それはわからなければあれですけれども、小さい警察であることだけはわかりましたけれども、何人ぐらいの警察であるかということ、は刑事局長としてそんなにむずかしいことではないし、わかつていないとまづいすね。

それからもう一つ。最初、捜査本部は狭山の支署ですか、支署にありましたね。どういふわけですか、あつたのは。

○政府委員(宮地直邦君) 警察署の所在地がこれは相当離れておりまして、都市の合併の関係におきまして不便なところにありますので、最も近いところ、に置くということで、御指摘のようになつて置いたわけでございます。

○稲葉誠一君 それをあとから狭山警察署に移したわけでしょう。その関係はどうなつておりますか。

○政府委員(宮地直邦君) 現在におきましては刑事の現場の捜査の拠点としては支署を使つておるのでございまして、その対外的な発表その他につきましては本署に置いておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それでは、あとで、県警の刑事部長が現地へ行つた時刻、それとつとそこへ行つて行きつきりて指揮をしておつたのかどうか、こういう点を明らかにしていただきたいと思います。狭山の警察はそういう小さい警察であまり事件のない警察ということもちよつと出ておりましたから、あまり刑事事件になつていない警察じゃないかとちよつと考えるのですがね。ですから、そこにちよつと問題があるわけ

です。それから、あまりこまかいことを聞いてもあれですけれども、警察の刑事になるのには一体どういふ形でおつておるのですか。

○政府委員(宮地直邦君) そのお答えの先に、話が逆になつておりました、当初は署におきましては捜査本部を前進せしめて現地に置いたという形になつております。

なお、刑事にいかになつてゐるかという点でございますが、これは現在制度上にはつきりした規定というものはございせんけれども、警察官が学校等を出ましたあと、多くの場合これは外勤その他の勤務をいたします。その中から適格者を選びまして刑事にする。そして刑事の幹部になります場合に管区学校等におきまして刑事専科の教養を得て参る形をとるのが一般の例でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、刑事をやつておる人は、いわゆる若い人はあまりおらないのじゃないですか。戦前からつとやつておる人がなおかつ残つておつて、今の段階でも多いのじゃないですか。埼玉県のこの狭山の事件に行つた刑事の人、四十人がいますね、そういう人たちの例をあげてもいいと思うのですが、新しい教育を受けた人は少ないのじゃないですか。それはどうなつておりますか。

○政府委員(宮地直邦君) 他の部門と比較しまして多いか少ないかということになりますと、これもまた具体的に数字を研究してみなければならぬと思ひますが、刑事にのみ片寄つて多いと思ひまけんけれども、比較的年齢であつていわゆるヴェテランというふう

な者が刑事の世界にあることは事実でございませう。

○稲葉誠一君 これは老練でヴェテランの人もおられますよ。しかし、現実には戦争前からのいわゆる警察の中の刑事といえますか、そういうのをやっていた人が非常に多いんじゃないですか。そこは埼玉県の例をよく調べて下さい。私は栃木県の例で調べたことがあるのです。それが一つありますね。

それから、これはこういうことを言っちゃ悪いけれども、新しい警察官に出てくる人は、普通の高等学校を今出ているわけでしょう。ところが、刑事の人は、これはちょっと気の毒だけれども、高等学校を出ておられない形に入ってきておられる人がほとんどではないか、多いのじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君) 新警察制度になりましたから、御指摘のとおり的高等学校卒業以上の者を採っておりませんが、古くからおられます者の学歴となりますという、その程度に達してはいない者があるのでございませう。

○稲葉誠一君 そこで、女子高校生殺しの捜査の問題に入ってくるのです。が、そうすると、刑事局長の考えているのは、この捜査のミスというのはどこにあったと考えて、そしてそれを防ぐためにはあのときにおいてどういふふうにしたら防げたかということですね、どうですかその点は。

○政府委員(宮地直邦君) 私どもが現在の段階におきまして反省いたしておられます点は、五月一日の夕刻差し入れられました恐喝の内容の手紙に、自動車で行く、したがって、自動車で行く者を目じるに渡してくれというふうな趣旨のことが書いてあった。非常に

判読の必要のあるような文章でございませうが、そういう趣旨が読みとれた。

それで、捜査の幹部が、ただいま大臣も指摘いたしましたように、逮捕に必要なる人員の配備を自動車で来るというところに結果的には非常に重点を置きましたために、現在私どもが配備計画を見ておりますという、広範囲に分散し、また、持つて行つて参りました資材等も検討いたしますという、そういう方面に片寄つておる。やはり捜査の幹部のこういう面の判断というものについてわれわれ反省をいたしておるの

○稲葉誠一君 今のその捜査の初めのときに自動車にとられたという話ですが、それは県警の刑事部長が指揮をしてそういうふうな一つの捜査の方法というか、張り込みをやつたわけですか。どうなんですかね。県警の刑事部長がやれば、その点のミスはちょっと考えられないのですがね。狭山の警察だけでやつたのじゃないですか。そこはどうか。

○政府委員(宮地直邦君) これは、具体的に申し上げますと、五月の一日の夜にも警官をある程度配備をつけた。これは狭山の署長の判断でつきの措置をとつております。二日に至りましては、これは中刑事部長の総括的なものに入つての計画になつておるのでございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、初めの段階は、やはり狭山の警察の独自の捜査がござつと進んじやつたのじゃないですか。あなたのお話を聞きますと、どうもそういうふうな考えられますね。

○政府委員(宮地直邦君) これは具体的な問題になります。五月二日の夜

十二時というところが書いてあった。その意味をどういうふうにとるかということをお考えまして、あるいは正確に申しまして五月一日の夜中かもしれぬというところのつきの措置を署長がとつた。そのときには指定されました佐野屋という家の現場の付近には現われませんでしたので、いよいよこれは厳格に申します意味の五月二日の十二時というところになりまして、本格的な配備のときには県警本部の指揮のもとに入つた、こういう形をとつております。

○稲葉誠一君 そうすると、最初の段階でこの事件が脅迫状が来たという届出があつた程度の際には、狭山の警察では県警には連絡してないわけですか。

○政府委員(宮地直邦君) それは、およそ八時ごろに最初に父親及び兄から駐在所に届出があつた。事の性質にかんがみまして、駐在所の警官がその車に同乗しまして署まで参つた。署は直ちに本部に連絡をとつておりましたわけですね。これは本部も承知の上の措置になつておるのであります。

○稲葉誠一君 そうすると、最初は、本部も承知の上で狭山の警察が単独の捜査態勢をとられた、こういうことですね。

○政府委員(宮地直邦君) その応急的な措置を狭山警察がとつたということでありませう。

○稲葉誠一君 そのときの捜査では、あれですか、問題点はなかつたわけですか。

○政府委員(宮地直邦君) なかつたと具体的に——これは詳細に検討すべき問題については触れておりませうけれども、

ども、現在のところ表面に現われてきておりません。

○稲葉誠一君 それじゃ、今現在、この女子高校生殺しとそれから吉展ちゃん事件の捜査は、どういふふうに進んでおるのか。実は国家公安委員長の参議院の本会議における報告を聞いたわけですが、これは非常に簡単なものであつて、新聞記事の百分の一ぐらいで、ほとんどあれですが、現在の段階はどうか。

○政府委員(宮地直邦君) 吉展ちゃん誘拐事件につきましては、最初委員長が報告をいたしましたように、家族の届出も迷子としての届出で、したがって、当初の状況というものがはっきりわからぬ。ただ、これはもう稲葉委員御承知のことと思ひますが、どこか遠くの遊園地に行つておつて迷子になつたというのなら、その状態も納得できるのでございませうが、家の道路を距てた向こうにおける遊園地で行方不明になつたということ、これはいゝわゆる迷子と思へない。迷子として取り扱ふべき性格ではないというので、警視庁のほうにおきまして、これを誘拐事件として取り扱い始めた。しかしながら、誘拐事件として取り扱ふべきだという可能性を考えたわけであつて、具体的にその場において証拠がない。その当時におきまして、八才になる子供が見ておつて、ある年寄りが一年寄りと申しますか、中年の者が、持つておつた鉄砲をはめた、こ

ういふ状況でありまして、その人間を直ちに誘拐犯人とせよとつける材料もない。これが一部の事実を発表するまで一つも変わらない状態であつたのであります。

それから狭山事件につきましては、違つておりますのは、犯人はたくさん遺留品を残しております。たとえば、手ぬぐい、タオル、ひも等を残しております。事件といたしましては、死体現場においての遺留品が相当ございませうが、地形の関係で現場の目撃者が現在に至るまで——現場と申しますか、その現場に至る間における目撃者等というものは、地理的に非常に不便なところでございますので、ほとんどないというのが現状でございます。

○稲葉誠一君 そういうことを聞いておられるわけじゃないのです。国民が知りたいのは、現在の捜査がどういふふうに進んでおるかということを知りたいわけですね。私も知りたいわけですね。それは、捜査の秘密がありますから、あつちからあつちをこでしゃべるわけにはいかぬと思ひます。たとえば、今の女子高校生殺しの問題にしても、手ぬぐいについてどういふ形の捜査をやつておるか、タオルはどうとか、ひもはどうとか、いろいろありますね。こういう点についてのもう少し説明があつてしかるべきだと、こう思ひます。これは国家公安委員長から本会議で説明があるかと思つておつたが、あの説明を聞いてみて、あれならばどういふことはな。失望したのですが、そういう点を聞いておられるわけですね。

○政府委員(宮地直邦君) 御承知のとおり、吉展ちゃん事件につきましては、犯人の声を整理いたしましたとして公表いたしました。昨日までにおきまして約五千八百件にわたりますこれに関する警察に対する協力というものが現われてきております。この中には相当わ

てあります。

それから狭山事件につきましては、違つておりますのは、犯人はたくさん遺留品を残しております。たとえば、手ぬぐい、タオル、ひも等を残しております。事件といたしましては、死体現場においての遺留品が相当ございませうが、地形の関係で現場の目撃者が現在に至るまで——現場と申しますか、その現場に至る間における目撃者等というものは、地理的に非常に不便なところでございますので、ほとんどないというのが現状でございます。

○稲葉誠一君 そういうことを聞いておられるわけじゃないのです。国民が知りたいのは、現在の捜査がどういふふうに進んでおるかということを知りたいわけですね。私も知りたいわけですね。それは、捜査の秘密がありますから、あつちからあつちをこでしゃべるわけにはいかぬと思ひます。たとえば、今の女子高校生殺しの問題にしても、手ぬぐいについてどういふ形の捜査をやつておるか、タオルはどうとか、ひもはどうとか、いろいろありますね。こういう点についてのもう少し説明があつてしかるべきだと、こう思ひます。これは国家公安委員長から本会議で説明があるかと思つておつたが、あの説明を聞いてみて、あれならばどういふことはな。失望したのですが、そういう点を聞いておられるわけですね。

○政府委員(宮地直邦君) 御承知のとおり、吉展ちゃん事件につきましては、犯人の声を整理いたしましたとして公表いたしました。昨日までにおきまして約五千八百件にわたりますこれに関する警察に対する協力というものが現われてきております。この中には相当わ

てあります。

それから狭山事件につきましては、違つておりますのは、犯人はたくさん遺留品を残しております。たとえば、手ぬぐい、タオル、ひも等を残しております。事件といたしましては、死体現場においての遺留品が相当ございませうが、地形の関係で現場の目撃者が現在に至るまで——現場と申しますか、その現場に至る間における目撃者等というものは、地理的に非常に不便なところでございますので、ほとんどないというのが現状でございます。

○稲葉誠一君 そういうことを聞いておられるわけじゃないのです。国民が知りたいのは、現在の捜査がどういふふうに進んでおるかということを知りたいわけですね。私も知りたいわけですね。それは、捜査の秘密がありますから、あつちからあつちをこでしゃべるわけにはいかぬと思ひます。たとえば、今の女子高校生殺しの問題にしても、手ぬぐいについてどういふ形の捜査をやつておるか、タオルはどうとか、ひもはどうとか、いろいろありますね。こういう点についてのもう少し説明があつてしかるべきだと、こう思ひます。これは国家公安委員長から本会議で説明があるかと思つておつたが、あの説明を聞いてみて、あれならばどういふことはな。失望したのですが、そういう点を聞いておられるわけですね。

われわれのほうとしても具体的に検討すべきものがあると思ひまして、鋭意これらを基礎に捜査を進めております。それから、われわれがそれを基礎にして捜査をいたしておりますという、やはり有力な、有力といひますか、犯人に到達するという意味において一過程において一つの拠点というものが何か得られているような感じがしてはいるのでありますが、これはまだ点でありまして、どっちにいくかということはなお相当の捜査の困難性をわれわれ自覚いたしておりますのであります。

なお、埼玉県の事件につきましては、さういふ遺留品がございまして、遺留品の鑑定からいくと、どうしてもこの犯行は相当その土地に対してカンのある人間のしわざであらうという前提のもとに、具体的に科学的な方法をもつて、両方の面からこれを捜査範囲を縮小せしめていくのが現状であります。

○稲葉誠一君 もう少しこの点はこまかく聞きたいわけですが、それはあなたのほうとしてもいろいろ立場もあるでしょうから、あれしますが、吉展ちゃんのほうは、何か吉展ちゃんに運ばれるのを見たという人も出てきたという、そういうふうなこともあるのじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君) 捜査の一部を公開いたしましたら、ちょうど公園の対角線、吉展ちゃんの家の対角線上の方向に当たるところで吉展ちゃんらしい者を三名の学生が見たということの届出を受けております。で、学生の証言それ自体は正しいと思ひますが、

人体を決定するまでには至っておりません。なお、一部新聞にも出ておりますが、ちょうどあの時刻にその品川自動車のかどから挙動のきわめておかしい人間を山谷方面に運んだという人間の出でていることも事実であります。これら、いずれも協力によりまして得た捜査の結果であります。

○稲葉誠一君 今の山谷の自動車ですね、自動車のところから降りてなかなか刑事が張り込みかつかずと行つて、そこで会つたという話があるんじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君) 刑事が分かれて単独行動して品川自動車を遠回りをしてた者がある。その者がちょうど品川自動車の反対、裏側というふうなところで人に会つてゐる。しかしながら、現場に急行するためにそれは見過ごしたと申しますが、通りすがつた人があつたという報告がございまして、お母さんですか、打ち合わせをして一緒に行くつもりだつたのが、お母さんのほうで早く着いちゃつたのですが、現場へ刑事が行くのがおくれたのです。が、どういふわけですかね、打ち合わせは。ちよつと考えられないのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 捜査の常道といたしまして、警察がある程度の警戒態勢を敷いた上でさういふことをいたしたかったのであります。それが現場におりました警察官が十分被害者との連絡が取り得ずさういふ結果になつた。この点になりますといういろいろな問題があるかと思ひますので、われわれさういふ警戒態勢を取り得る状態にまで指揮能力と申しますか、被害

者との関係を良好に保ち得る警察官を配置すべきであるといふことを反省いたしておりますのであります。

○稲葉誠一君 結論として、この女子高校生殺しの犯人逮捕の目安、それについての現在の時点における警察庁の一つの確信といふのはどうなんですか。

○政府委員(宮地直邦君) これは、われわれのほうとしては、国家公安委員会の強い御要望もあり、われわれとして一時刻も早くこれを解決すべく努力をいたしておりますが、ここで確定的にいつまでというふうに申し上げることは、捜査の途中でございまして、お許しを願ひたいと思ひます。しかしながら、われわれの意慢によつてじんぜん日が送られるといふことのないように努力をしておりますことはお認め願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そりすると、現在の段階で、女子高校生殺しの犯人を大体の目安のもとにおいて逮捕できるという一つの確信、これはないのでですか。

○政府委員(宮地直邦君) われわれは、いかなる努力を払ひましてもこの事件を解決してみせるという努力をいたしておりますのであります。

○稲葉誠一君 これはまあ私の考えとあなたの答えとは食い違つてゐますね。あなたのほうも慎重な態度で進むべき事案ですから、いろいろ立場もあるでしょうが、もう少し確信的なことは言えないのですか、現在の時点において。あなたのほうの主観的な努力は、これはもう僕らも認めます。主観的な努力は当然ですけれども、もう少し確信的に何かないのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 吉展ちゃんの事件につきましては、これは相当広い地域の調査を要する。また、現在の段階に至りまして国民の御協力によりまして資料的なものを得ましたので、これも努力いたしたいと思ひます。しかし、捜査の貴重な当初においてさういふ資料がなかつたといふことからこれは御判断いただきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 今申しましたように、諸般の状況を考えまして、専門語で――稲葉先生でございまして、専門語であります。土地カがあるといふ前提のもとにいつております。相当物的証拠が残つております。ただ、非常に人家まばらな土地で、ちよつと近所の状況がまばらなところでもあり、土地の風習その他によつて相当捜査に困難性はあると思ひますが、事件を解決するための資料といふものは狭山の事件のほうからはるかに多いと、こういうことで御了承をいただきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 もう少しまあできれば強い言葉を私どもは聞きたいわけですが、けれども、それ以上あなたはおっしゃらないのですから、押し問答しても始まりませんが、公安委員長にお聞きするんですが、四、五日前のNHKテレビですか、あなたが角田房子という女の人と対談をしておりましたね。その対談のテレビを見ておりましたが、あなたが言われた中に、警備警察は歩進んでおるけれども、刑事警察は歩進んでおるけれども、刑事警察は歩進んでおることをあなた言われたのを私記憶しておるのですが、それはどういふあなたのお考えなんですか。

○国務大臣(篠田弘作君) 警備警察は歩進んでおるが、刑事警察はおくれているといふことは、言つておられます。

○稲葉誠一君 言つておられますよ。

○国務大臣(篠田弘作君) それを写しなおしてもらつてやるほかありませんが、私は、今自分の記憶に關する限りは、さうは言つておりません。また、さういふ觀念は私は持つておらないわけですが、ただ、問題はさういふことで、警備警察の場合には、たとえばデモとか何とか大衆を相手にするから、相当たくさん警官を動員する、何千人、何百人と。ところが、突発的なときには、非常に秘密といひますか、犯人の目に見えないようにするためには、そんな大ぜいの警官は繰り出さな。さういふ意味のことは自分の頭の中にもありましたが、さういふ警備警察の場合には非常に大きく人を繰り出すが、刑事警察の場合には繰り出さないといふこと、さういふ意味のこととは少しは言つたかもしれませんが、警備に重点を置いて刑事を軽んずるといふような発言は自分ではしておりません。これはしておりませんと言ひましても、記憶の問題ですから、それを写しなおして、しておれば、それは今申し上げたような意味の比較の問題だと、さういふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 警備警察は歩進んでおるけれども、刑事警察は警備警察と比べるとおくれおると、さういふふうに私は聞いたんですよ。あなたはさう言つた覚えはないと言われたのは、警備のほうはたくさん人の数の事

件が多いから、だからそつちのほうにたくさんの方が行くんだと、一般の刑事の場合には警察官はあまり大ぜい行かないのだと、こういうふうなのが普通の例だという意味ですか。ちよつとわからないのですが。

○国務大臣(篠田弘作君) ちよつと放送する前に時間がありまして、ちよつと雑談をしました。だいたい頭が悪くなつておられますから御容赦願いたいと思いますが、そういう雑談をしたときに、犯人をつかまえて行く場合の人数が少くないじゃないかという話が出ておる間にちよつと出ました。ところが、これはあまり大ぜいでやるとかえつて逃がしてしまふ。だから、非常線を張るということは僕は絶対必要だと思ふ。時間があつたかどうかかわかりませんが、吉展ちゃんのとくも、犯人が自動車の上に置いてあるくつの上に置けというのを言つてきておられますから、先ほど刑事局長も言いましたように、もう少しお母さんを説得できる、何といふか、説得力のある指揮官がお母さんを持たせるとか、それからお母さんといつてもそんな暗やみの中ではどこの女かわかりませんが、婦人警官をやるとか、あるいは、自分のほうから刑事が出ていくというところは犯人の目につきますから、電話連絡なりしてあるいはその周囲を各警察官に取り巻かせるとか、そういうことと人数は必要だと思ふ。それから、善枝ちゃん殺しの場合にも、張り込みや逮捕にばかり重点が置かれておりました、水も漏らさぬといふことが、非常線を張つていなかった。そういう欠陥は確かに認めますが、何万と

いう人数のデモの場合は、これは、御承知のとおり、メーデーにおける宮城前の事件もあります。一たび誤ればそういう暴動にもなりかねない。年じゅうなるわけじゃないが、ないとは保証できない。そういう場合に繰り出す人数と、一犯人をつかまえる人数は、おのずから違ふ。しかも、その犯人逮捕のためにできるだけ少人数主義でいくということは当然だ。そういう話をちよつとしておつた。そこで、警備のときにははうんと人を出さねども、あるいは刑事のときにははうと出さねども、言つたかどうか私は記憶しておりましたが、あなたが言つたとおつしやるならばそう言つたかも知れませんが、私は全然記憶しておりません。

○稲葉誠一君 ここで言つた言わないといつても、これはNHKのテレビを待つてはなければわかりませんが、それでは、あなたのお考えの中には、刑事警察はとにかくおくれしているといふことは頭にあらわけておつた。○国務大臣(篠田弘作君) おくれているといふことは、たゞ、刑事警察の場合には、刑事が捜査するといふ場合でも、電車で歩いたりバスで歩いたりするといふことは実際あるわけだ。警備の場合も、もちろん警官がくつをはいて走つておられますから、やはりそれは歩いておられるといふことはあるでしょうが、組織としては、片方はトラックに乗つてつうつと急いでやつておられるし、片方は電車に乗つてやつておられるという、そういう頭が、刑事局長からしかられましたが、そういう頭が僕には幾らかあつたのじゃないか、そう思ひます。しか

し、實際調べてみると、そういうことは、たゞ刑事がつかまえて持つて電車に乗つておられるという事実はありますが、いろいろ統計を見てもあらつたところによると、決してそういうことではないといふことです。

○稲葉誠一君 おくれているとかといふことを、まるでスピード競技のようにあなたとはおつておられるようですよ、片方はトラックだから速いとか、片方は電車に乗つて行くからおそいとか、そんなことは別にこの委員会でも問題にしては行かないもので、そういうこととなく、組織とか能力とかそういうことにおいて刑事警察はおくれているとお考えになるかどうかといふことをお聞きしたわけだ。

○国務大臣(篠田弘作君) そういうことは委員会の問題にならぬとおつしやいます、犯人逮捕といふことはスピードの問題なんですよ。スピードの問題が問題にならぬならば、一月月後に逮捕しても今逮捕しても同じです。これはスピードの問題でありまして、きよりの公安委員会でも、刑事を歩かせるといふことをしないで、たとえば小型自動車でもいいから五十台なり百台なりモーター・プールに置いておいて、そして刑事が必要な場合にはみずから運転できるような刑事を置いておいてスピードと努力を節約できるようにしよといふことをやつておられるのです。やはりスピードを抜きにした捜査といふものは全然ないと私は確信いたしておられます。

○稲葉誠一君 これは、問題が、私の聞き方が悪かつたのか、あなたの聞き方が上手なのか、ちよつとわかりませんが、私の言つておられるのはそういう意味で言つておられるのじゃない。それは、スピードといふのは何といつても基本問題です。早く捜査をして早くつかまえないければならぬといふことはあたりまえですが、そういう意味でなくて、刑事警察といふのは、日本の刑事警察ですよ、組織なり能力なりそういう面においておつておられるといふふうにはあなたはお考えなのかどうかと聞いているのです。

○国務大臣(篠田弘作君) 日本の刑事警察は世界でも有名な刑事警察でありまして、おつておられるといふふうには考えませんけれども、いろいろな面において制約を受けておられるといふことは言えると思ひます。証拠がなければ――あなた御専門ですが、証拠がなければ、たとえつかまえて持つて行つても、裁判でもって自由だけでは有罪にならない。したがつて、そういう証拠を集めるためには、たとえ犯人が隠匿していると思われれば――この前の雅樹ちゃん事件のときに、確かにあの歯医者の家に犯人がいるといふことが大体見当がついて、刑事が張り込みをしておつた。ところが、人権の問題になるからそこへ入つていけなかつた。そのときに入つていけば雅樹ちゃんは救われたらうといふふうには私たちは聞いておるのでありますが、そういう点についてある意味の法律的といふか、社会的といふか、そういう制限を受けておられるといふことは事実でありますけれども、もう少し整備をしてあげれば、日本の刑事警察が世界の刑事警察からおつておられるとか、警備からおつておられる、そういうことは私はな

○稲葉誠一君 じゃ、日本の刑事警察が世界で優秀だ、ちよつともおつてないといふなら、今度のようないふ事件がどうして起きるのでしょうか。これはおかしいじゃないでしょうか。そこをどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(篠田弘作君) そういうことをおつしやるけれども、世界の刑事警察だからといって、起こつた犯罪は全部検挙しているわけではありませ

じゃないですか、ラフじゃないですか、少し。

○国務大臣(篠田弘作君) 私は、現在の事件が迷宮入りになっても仕方がないと、そういうことを言っておるのではないのです。日本の刑事警察がそういう世界に劣らない警察であるならば、なぜこんな事件の犯人をつかまえることができないかとあなたがおっしゃるから、つかまえるのは、そこにおるから持つてくるわけじゃないのです。証拠調べをしてつかまえるのだから時間がかる。日本の警察が非常にこの事件については拙劣であるかもしれないけれども、刑事警察全体としてそういうことが別に日本の警察が特に外国の警察に劣っておるという証拠にはならない、こういう意味のことを申し上げておるわけです。あなた、もう少しやさしく聞いて下さい。そして、私幾らでも答えます。

○稲葉誠一君 あなた、やさしく聞いているのですよ。あなたに対してはほんとうに丁寧に静かに聞いているつもりですよ、あなたがどうとられるかは別として。

そこで、問題は、一体、日本の全体の警察官はどのくらいいるのですか。その中で刑事警察、保安、交通、警備、どう分けてひとつ説明してくれませんか。

○政府委員(宮地直邦君) 昭和三十七年で申しますと、今御質問の警備と刑事との点について申しますと、総数約十三万二千二百のうちに、おきまして、捜査に従事しております者が、正確に申し上げますと二万二千三百四十四でございます。このほかに鑑識を入れますと約二万五千になるわけでございまして、警備警察に従事いたしております

者が一万八千六百十六と、こういう数字になっております。

○稲葉誠一君 保安関係、交通関係、これも明らかにして下さい。

○政府委員(宮地直邦君) それでは、全部をここで申し上げますという、三十七年におきまして、警務に従事しております者が四千二百三、捜査に従事しております者が今申しましたように二万二千三百四十四、鑑識が二千九百二十一、防犯、保安関係が九千五百四十六、交通関係が一万二千三百五十、外勤が五万一千六十一、警備が一万八千六百十六、その他が一万一千九百九十九、計十三万二千二百十となっております。

○稲葉誠一君 それでは、三十八年度の警察庁の予算で、国費だけ、刑事警察、保安、交通、警備、この金額はどうなっておりますか。

○政府委員(宮地直邦君) 今、私、国費だけの資料を持つてきておりませんが、これはちよつと数字を整理しておりますけれども、刑事警察の費用は国費を支出すべきものは一定の範囲に限られておりますので、国費だけの比較ということよりも、私の手元に持つておりますのは、これを補助金の形にして二倍にした形において申し上げますという、刑事の経費は約二十七億三千万円になります。警備の経費が二十二億一千万円になります。

○稲葉誠一君 保安と交通も言つて下さい。

○政府委員(宮地直邦君) これはさしあたり私の手元にあるので申しましたので、いづれ資料でお答えいたしたいと思っております。

○稲葉誠一君 そんなことないじゃないですか。私はきのう警察庁から調べとしてもらったのです。ここに手元にあります。これは個人的にもらったのだからあれだけれども、ちよつと今の刑事警察の金額が違いますね。二十六億九千八百八十五円となっております。警備は合つておりますが、保安警察が十一億一千二百万円、交通警察が七億六千七百円、これは警察庁からもらった資料ですが、これは地方行政委員会に出した資料じゃないですか。あなたのところにありませんか。

○政府委員(宮地直邦君) 今、私は手元に持つておりませんが、帰りましてさつそく取り寄せます。予備費等の関係で多少数字が食い違っているかと思つております。

○稲葉誠一君 そうすると、この中で捜査費というのがあるのです。国費と補助金と両方あるでしょう。この捜査費は、刑事警察と警備警察でどういうふうになっていきますか。

○政府委員(宮地直邦君) 具体的な数字につきましても、私の参りますまでに間に合いませんでしたので、資料をもつてお答えいたしたいと思ひます。

○国務大臣(篠田弘作君) これは、今途中ですが、官房長——係の者を呼びますわ。係の連う者に幾ら聞いたつてわからないと思うので……。

○稲葉誠一君 刑事警察のやつはわかりませんか。——じゃ、刑事警察についてはこの捜査費を刑事局長から答えてもらつて、警備警察の捜査費については警備局長から答えてもらいたい。公安委員長、これはきのう請求してきています。私のところに来て

いるのですよ。二部ありますから、一部あげてもいいですよ。

○国務大臣(篠田弘作君) あなたが警察庁から出した資料をお持ちになつていて、事務当局が持つていないといふことは、内部連絡が不行き届きでございすから、資料を取り寄せまして、それぞれの責任の局長をこへ呼びますから……。

○委員長(鳥島徳次郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鳥島徳次郎君) 速記をつけ

○稲葉誠一君 それでは、法務大臣にお尋ねしますが、刑法の二百二十四条、二百二十五条、片方が略取誘拐、片方が営利誘拐、これの法定刑の引き上げの問題ですね、これについて法務大臣の考えをひとつ述べていただきたい。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。

法務省といたしましては、刑法の改正の準備を進めておまして、五月二十日ごろ刑法改正準備草案を法制審議会に提案をするということにきまつておまして、作業を進めておるわけでございます。その準備草案の中に、こういう身のしろ金を要求するような誘拐事件につきましても新しい形態の犯罪と申しますか、そういうものの刑といたうものが必ずしも十分ではないと考えられておりましたので、そういうものも規定をするように、準備草案には盛り込まれております。

しかし、いろいろこのたびの女子高校生誘拐殺人の問題、それから吉原ちゃんの誘拐事件等の問題等がありま

してから、この種の悪質犯罪に対する法定刑というものが軽いのではないかと、そういう世論も高まつて参りましたので、そういう法定刑の諸外国との比較等もしてみました結果、確かに外国よりも量刑が軽いというように考えられますので、これを改正するという方向に今踏み切つておるわけでござい

ます。

○稲葉誠一君 外国よりも軽いというのは、特にアメリカと比べて日本の刑が軽いということだと思ひますが、アメリカでは死刑でありまして、たゞ、アメリカの死刑の場合は、無償で返さなかつた場合、陪審員が宣告するか何かするまでに無償で返さなかつた場合に死刑があるということだと思ひましたが、アメリカの法制なんかどうなつておりましたか。その他の国について……。

○説明員(長島敦君) 御指摘のとおりでございます。アメリカでは、例のリンドバーク大佐事件がございまして、その結果、アメリカの各州で一斉に刑法の改正がございまして、御指摘のような規定ができております。御指摘のように、アメリカでは、被害者が無事に帰りました場合には刑が減りまして、死刑にしないという州が、むしろ多いわけでございます。

なお、アメリカ以外の国で比較的重いと考へられますのはフランス刑法がございまして、これは十五才未満の未成年者の場合の略取誘拐でございまして、被害者を殺害いたしました場合には死刑ということになっております。無事に帰つて参りましたときには有期懲役、生死不明のままになりましたと

きには無期刑というより三段階を考
えているわけでございます。

なお、西ドイツの刑法あたりも、現
行刑法も日本よりは重いわけござい
ますが、ただいま西ドイツ国会でや
っております刑法の全面改正案がござ
います、これによりまして、普通の
身のしろ金目的の誘拐で、誘拐中に残
酷な扱いをしたとか、あるいはその間
に死亡させたというような場合には、
十年以上二十年以下の重懲役というよ
うな規定が入っているようございま
す。

○稲葉誠一君 法務大臣、結局、刑法
改正の審議会は、これはわかりませ
れども、これは何年かかるか。三年か
かるか四年かかるかです。暫定的に単
独法で何か刑を上げるとかいう話も伝
わっているし、あるいは刑法の改正と
してこの条項の法定刑を引き上げると
いうような話もちよっと新聞なんか
現われておったのですが、法務省当局
としては、その点についてどうなん
でしょう。ちよっと前の答弁を聞き漏
らしたものですから。

○国務大臣(中垣國男君) この二つの
事件が起きる前の段階におきまして
は、実は法制審議会に今度準備草案と
して諮問をいたしますそれらの結論が
出てからということに考えておったわ
けであります、その後いろいろこの
ような悪質の問題が発生して参りまし
たので、目下検討しているものであり
ますが、臨時措置法的なものをやるか、
あるいは刑法の一部改正の行き方をす
るかという点について検討いたしてい
るのであります、その成果がで
きましたならば、できるだけ早い機会に

国会に提案して御審議をいただきたい
と、かように考えております。

○稲葉誠一君 今一応試案として考
えられているのは、どの程度法定刑を引
き上げることなんでしょうか。まだ
発表までの段階に至っていないわけ
ですか。

○政府委員(竹内壽平君) 現在どうい
うふうに考えているかという点でござ
います、法定刑につきまして、準備
草案では、代償目的の誘拐については
二年以上の有期懲役ということにな
っております。これに對しまして、学
者その他の方からそれでは軽いのでは
ないかというような批判もございま
す。したがって、それでは二年を
三年にするとか、あるいは有期懲役を
無期にするとかいうような具体的など
とは考えておりませんが、ただ、いろ
いろ検討しておりますことは、今のア
メリカの例でもありましたように、こ
れが殺人と結びついたり、あるいは身
柄を抑制している間に何らかの形で死
の結果を生じましたというふうな
もの、結びつく傾向があります。もち
ろん、目的がそういう目的であります
から、金をまた要求するということ、
つまり財産犯との関係、生命犯との関
係がございます。そういうものをも含
めて、たとえば強盗罪の致死、殺傷のよ
うな場合に、刑法二百四十条のよう
な規定を営利誘拐の規定の中にそく
そのまゝ入れたほうがより効果的であ
るか、あるいはそれは併合罪の関係で
適用の面で処理していくほうがいいか
というふうな点は、今一応検討してお
ります。しかし、大臣も申されました
ように、刑が軽いという点と、それか
ら規定としまして十分整備されてい

ないのではないかとというような点につ
きまして、ただいまいろいろな角度か
ら検討を加えておるところでございま
す。

○稲葉誠一君 それじゃ、前に戻
って、捜査費 刑事警察と警備警察と、
これはどういふふうになっておるか、
ちよっと御説明をお願いしたい。これは純
粋に捜査費という項目にあがってお
るのですね、これをお聞きするわけ
です。

○政府委員(三輪良雄君) 私の所管で
ございます警備警察につきましては、
捜査費が、集団不法行為、外事合
まして八億三千五百万円ございま
す。

○稲葉誠一君 これは、国費が一億五
千四百八十三万三千円、補助金が二億二千
九百四十四万円で、合計三億七千四百四
十二万三千円じゃないですか、捜査費と
してあがっておるのは、刑事警察で
○政府委員(宮地直邦君) ちよっと資
料を……

○国務大臣(篠田弘作君) 今官房長が
来ますから、ちよっと待つてくれませ
んか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 速記をとめ
て。

○委員長(鳥島徳次郎君) 速記をつけ
て。

○岩間正男君 それじゃ、関連した
二、三の問題でお聞きします。そのう
ちで、戸口調査の問題ですが、今度の
誘拐事件を契機にして戸口調査を実施
するようないことが非常に話題になっ
たわけですね。これについて一体どう
いう態度をとっておられるのか、この点
明確にしたい。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいた
します。

戸口調査の問題につきましては、こ
の問題が一応一部の新聞に報道され
たのであります、これは先般の閣議に
おきまして、吉展ちゃん事件が発生し
ましたときに、現在の制度というもの
は家族の状況調査というものが行な
れていないので、もしそういうことが
できるならばもう少し犯罪検査等が順
調にいくのではないかといたったよう
な発言をした閣僚がございまして、それ
に對しまして、これは正式に閣議で決
定したわけではなかつたのであります
が、一応法務省で検討いたしましたよ
うなふうなことになつたわけであり
ます。その後法務省として検討いたし
ました結果、国民の協力の得られない
という個々の家庭状況調査というよ
うなもの、憲法上から申しまして、
疑義があるということになりまして、
戸口調査をば昔のような制度を復活
せよという考え方は全然持つており
ません。また、閣議でもそのようない
ことを今後検討するとか進めるとか
いふことはなつていないのであり
まして、そういうことはやらないつもり
であります。

○岩間正男君 今のは法務大臣から
ういう確言があつたわけですね。ま
あ今度の誘拐事件の真相は、今も現に質
問されておるわけですが、あらゆる角
度からこれは究明しなくてはならぬわ
けです。戸口調査をやらないので何
今度のようない事件が起つたというよ
うな、そういう簡単な、いわばこの問
題を適用するようない方でもまた戦
前のような体制に持つていくことは非
常に大きな問題だと思ふ。これは戦前

もう戸口調査の弊害はきまつてお
る。これはもうこの点あらためて
言う必要もないと思ふのですが、特
に戦後戸口調査を廃止された原因につ
いては、法務大臣はどういふふうにお
考えになつておられますか。ただいま確
言されたのであります、それとも閣
連してこゝでなお念のために明確に
しておいてもらいたい。

○国務大臣(中垣國男君) 先ほどお
答えいたしましたとおり、戸口調査と
いいますか、それはやらないというの
でありますから、そのことについては
御疑問がないと思ひます。これを廃止
したといひますのは、これは前に行政
警察規則によりまして戦前はやつて
おつたのであります、これはそうい
う弊害もありましたでしようし、また
一面、犯罪の調査並びに犯罪検査等
非常に大きな役割を果たしておつた
ということも事実のようであります。こ
の問題はもうすでにそういう行政警察
の規則が變つたのでありますから、
これは問題にはならぬと思ひます、
したが、ただいま私のほうで調査をし
たところによりまして、国家公安委員
会規則によりまして警察のほうの巡回
連絡という制度がございまして、それ
はもろん強制的なものじゃございま
せんが、国民の協力を得てそういう災
害の予防、犯罪の予防というふうな
ことに役立てるような巡回連絡の調査
は今でもやつておるのであります、権
力的なものであるとかそういう一方
的なものであるとかいう建前になつて
いない、こういうわけでありませう。

○岩間正男君 巡回連絡というものは
今でも行なわれているというんですが、
これは何ですか、職務行為をやつてお

るんですか、これがもしも戸口調査というふうな発展すれば、これは職権行為にはつきり変わってくる。そうしてしかも、個人の市民の家庭生活まで立ち入る、こういうことになるんですから、明らかにこれは憲法違反ですね。そういうことになるんですが、この巡回連絡というのは、これはいつ始まったんですか。

○国務大臣(中垣國男君) この国家公安委員会規則による巡回調査といふのは、別にそういう権力的なもので何でもなくて、任意調査でありますから、強制をするという、しるというふうな制度にはなっていないわけでありまして、でありますから、今お尋ねのような疑念は生ずる余地がないという建前からできておるのであります。特別にこれを発展させるとかさせないとかいう考え等は別に持っておりません。

○岩間正男君 巡回連絡の問題でも、非常にこれはまだ戦前の警察に対するそういう考えを持った立ちおくれた思想があります。そういうところで、これが運用されますと、相当な圧力になって、現に家庭調査のようなものも相当これはやっていると、そういう事態が生じてくる。この点については、これは嚴重に行き過ぎ、それからそれがさらに今言ったような戸口調査に発展する、そういう契機に今度の誘拐事件なんか逆用されるということがあれば、非常にこれは重大な問題だと思ふのです。この点はさつき法務大臣が明言されたように、断じてこれは戸口調査というものは今後行なわれない、閣議でも話題には出たけれども、これ

は誤りであった、こういうふうに確認してよろしいですか。

○国務大臣(中垣國男君) 私が先ほど申し上げました戦前の行政警察規則によるそういうようなものを復活させる考え方は毛頭ない、これははっきり申し上げておるのであります。これは、閣議で出しましたのも、以前のような戸口調査というものができたというふうなものもが前提となつての検討をしてみましようというふうな結果になつたわけでありまして、その結果、そういうことは復活させないと、こういうふうに申し上げておるわけです。

それから、御指摘をなさいました巡回連絡によりましての今までのたとえばそういう弊害が起きたことがあるかというふうなことであります。そういうふうなことは一べんも聞いたことはございません。これをもつと権力的なものにして一方的な調査ができるようなことにするとかいうようなことは、政府としては全然これは考えていないわけでありまして、

それからなお、この問題につきましましては、ここに国家公安委員長がおられますから、公安委員長からひとつ聞いていただきたいと思います。法務大臣の主管ではないと思ふのです。

○岩間正男君 公安委員長からもこれは伺いたいと思ふのであります。この点ですね、明確にして下さい。

○国務大臣(篠田弘作君) この巡回連絡というのは、ここに書いてありますとおり、「受持勤務員は、良好な公衆関係を保持するため、家庭、商社、工場等各戸を訪問して行く巡回連絡に際しては、強制にわたることをさけ、犯罪の予防及び災害、事故等の防止の指

導をする等公衆に対する積極的な奉仕を行い、公衆との融和の増進を図るとともに、その自発的協力によつて犯罪情報を収集するようにつとめなければならない」と書いてありますから、ここにあるとおりの問題に関する限りは巡回連絡は継続するつもりであります。

○岩間正男君 これは、きよりの質問の中で詳細にやる気持はありません。これは別な機会にやりたいと思ひますから、相当行き過ぎの問題もこれはあるのだ、そういうことは確認されていらないといふけれども、いろいろそういう問題があるのです。これが一般職務行為からさらにまた職権行為の方向に発展する、こういう事態があらばたいへんだし、これは警察法の改正のとき非常にやはりこの問題も大きな問題になつた問題であります。警察法の改正は、これは国民の意思で一応できなかったものであります。これがこういふ機会に誘拐事件というふうなものに藉口して復活される、こういうことのないように、これははっきり戒めなければならぬと、こういうふうに思ひます。

もう一つお聞きしたいのですが、これは法務大臣ですが、今度の問題で罰則強化あるいは法改正に持つていく、そういうふうな誘拐事件そのものを、ともするとそういう形で解決しようとする、問題の本質からやっぱりするのじゃないか。リンドバーグ事件の問題が出ましたけれども、これはどうですか、リンドバーグの問題があつてアメリカで法改正をやつて死刑を科すと、こういうことで、実際は犯罪は消えましたが。犯罪は少なくなつ

ていますか。これは統計的にあなた方調査されていると思うが、そう行つていない。だから、法改正をして刑量を増くそれでこの問題は解決するといふような簡単なわけにはこれはいかないのじゃないか。問題はやはりこの誘拐事件のしかも逮捕捜査、こういうものの不備の問題について、これは私はあつて質問したいと思ふのですが、もつと本質に触れる問題を明確にする、そしてそこで現状の不備といふものをさつきより出さすといふことをしなさいと、単に法改正をやつて刑量を増くすればそれで何と解決するといふような簡単なところに問題を持つていくべきでないと思ひます。その点はいかがですか。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。岩間さんのお説のとおりに、法定刑の引き上げで罰則を重くすることがこの種の問題を全部防ごうとすることができないといふふうには実は考えておりません。その点には同意であります。しかしながら、最初に私たちが稲葉さんにお答えしたと思うのでありますが、身のしろ金を要求するといふような誘拐事件、かりにそういう新しい形態の犯罪に対処しようとしたとしても、現在の刑法では実は必ずしも十分とは言えない問題もあるのです。それからその他の誘拐事件の刑につきましても、いろいろほかの犯罪とのバランスという問題もありまして、やはりこの際は引き上げるべきであるといふ結論に到達して、刑法改正準備草案には盛り込まれているのであります。これはまあこれだけで全部を防ぐといふことはできないのであります。けれども、それでは刑罰を引き上げることが

何ら影響がないかという、私はやはり影響があると思ふのです。ただ、これで事足れりといふふうには考えるべきではないといふそういうお説に對しましては同意でございます。その趣旨は十分尊重して参りたいと思ひます。

○岩間正男君 まあ……。

○委員長(島龜徳次郎君) 簡単に結論をつけて下さい。

○岩間正男君 これは警察機構問題ですね、この問題を徹底的に論じなければ今度の誘拐事件の眞の原因といふものは明らかにならないと思ふ。これはあとでやりますけれども、要は、ほんとうに民衆の警察として警察の任務といふものを徹底させる、そこにはつきりした根拠を置かなければ私はやはり今度のような事件といふものは根絶されない、こういうふうには考えております。そういう点からいいますと、どうも今の刑罰だけを問題にする——

むしろその大臣は言つておられないわけですから、このほうが一番大元なことで、一番大元の問題を明らかにしないで、小手先のやうな第二次的な量刑だけの問題を出してきたのでは根本的な解決はあり得ない。アメリカの例を見ますといふと、かえつて死刑を出したのが犯人は死を覚悟して凶暴化する、こういう事態が現実に起こつてゐるのですから、ですから、どうしてもこの問題の一番大元である根因をはつきり突き詰めるということが最大の問題だと思ひますので、念のためこれは付け加えておきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 ちょっと、私がさつきお聞きしてました捜査費の問題、

警備警察は答えがあったのですが、刑事警察のほうは何かはつきりしないので、ひとつ正式に答えてもらいたいと思うのです。

○政府委員(宮地直邦君) 刑事警察の捜査費は、三億七千四百四十二万三千円でございます。

○稲葉誠一君 そすると、私がいた資料のとおりですね。そこで、これは気づくことですが、これは警察行政の基本問題にも関連をするのですが、一般刑事警察の捜査費が三億七千万しかない。警備警察の捜査費が倍以上の八億三千万もあるということ、これは、現在の警察がいわゆる公安警察を中心に行き過ぎていて、個人の生命、財産、身体を守る一般刑事警察というものを軽視をしている、そういう行き方、これをはつきり表わしておるのじゃないですか。それは刑事局長はどういうふうに考えます。

○政府委員(宮地直邦君) 刑事警察と警備警察との比較を金額、人員等においていたすことは困難でございます。やはり費用は多いほうがいいことは事実でございますが、その事案の性質上こういう数字になつておるものと考えます。

○稲葉誠一君 人員、費用で比較するのは困難だと。それじゃ何と比較するのですか。比較するしようがないのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 刑事警察の対象としておりますのは、御承知のとおり、ことに刑法犯を中心とする事件でございます。こういう場合の質にかんがみまして、この費用で足りるか足りないかという問題になりました場合に、われわれ刑事警察の刑事の活動に

促すために予算が多いことを期待いたしますが、はたしてそれでは警備警察の費用と比較においてこれで不十分かどうかというところは、これは一がいに言えるものじゃないと思うのでござい

ます。

○稲葉誠一君 私は、刑事警察が警備警察と比較して不十分だとか何とかというのを聞いていたのではなくて、日本の警察の動向を見るときに、捜査費がどういふふうに配分をされているかというのを一応見ますと一番わかりいいじゃないですか。そうならば、警備警察に重点をずつと置かれて、いわゆる公安事件中心に日本の警察が運用をされているとこの数字から見られるじゃないですか。それから、人数の点でもそうですよ。全体が十三万人の中で、刑事警察が一九・一%です。それで鑑識を入れないとい

うと二万二千です。刑備が一四・一%で一万八千幾らですね。これは今交通事件が非常に多いわけですが、交通ラッシュで交通事件が非常に多くて困っているわけですが、それじゃ交通事件の一人人数はどのくらいあるかというところ、一万二千三百五十人じゃありませんか。警備警察よりもずっと少ない人数で交通警察というものが運用されているじゃないですか。こういう国民に必要な部面のもので非常に少ない。交通警察の予算を見れば七億六千万でしよ。警備警察は二十二億です。三倍以上の金が警備警察にかかっているじゃないですか。そういう形の日本の警察の運用ということ、これが一般刑事警察というものが軽視をされてくる現実の一つの原因をなしている。日本の警察行政の一つの流れとい

うものが公安行政を中心に行なわれ過ぎていて。そつちにウエイトがずつといつているわけですね。だから、普通の警察が予算の面でも人的な面でも少なくなされてきて、そこに一つの問題が出てきているわけですね。これが日本の警察の今の姿じゃありませんか。これは予算面、人数の面から見れば、率直にそういうことが私は言えると思うわけですね。しかし、あなたは言えないと、こつ言いかもしれない。見解の相違であるかもしれないが、私はそういうふう

に考える。だから、だれが見ても警備警察のほうが進んでいっちゃって、刑事警察のほうがあと回しにされておるのじゃないか。こういう一つ一つの形が日本の警察に現われていると考えるを得ない、こつ私は思うわけですね。ここに警察制度のわれわれが考慮しなきゃならぬ問題がある、こついうふうに考えるわけですね。

それ、刑事警察が現実には扱う事件と警備警察が扱う事件で、そうして警察が立件をした事件、これはどういふふうな割合になつていますか、全体として大ざつぱでもいいですよ。刑事警察が扱って警察が立件をして検察庁に送る事件と、警備警察の中で立件をして検察庁に送る事件と、これは一体どういふふうな数字になつてい

と、こついうものを含めまして最近はお約百五十万件であります。

○稲葉誠一君 大体、一般刑事警察だから、一人一件と見ていいでしよ。そういう勘定ですね。共犯のやつを一件と見てい

ますね。大体百五十万人でしよ、大ざつぱに見てね。これは交通違反、道交法事件は入れないのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 入れておりません。

○稲葉誠一君 ここにまた日本の警察のあり方が問題になつてくるのじゃないですか。これは国家公安委員長、あなたお忙しいのでやめますけれども、まあ聞いておいていただきたいと思

う。法務大臣も聞いておいてほしいと思ふけれども、こついうような形の統計を一つ見て、刑事警察が三億七千万、警備警察が八億三千万。事件となつてくるものを見れば、警備警察はわずかに九百四十六件で二千三百三十九人、事件として上がつてくるものが、一般刑事事件は百五十万人以上が事件になつて立件をされておる、こついう数字ですよ。こついう形の中で、しかも捜査の費用というものは警備警察が一般刑事警察の倍以上になつてい

る。このあり方、これは非常にゆがんだ形で日本の警察が運用されておるわけですね。それは政治目的があつてそういうゆがんだ形がとられてい

も、結局意見が分かれるところでしょう。私どもはそういうふう

に考えておるわけですね。だから、公安委員長としては、それは会議のチェアマンで済むかどうかかわかりませんが、全体に日本の警察がこついう動向に行つてい

るというのを私ははつきり把握して、まあこれだけのことを言つて、私は答弁を求めていますから、きょうの私の質問を終わります。終わつた中で最終的に私どもとへ戻つて、この二つの事件を何とか早急に解決をせひしていただきたい。こついう批判は批判として、それはもう別として、早急に解決をしていただきたいと、こついうことを私として心からお願ひをして、期待をしておるから、こついうふうな形で一応きょうの私の質問は終わります。いづれまた日を改めて警察制度の基本的な問題については私自身もつと深く研究をした中で質問を続けていきたい、こついうふうに考え

ます。

きょうは、時間の関係で、私の質問はこれで終わります。

○委員長(島田徳次郎君) 他に御発言もないようでありますから、一応この程度でとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

目次

- 第一章 関係法令の一部改正等
(第一条―第三十九条)
- 第二章 経過措置(第四十条―第四十五条)
- 附則

第一章 関係法令の一部改正等

- (商事非訟事件印紙法の一部改正)
- 第一条 商事非訟事件印紙法(明治二十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「登記ニ関ル場合ヲ除ク外」を削る。

(登録税法の一部改正)

- 第二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

- 第六条第一項第十四号ノ四の次に次の一号を加える。

- 十四ノ五 商号ノ仮登記

- 每一件 千二百円

(民法の一部改正)

- 第三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

- 第四十八条第一項中「旧所在地ニ於テハ二週間内ニ」を「二週間内ニ旧所在地ニ於テハ」に、「新所在地ニ於テハ三週間内ニ」を「新所在地ニ於テハ」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正)

- 第四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

「第五章 商業登記

- 第一節 通則
- 第二節 商号ノ登記
- 第三節 未成年者及支配人及被配人ノ登記
- 第四節 合名会社及合資会社ノ登記
- 第五節 株式会社ノ登記
- 第六節 有限会社ノ登記
- 第七節 外国会社ノ登記
- 第八節 外国会社ノ登記
- 第九節 外国会社ノ登記

目次中

- ビ後見人ノ登記
- 会社ノ清算人ノ登記
- 合資会社ノ登記
- 登記
- 登記

商業登記ノ嘱託」に改める。

- 第三十七条中「第一項」を削り、「第百三十八条、第百七十五条、第百七十六条及び第百七十七条」を「及び第百三十八条」に改める。
- 第百七十七条に次の一項を加える。

- 前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス
- 第百二十条第二項中「申請書」の上に「法人設立ノ登記」を加え、同条第一項を削る。

- 第百二十一条第二項中「申請書ニハ理事又ハ仮理事ノ資格ヲ証スル書面及ビ」を「事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其他登記事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ」に改め、同条

第三項及び第一項を削る。

- 第百二十二条第二項中「申請書」の上に「法人ノ解散ノ登記」を加え、同条第一項を削る。
- 第百二十四条及び第百二十五条を次のように改める。

- 第百二十四条 商業登記法第二条乃至第五条、第七條乃至第十八條、第二十条乃至第二十三条、第二十四条第一号乃至第十二号及び第百七条乃至第百二十条ノ規定ハ法人及び日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ同法第五十五條第一項、第五十六條乃至第六十三條ノ規定ハ法人ノ登記ニ同法第百三十三條乃至第百六条ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

- 第百二十五条 不動産登記法第九條、第十一條乃至第十三條、第二十條、第二十一条、第二十二條、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第四十九條、第六十一條乃至第九号、第五十九條、第六十三條、第六十四條、第百四十九條乃至第百五十五條、第百五十七條及び第百五十七條ノ二ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

- 前項ニ定ムルモノノ外夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第百三十五條ノ六第二項を削る。

- 第百三十五條ノ三十五第二項中「ヲ受ケタルトキハ」遲滞ナク其登記ヲ為スコトヲ要ス但「を」ニ因リ登記ヲ為シタルトキハ」に改める。
- 第百三十五條ノ三十九を次のように改める。

- 第百三十五條ノ三十九 削除
- 第百三十五條ノ五十八第三項を削る。
- 第百三十八條ノ十五中「第百三十五條ノ三十九乃至」を「第百三十五條ノ四十、」に改める。
- 第三編第五章を次のように改める。

- 第五章 商業登記ノ嘱託
- 第百三十九條 左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス
- 一 会社ノ清算人ノ解任ノ裁判アリタルトキ
- 二 合名会社、合資会社又ハ有限会社ノ設立ノ取消ノ判決方確定シタルトキ
- 三 合名会社又ハ合資会社ノ社員ノ除名又ハ業務執行権若クハ代表権ノ喪失ノ判決方確定シタルトキ
- 四 株式会社ノ取締役、監査役、代表取締役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人ノ職務ヲ一時行フベキ者ヲ選任シタルトキ
- 五 株式会社ノ取締役、監査役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人ニ付職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任シ又ハ其処分ノ變更若クハ取消ヲ為シタルトキ
- 六 株式会社又ハ有限会社ノ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決方確定シタルトキ
- 七 株式会社ノ創立總會若クハ株主總會又ハ有限会社ノ社員總會ノ決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議無効確認、決議取消又ハ決議變更ノ判決方確定シタルトキ
- 八 株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効ノ判決方確定シタルトキ
- 九 有限会社ノ資本増加又ハ資本減少ノ無効ノ判決方確定シタルトキ

- 第百四十條 本法ノ規定ニ依リ裁判所方登記ヲ嘱託スルトキハ嘱託書ニ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第百四十一條乃至第百五條 削除

- (供託法の一部改正)
- 第五條 供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条ノ二中「指定シタル者ガ」の下に「供託官トシテ」を加える。
- 第一条ノ三及び第一条ノ五から第一条ノ七までの規定中「供託官吏」を「供託官」に改める。

- (不動産登記法の一部改正)
- 第六條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

- 「登記官吏」を「登記官」に改める。

第十二条中「指定シタル者カ」の下に「登記官トシテ」を加える。

第四百九条第二項中「商業登記ニ付キ定メタル公告ト同一ノ方法ヲ官報ニ改める。

(商法の一部改正)

第七条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「旧所在地ニ於テハ二週間内ニ」を「二週間内ニ旧所在地ニ於テハ」に、「新所在地ニ於テハ三週間内ニ」を「新所在地ニ於テハ」に改める。

第二百十条第四号中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ三」に改める。

第二百八条ノ四第二項中「第二百二十四条ノ二第一項」を「第二百二十四条ノ三第一項」に改める。

第四百九十八条第一項第九号中「第三百四十一条ノ三第一項」を「第三百四十一条ノ三」に改める。

(住宅組合法の一部改正)

第八条 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第六条ノ二」の下に「第十五条」を加え、「及第六十六条」を「第九十六条、第九十八条及第九十五条」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ同法第十四条第一項第三号中理事及監事ノ氏名、住所トアルハ代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格トス
第十六条に次の一項を加える。
非訟事件手続法第百三十八条及

第百三十八条ノ三並ニ商業登記法第一条乃至第四条、第七條乃至第十一條、第十三條、第十四條、第十七條、第十八條、第二十一條乃至第二十三條、第二十四條第一号乃至第四号、第六号、第八号乃至第十二号及第十四号、第二十五條、第二十六條、第五十六條第二項及第三項、第五十七條乃至第五十九條、第六十一條第一項並ニ第二百七條乃至第二百二十條ノ規定ハ住宅組合ニ付テハ準用ス

(農林中央金庫法の一部改正)

第九條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條中「及第十條ノ五乃至第十條ノ八」を「第十條ノ五乃至第十條ノ八、第十五條、第九十六條、第九十八條及第九十五条」に改め、同條に次のただし書を加える。

但シ同法第十四条第一項第三号中理事及監事ノ氏名、住所トアルハ代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格トス
第七條に次の一項を加える。
非訟事件手続法第百三十八条及第百三十八条ノ三並ニ商業登記法第一条乃至第五條、第七條乃至第十四條、第十六條乃至第十八條、第二十條第一項及第二項、第二十一條乃至第二十三條、第二十四條第一号乃至第十二号、第二十五條、第二十六條、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項及第二項、第五十六條第二項及第三項、第五

十七條乃至第五十九條、第六十一条第一項並ニ第二百七條乃至第二百二十條ノ規定ハ農林中央金庫ニ付テハ準用ス

(農村負債整理組合法の一部改正)

第十條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項第三号を次のように改める。

三 代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格

第二十四條第一項中「並ニ非訟事件手続法」を「非訟事件手続法」に、「第百十七條」を「第百十七條第一項」に、「第百三十六條乃至第百三十八條、第百四十二條、第百四十三條、第百四十七條乃至第百五十七條及第百七十五條乃至第百七十七條」を「及第百三十六條乃至第百三十八條並ニ商業登記法第二條乃至第五條、第七條乃至第十二條及第十四號、第二十六條、第五十五條第一項、第五十六條乃至第五十九條並ニ第百七條乃至第百二十條」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十一條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第五号を次のように改める。

五 代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格

第十六條第二項中「前項ノ登記」を「設立ノ登記」に改め、同條第一項を削る。

第十七條第二項中「前項ノ登記ノ申請書ニハ申請人ノ資格ヲ証スル書面及」を「事務所ノ新設、移転其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ」に改め、同項ただし書及び同條第一項を削る。

第十八條第二項中「前項ノ登記」を「解散ノ登記」に改め、同條第一項を削る。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條及第二十條 削除

第二十一條第一項中「支局」の下に「若ハ出張所」を加える。

第二十三條中「第百三十八條ノ三、第百三十九條ノ二、第百四十條第四号、第百四十二條乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十七條、第百六十五條、第百七十二條乃至第百七十六條(第百七十五條第二項中登記ノ申請人ニ關スル部分ヲ除ク)、第百七十七條及第百七十八條第二項本文」を「及第百三十八條ノ三、商業登記法第二條乃至第五條、第七條乃至第二十三條、第二十四條第一号乃至第十二號、第二十五條、第二十六條、第五十一條乃至第五十六條乃至第五十九條、第六十一條第一項及第百七條乃至第百二十條」に改める。

(保險業法の一部改正)

第十二條 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「前項ノ登記ノ申請書ニハ」を「前項ノ規定ニ依ル第四十條第二項ニ定ムル登記ノ申請書ニハ」に改め、

ノ申請書ニハ定款並ニ」に改める。

第三十一條中「第百十六條並ニ」を「第百十六條、」に改め、「及第三百八十條」の下に「並ニ商業登記法第七十一條及第七十三條」を加える。

第七十九條中「非訟事件手続法」の下に「及商業登記法」を加える。

第二百一號第一項中「且」の下に「囑託書ニ命令書ノ謄本ヲ添附シテ」を加える。

第百八條第二項中「直ニ」の下に「囑託書ニ其ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附シテ」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三條 農業協同組合法(昭和十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第三項中「非訟事件手続法第百七十二條乃至第百七十四條」を「商業登記法第五十一條乃至第五十三條」に改める。

第七十四條第二項第五号を次のように改める。

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十四條第四項第四号を次のように改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十六條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内」に改め、同項に「新所在地においては三週間以内」を加える。
第八十條を次のように改める。

第八十条 削除

第八十三条第二項中「前項」を「組合若しくは農事組合法人又は中央会の設立」に、「定款並びに」を「定款、」に、「及び役員たることを」と並びに代表権を有する者の資格」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加え、同条第一項を削る。

合併に因る組合又は農事組合法人の設立の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合又は農事組合法人の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併に因つて消滅する組合又は農事組合法人の事務所があるときは、この限りでない。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十五条第二項中「前項」を「組合若しくは農事組合法人又は中央会の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項又は第四項の事項の変更」に改め、同条第一項を削り、同条に次の一項を加える。

組合又は農事組合法人の合併に因る変更の登記には、第八十三条第二項の規定を準用する。

第八十六條第二項中「前項」を

「第七十八條の規定による組合若しくは農事組合法人又は中央会の解散」に改め、同条第一項を削る。

第八十七條及び第八十八條を次のように改める。

第八十七條及び第八十八條 削除

第八十九條第二項中「前項」を「組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算終了」に改め、同条第一項を削る。

第九十二条を次のように改める。

第九十二条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記には、商業登記法第二条から第五条まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條並びに第七十條から第七十二條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十四條第二項又は第四項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは「農業協同組合法第六十九條第一項本文（同法第七十三條第四項及び第七十三條の三十第三項において準用する場合を含む。）の規定による清算人（中央会を代表しない副会長又は理事

で清算人となつた者を除く。）」と読み替へるものとする。

（農業災害補償法の一部改正）

第十四條 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五號）の一部を次のように改正する。

第五十九條第二項第三号を次のように改める。

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十一條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内又は旧所在地においては三週間以内」に改め、同条第三項中「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては二週間以内」に改める。

第六十五條を次のように改める。

第六十五條 削除

第六十八條第二項中「前項」を「農業共済団体の設立」に、「役員たることを」と代表権を有する者の資格に改め、同条第三項中「証する書面」の下に、並びに合併に因つて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本を加え、同条第一項を削る。

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 削除

第七十條第二項中「前項」を「農業共済団体の事務所の新設又は事務所の移転その他第五十九條第二項の事項の変更」に改め、同条第三項中「第六十八條第三項」を「第六十八條第二項」に改め、同条第一項を削る。

第七十一條第二項中「前項」を「第六十三條の規定による農業共済団体の解散」に改め、同条第一項を削る。

第七十二條及び第七十三條を次のように改める。

第七十二條及び第七十三條 削除

第七十四條第二項中「前項」を「農業共済団体の清算終了」に改め、同条第一項を削る。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 農業共済団体の登記には、商業登記法第二条から第五条まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四號、第十五條、第二十六條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條並びに第七十條から第七十二條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「農業災害補償法第五十九條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、「農業災害補償法第五十四條本文の規定による」と読み替へるものとする。

（閉鎖機關令の一部改正）

第十五條 閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號）の一部を次のように改正する。

第十九條の十三中「非訟事件手続法明治三十一年法律第十四號」を「昭和三十一年法律第十四號（昭和三十一年法律第十四號）を「商業登記法（昭和三十一年法律第十四號）に改め、同条第一号」を「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

第十九條の二十五中「非訟事件手続法第七十八條」を「商業登記法第六十四條第二項」に改める。

第二十三條第三項及び第八項中「登記官吏を「登記官」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第十六條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）の一部を次のように改正する。

第九號を次のように改める。

八 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

第四百十條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内又は旧所在地においては三週間以内」に改め、同条第三項中「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては二週間以内」に改める。

第四百十三條を次のように改める。

第四百十三條 削除

第四百十三條中「清算人は」を削り、「清算終了」を「清算終了」に改める。

第四百六十六條第二項中「前項に規定する」を「証券取引所の」に、「及び役員の選任があつたこと」を「があつたこと及び代表権を有する者の資格」に改め、同条第一項を削る。

第四百四十七條を次のように改める。

第四百四十七條 削除

第四百四十八條第二項中「前項に規定する」を「証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第三百三十八條第二項に掲げる事項の変更の」に改め、同条第一項を削る。

第四百四十九條第二項中「前項の規定による」を「証券取引所の解散の」に、「理事」を「証券取引所を代表すべき理事」に、「清算人の資格」を「証券取引所を代表すべき清算人であること」に改め、同条第一項を削る。

第五百十條を次のように改める。

第五百十條 削除

第五百五十三條を次のように改める。

第五百五十三條 商業登記法第二条から第五條まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四號、第二十六條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項並びに第七百七條から第七百二十條までの規定は、この法律による登記に、これを準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「証

証券取引法第三百三十八條第二項」と読み替へるものとする。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第十七條 損害保険料率算出団体に

関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項第六号を次のように改める。

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第二十條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「料率団体の設立」に改め、同項第三号中「理事及び監事の選任があつたこと」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条とする。

第二十一條を次のように改める。

(変更登記の申請手続)

第二十一條 料率団体の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第十六條第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十二條、第百三十六條、第百三十七條及び第百三十八條の規定は、料率団体にこれを準用する。

(商業登記法の準用)

第二十五條 商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第二条から第五條まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四號、第二十六條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで並びに第七百七條から第七百二十條までの規定は、この法律による登記にこれを準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第十六條第二項」と読み替へるものとする。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十八條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項第五号を次のように改める。

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十六條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内」に改め、同項第二項中「新所在地においては三週間以内」を「二週間以内」に改め、同項を同条とする。

第七十八條を次のように改める。

第八十條 削除

第八十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併

に因つて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第八十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併に因る変更の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第八十六條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十八條の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八十七條及び第八十八條を次のように改める。

第八十七條及び第八十八條 削除

第八十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算終了」に改め、同項を同条とする。

第九十二條を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第九十二條 組合の登記には、商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第二条から第五條まで、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十

二号まで及び第十四號、第二十五條、第二十六條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條並びに第七百七條から第七百二十條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九條本文の規定による」と読み替へるものとする。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十九條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十三條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内」に改め、同項第二項中「新所在地においては三週間以内」を「二週間以内」に改め、同項を同条とする。

第七十八條を次のように改める。

第八十條 削除

第八十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併

に因つて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十四條を次のように改める。

第八十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併に因る変更の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第八十六條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十八條の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百八条 削除

第百十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 合併に因る組合の設立の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併に因つて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

第百十一条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第百十二条を次のように改める。

第百十二条 削除

第百十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第百一条第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併に因る変更の登記には、第百十一条第二項の規定を準用する。

第百十四条を次のように改める。

第百十四条 削除

第百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第百六条の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百十六条及び第百七条を次のように改める。

第百十六条及び第百七条 削除
第百十八条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算終了」に改め、同項を同条とする。
第百二十一条を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第百二十一条 組合の登記には、商業登記法(昭和三十八年法律第...号)第二条から第五号まで、第七号から第二十三号まで、第二十四条第一号から第二十二号まで及び第十四号、第二十五号、第二十六号、第五十三号、第五十五号第一項、第五十六号から第五十九号まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六号、第六十八号第二項、第六十九号、第七十号並びに第七七条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五号中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六号第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百一条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「水産業協同組合法第七十三条本文(同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六号第五項、第百条第五項及び第百条の十四第五項において準用する

る場合を含む。の規定による」と読み替へるものとする。
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第二十号 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第百八十三条第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同項を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第百八十三条第四項第四号を次のように改める。

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第百八十五条第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内」に改め、同項中「新所在地においては三週間以内」を「三週間以内」に改める。

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

第九十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は中央会の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

第九十五条第一項を次のように改める。

組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第百八十三条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
第九十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記簿の謄本を添附しなければならない。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

第九十七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第百八十八条の規定による組合又は中央会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第九十八条及び第九十九条を次のように改める。

第九十八条及び第九十九条 削除

第百条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は中央会の清算終了」に改め、同項を同条とする。

第百一条中「の規定」を「及び第百四十条(嘱託書の添付書面)の規定」に改める。

第百三条を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第百三条 組合又は中央会の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第...号)第二条から第五号まで(登記所及び登記官)、第七号から第二十三号まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五号、第二十六号(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五号第一項、第五十六号から第五十九号まで、第六十一条第一項及び第三項(合名会社の登記)並びに第百七条から第百二十条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を、組合の登記については、同法第二十四号第十三号及び第十五号(申請の却下)、第二十七号(類似商号登記の禁止)、第四十二号(市町村の意義)、第五十三号(支配人の登記)、第六十六号、第六十八号第二項、第六十九号並びに第七十号(合併の登記)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六号第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文

する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百九十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による」と読み替えるものとする。

第六十八條、第六十九條第二項及び第七十條第一項中「登記官吏」を「登記官」に改める。

(株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

第二十五條 株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

(資本組入等による変更の登記)
第十一條の二 再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添附しなければならない。

2 第四條第一項の規定により新株の発行価額の一部を株主に払い込ませて新株を発行した場合の変更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十一年法律第二十号)第八十二条第一号及び第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

(信用金庫法の一部改正)
第二十六條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第四項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十七條第二項第十号及び第八十九條第六号」を「商業登記法(昭和三十一年法律第二十号)第八十條第十号及び第八十二条第四号」に改める。

第六十一條中「非訟事件手続法」の下に「明治三十一年法律第十四号」を加える。

第六十五條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十五條第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第六十七條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては三週間以内)」を「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。

第七十二條を次のように改める。

第七十二條 削除
第七十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立に、役員たることを代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十六條を次のように改める。
第七十六條 削除
第七十七條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。
3 金庫の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。
第七十八條を次のように改める。
第七十八條 削除
第七十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十條の規定による解散」に改め、同項を同条とする。
第八十條及び第八十一條を次のように改める。
第八十條及び第八十一條 削除
第八十二條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十三條の規定による清算終了」に改め、同項を同条とする。
第八十三條中「の規定」を「及び第八十四條(嘱託書の添付書面)の規定」に改める。
第八十五條を次のように改める。
(商業登記法の準用)
第八十五條 金庫の登記については、商業登記法第二條から第五條まで(登記所及び登記官)、

第七十七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く)。(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社(登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替えるものとする。

(森林法の一部改正)
第二十七條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第六十條第二項第七号を次のように改める。
七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
第六十二條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては三週間以内)」を「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。
第六十六條を次のように改める。
第六十六條 削除
第六十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。
第七十條を次のように改める。
第七十條 削除
第七十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会(当該登記所の新設又は事務所の移転その他第六十條第二項の事項の変更)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。
3 組合又は連合会の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は連合会(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。
第七十二條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十四條の規定による組合又は連合会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び第八十三條第三項」を削り、同項を同条第二項とする。
第七十三條及び第七十四條を次のように改める。
第七十三條及び第七十四條 削除

第七十七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く)。(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社(登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替えるものとする。

第七十七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く)。(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社(登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替えるものとする。

(森林法の一部改正)
第二十七條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第六十條第二項第七号を次のように改める。
七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
第六十二條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては三週間以内)」を「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。
第六十六條を次のように改める。
第六十六條 削除
第六十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。
第七十條を次のように改める。
第七十條 削除
第七十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会(当該登記所の新設又は事務所の移転その他第六十條第二項の事項の変更)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。
3 組合又は連合会の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は連合会(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。
第七十二條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十四條の規定による組合又は連合会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び第八十三條第三項」を削り、同項を同条第二項とする。
第七十三條及び第七十四條を次のように改める。
第七十三條及び第七十四條 削除

第七十七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く)。(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社(登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替えるものとする。

第七十七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く)。(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社(登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替えるものとする。

(森林法の一部改正)
第二十七條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第六十條第二項第七号を次のように改める。
七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
第六十二條第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては三週間以内)」を「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては」に改める。
第六十六條を次のように改める。
第六十六條 削除
第六十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。
第七十條を次のように改める。
第七十條 削除
第七十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会(当該登記所の新設又は事務所の移転その他第六十條第二項の事項の変更)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。
3 組合又は連合会の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は連合会(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本をも添附しなければならない。
第七十二條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十四條の規定による組合又は連合会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び第八十三條第三項」を削り、同項を同条第二項とする。
第七十三條及び第七十四條を次のように改める。
第七十三條及び第七十四條 削除

第七十七條から第二十七條まで(第二十四條第十六号及び第十七号を除く)。(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第四十二條(市町村の意義)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社(登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五條第二項」と読み替えるものとする。

第七百七十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会の清算終了」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。

(決議取消し等の登記の手續)
第七百七十五條の二 組合又は連合会の總會の決議を取り消し、若しくは無効とし、又は出資一口の金額の減少を無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三百三十五條ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第四百十條(嘱託書の添附書面)の規定を準用する。
第七百七十八條を次のように改める。

(商業登記法の準用)
第七百七十八條 組合又は連合会の登記には、商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第二條から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地

を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第二項」とあるのは「森林法第六十條第三項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百九十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「森林法第四百九十九條本文(同法第五百九十九條第五項において準用する場合を含む。)の規定による」と読み替へるものとする。

(漁船損害補償法の一部改正)
第二十八條 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第六十三條第二項第三号を次のように改める。
三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
第六十五條第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。
第七十條を次のように改める。
第七十條 削除
第七十三條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)(の登記簿の謄本)」を加え、同項を同条第二項とする。
第七十四條を次のように改める。
第七十四條 削除
第七十五條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十三條第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七十三條第一項及び第三項」を「第七十三條第二項」に改め、同項を同条第二項とする。
第七十六條を次のように改める。
第七十六條 削除
第七十七條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十八條の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。
第七十八條及び第七十九條を次のように改める。
第七十八條及び第七十九條 削除
第七十八條及び第七十九條 削除
第八十條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算終了」に改め、同項を同条とする。
第八十三條を次のように改める。
第八十三條 削除
(商業登記法の準用)
第八十三條 組合の登記については、商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第二條から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五條、第二十六條(登記簿等及び登記手

続の通則)、第五十三條(支配人の登記)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七十條から第七十二條まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、同法第二十五條中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第二項」とあるのは「森林法第六十條第三項」と、同法第六十一條第三項中「商法第二百九十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「森林法第四百九十九條本文(同法第五百九十九條第五項において準用する場合を含む。)の規定による」と読み替へるものとする。

5 第二項の場合においては、取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、その選任又は選定に関する書類を添附しなければならない。
第二百五十八條第七項中「解散又は」を削り、「合併契約書及び非訟事件手続法第九十三條ノ二第二項(合併による転換社債承継に関する登記)に掲げた書面」を「商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第九十條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号に掲げる書面を除く。)(に改め、同条第八項中「合併契約書、定款、創立総会の議事録」を削り、「合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三條ノ三第二項(合併による転換社債承継に関する登記の規定の準用)において準用する同法第九十三條ノ二第二項に掲げた書面」及び商業登記法第九十一條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号、第六十八條第一項第三号及び第九十條第二号に掲げる書面を除く。)(に改め、同条に次の三項を加える。
9 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる他の会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

(会社更生法の一部改正)
第二十九條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第二百五十二條に次の一項を加える。

5 第二項の場合においては、取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、その選任又は選定に関する書類を添附しなければならない。
第二百五十八條第七項中「解散又は」を削り、「合併契約書及び非訟事件手続法第九十三條ノ二第二項(合併による転換社債承継に関する登記)に掲げた書面」を「商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第九十條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号に掲げる書面を除く。)(に改め、同条第八項中「合併契約書、定款、創立総会の議事録」を削り、「合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三條ノ三第二項(合併による転換社債承継に関する登記の規定の準用)において準用する同法第九十三條ノ二第二項に掲げた書面」及び商業登記法第九十一條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号、第六十八條第一項第三号及び第九十條第二号に掲げる書面を除く。)(に改め、同条に次の三項を加える。
9 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる他の会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

5 第二項の場合においては、取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、その選任又は選定に関する書類を添附しなければならない。
第二百五十八條第七項中「解散又は」を削り、「合併契約書及び非訟事件手続法第九十三條ノ二第二項(合併による転換社債承継に関する登記)に掲げた書面」を「商業登記法(昭和三十一年法律第 号)第九十條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号に掲げる書面を除く。)(に改め、同条第八項中「合併契約書、定款、創立総会の議事録」を削り、「合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三條ノ三第二項(合併による転換社債承継に関する登記の規定の準用)において準用する同法第九十三條ノ二第二項に掲げた書面」及び商業登記法第九十一條(合併の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第六十七條第二号、第六十八條第一項第三号及び第九十條第二号に掲げる書面を除く。)(に改め、同条に次の三項を加える。
9 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる他の会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

10 第一項の場合において、合併の相手方たる他の会社が合併後存続するときは、第十七条第三項の規定は、適用しない。

11 前項の場合における合併の相手方たる他の会社の合併による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本、その会社の株主総会の議事録並びに商業登記法第九十条第一号、第三号及び第四号に掲げる書面(会社に関する同法第六十七条第二号に掲げる書面を除く。)を添附しなければならない。

(輸出入取引法の一部改正)

第三十条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五項を削り、同条第六項中「前項の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十七条第二項中「第七項」を「第六項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十九条第一項中「第八十七条」の下に「から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第一百条を加え、第九十七條第三項を「第九十七條第二項」に、「第九十三條第二項」を「第九十三條第一項」に改める。

第二十七條の十六中「第八十四条」の下に「から第八十九条まで、第九十一条から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第一百条を加え、第九十七條第三項を「第九十七條第二項」に、「第九十三條第二項」を「第九十三條第一項」に改める。

条」を加え、「第九十七條第三項」を「第九十七條第二項」に改める。(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第三十一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項第六号を次のように改める。

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十条第二項第七号を削り、同項第八号中「の理事」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第六十二条第一項中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては三週間以内)」を「新所在地においては三週間以内」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

第六十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する酒類業組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の)登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十条を次のように改める。

第七十条 削除

第七十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の

事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十条第二項に掲げる事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十四条の規定による酒類業組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

第七十四条及び第七十五条 削除

第七十六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の清算終了」に改め、同項を同条とする。

第七十七条中「の規定」を「及び第四百四十条(嘱託書の添附書面)の規定」に改める。

第七十八条を次のように改める。

(商法及び商業登記法の準用)

第七十八条 酒類業組合の登記については、商法第十一條(登記事項の公告)及び第六十一條(登記期間の起算)並びに商業登記法(昭和二十八年法律第 号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十六條まで(第二十四條第十三号及び第十五号から第十七号までを除く。)(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第

二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七百七條から第七百二十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項」と読み替へるものとする。

第八十三條中「第五十一條から」の下に「第六十五條まで、第六十七條から第六十九條まで、第七十一条から第七十三條まで及び第七十六條から」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第三十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十九条第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第七十一条中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内(旧所在地においては三週間以内)」を「新所在地においては三週間以内」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六條 削除

第七十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立」に、「役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録」を「代表権を有する者の資格を証する書面」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の)登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第八十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十九條第二項(設立の登記の記載事項)の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 金庫の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。の)登記簿の謄本を添附しなければならない。

第八十二条を次のように改める。

第八十二条 削除

第八十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十四条解散の登記」の規定による解散に改め、同項を同条とする。

第八十四条及び第八十五条を次のように改める。

第八十四条及び第八十五条 削除

第八十六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十七條(清算終了の登記)」の規定による清算

結了」に改め、同項を同条とする。

第八十七条中「の規定」を「及び第四百四十条（嘱託書の添附書面）の規定」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第 号）第二条から第五

条まで（登記所及び登記官）、第七條から第二十七條まで（第二

十四條第十六號及び第十七號を除く。）（登記簿等、登記手続の

通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二條（市町村の意義）、第

五十三條（支配人の登記）、第五十五條第一項、第五十六條から

第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第

六十八條第二項、第六十九條、第七十條（合名会社の登記）並び

に第七十條から第二百二十條まで（登記の更正及び抹消並びに雑

則）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十

六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは、「労働金

庫法第六十九條第二項」と読み替へるものとする。

（株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第三十三條 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する

法律（昭和二十九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（資本組入等による変更の登記）
第十一条の二 合資会社又は有限

会社の再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書に

は、再評価積立金の存在を証する書面を添附しなければならない。

2 有限会社が第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部

を出資者に払い込まれた場合における資本増加による変更の登

記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第 号）第

九十六條各号に掲げる書面を添附しなければならない。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第三十四條 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第

百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「第百三條まで（第八十三條第三項及び第四項を除

く。）を第八十九條まで（第八十三條第三項及び第四項を除く。）

第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第百

條から第百三條まで」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三十五條 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律

第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第二項第七号を次のように改める。

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第四十八條第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削

り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第四十九條中「出資組合への移行に関する定款の変更の登記を

を「前条第二項第五号の事項を登記」に改める。

第五十條中「非出資組合への移行に関する定款の変更の登記を

を「第四十八條第二項第五号の事項の登記を抹消」に改める。

第五十一條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立

に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を

同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消

滅する組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、

当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りで

ない。

第五十一條第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第五十二條第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第四十九

條の規定による」に改め、同項を同条とする。

規定による」に改め、同項を同条とする。

第五十四條中「第九十二條まで、第九十四條、第九十五條第一

項及び第二項並びに第九十六條を「第八十九條まで、第九十一條、第

九十二條、第九十五條第一項及び第三項、第九十七條並びに第百

條に、「第九十五條第三項」を「第九十五條第二項」に、「第九十五

條第一項及び第二項中」を「第九十五條第一項中」に、「同法第八十五

條第一項中」を「同法第八十五條第一項及び第九十五條第一項中」

に、「同法第九十四條中「第八十三條第五項」とあるのは、中小企業団体の

組織に関する法律第四十八條第三項」と、「同法第九十七條第三項」を

「同法第九十七條第二項」に、「同法第九十八條第二項中「第九十三

條第三項及び前条第二項」とあるのは、前条第二項及び合併によつて

消滅する組合が中小企業団体の組織に関する法律第三十四條第一項

に規定する出資組合であるときは、同法第五十一條第三項」を「同法

第百三條中「中小企業等協同組合法第八十三條第二項」とあるのは

「中小企業団体の組織に関する法律第四十八條第二項」に改める。

第九十九條第二項中「第九十七條第一項及び第二項」を「第九十七

條第一項に改め、「及び第二項並びに第九十四條を削る。

第百條第二項中「第九十七條第一項及び第二項」を「第九十七條第一

の申請」を削り、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第百條の二 前二條の登記については、商業登記法（昭和三十八

年法律第 号）第七十一條並びに第七十三條第一項及び第三

項（組織変更の登記）の規定を準用する。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正）

第三十六條 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條中「第八十七條の下に「から第八十九條まで、第九十一

條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第百條」を加え、

「第九十七條第三項」を「第九十七條第二項」に、「第九十三條第二

項」を「第九十三條第一項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第三十七條 水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年

法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第百十五條第三項」を「第百十五條第二項」に改

める。

（民事訴訟法等の一部改正）

第三十八條 次に掲げる法令の規定中「登記官」を「登記官」に改め

る。
一 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）
二 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）

- 三 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）
- 四 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）
- 五 立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）
- 六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）
- 七 ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）
- 八 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）
- 九 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十一年法律第九十四号）
- （登記官吏等に関する規定の適用）
- 第三十九条 他の法令中登記官吏又は供託官吏に関する規定は、登記官又は供託官に関する規定として適用するものとする。

第二章 経過措置

（原則）

第四十条 商業登記法及びこの法律による改正後の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の規定による処分、手続その他の行為は、商業登記法及びこの法律による改正後の法令の適用については、別段の定めがある場合を除き、当該法令の相当規定によつてしたものとする。

（登記官及び供託官）

第四十一条 この法律の施行の際登記官吏又は供託官吏として指定されている者は、登記官又は供託官として指定されたものとみなす。

（支配人の登記）

第四十二条 この法律の施行の際支配人登記簿にされている会社その他の法人の支配人の登記は、すみやかに、法務省令で定めるところにより、会社その他の法人の登記簿に移さなければならない。

2 前項の登記については、同項の規定によりその登記を移すまでの間は、商業登記法第五十二条又はこれを準用する規定にかかわらず、なお従前の例による。

（本店移転の登記等）

第四十三条 この法律の施行前に、商業登記法第五十七条第二項、第六十九条第三項若しくは第七十三条第一項又はこれらの規定を準用する規定によれば同時に申請又は嘱託すべき登記の一部について登記の申請又は嘱託があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

（罰則）

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（省令への委任）

第四十五条 この章に定めるもののほか、商業登記法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附則

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。ただし、第七條中商法第二百十條第四号、第二百八十條ノ四第二項及び第四百九十八條第一項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪関係者の補償に関する請願（第二六一二号）

第二六一二号 昭和三十八年四月十五日受理

戦争犯罪関係者の補償に関する請願

請願者 鳥取県米子市皆生南大境二一三ノ三 八原博

通外十二名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

五月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案

（暴力行為等処罰に関する法律の一部改正）

第一条 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条第一項中「第二百八条第一項を」を「第二百八条」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第一条ノ二 銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二項ノ罪ハ刑法第三条ノ例ニ從フ

第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四条、第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第二条第一項中「前条第一項」を「第一条」に改める。

第三条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改め、同条第二項中「第一条第一項」を「第一条」に改める。

（裁判所法の一部改正）

第二条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「並びに昭和五年法律第九号」を、「暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）」に改める。

昭和三十八年五月十七日印刷

昭和三十八年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局